

四万十町

第2期障害者計画（改訂版）

第4期障害福祉計画

平成27年3月 四万十町

- 目次 -

第1部 序 論.....	1
第1章 計画策定にあたって	2
1.計画策定の趣旨	2
2.計画の位置つ け	2
3.計画の期間	3
4.計画策定にあたって	4
第2部 第2期障害者計画（改訂版）	5
第1章 計画の基本方針	6
1.基本理念（障害者施策における基本的な考え方）	6
2.基本目標	7
3.施策体系	8
第2章 施策の展開	9
基本目標1 お互いを思いやり、ともに支え合う環境づくり	9
基本目標2 地域生活を支える保健・福祉・医療の充実	15
基本目標3 こころ豊かな暮らしをもたらす社会参加の促進	26
第3章 計画の推進に当たって	35
（1）計画の推進体制の確立	35
（2）専門従事者の育成・確保	35
（3）行政職員の資質向上	36
（4）財源の確保	36
（5）相談支援体制の充実	36

第3部 第4期障害福祉計画.....	37
第1章 障害者総合支援法の施行.....	38
(1) 障害者総合支援法の基本理念.....	38
(2) 障害者総合支援法のポイント.....	38
(3) サービスの体系.....	38
第2章 障害福祉をめく る状況と今後の課題.....	40
1.障害のある人等の状況.....	40
2.平成26年度までの目標達成状況.....	42
3.障害福祉サービ スの利用実績.....	44
4.地域生活支援事業の利用実績.....	47
5.障害児支援サービ スの実績.....	52
6.アンケート調査の結果.....	53
7.ワークショップの結果.....	56
8.第4期障害福祉計画策定にあたっての課題.....	69
第3章 障害福祉サービ ス等の見込み量と確保のための方策.....	71
1.平成29年度の目標設定.....	71
2.障害福祉サービ スの見込量と確保のための方策.....	73
3.地域生活支援事業の見込み量と確保のための方策.....	76
4.障害児支援サービ スの見込み量と確保のための方策.....	81
資料編	83

第1部 序 論

第1章 計画策定にあたって

1.計画策定の趣旨

本町では、平成19年3月に障害者施策を計画的、総合的に推進するため、5年間の障害者施策のあり方を定めた「四万十町障害者計画」と計画的にサービスを提供していくため、数値目標を設定し、サービス提供体制の確保の方策を定めた「障害福祉計画」を策定し、障害のある人もない人も住み慣れた地域で安心して充実した人生を送ることかゝっていきる社会づくりに進めてきました。

これらの計画は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づき「障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に基づき「障害福祉計画」とです。

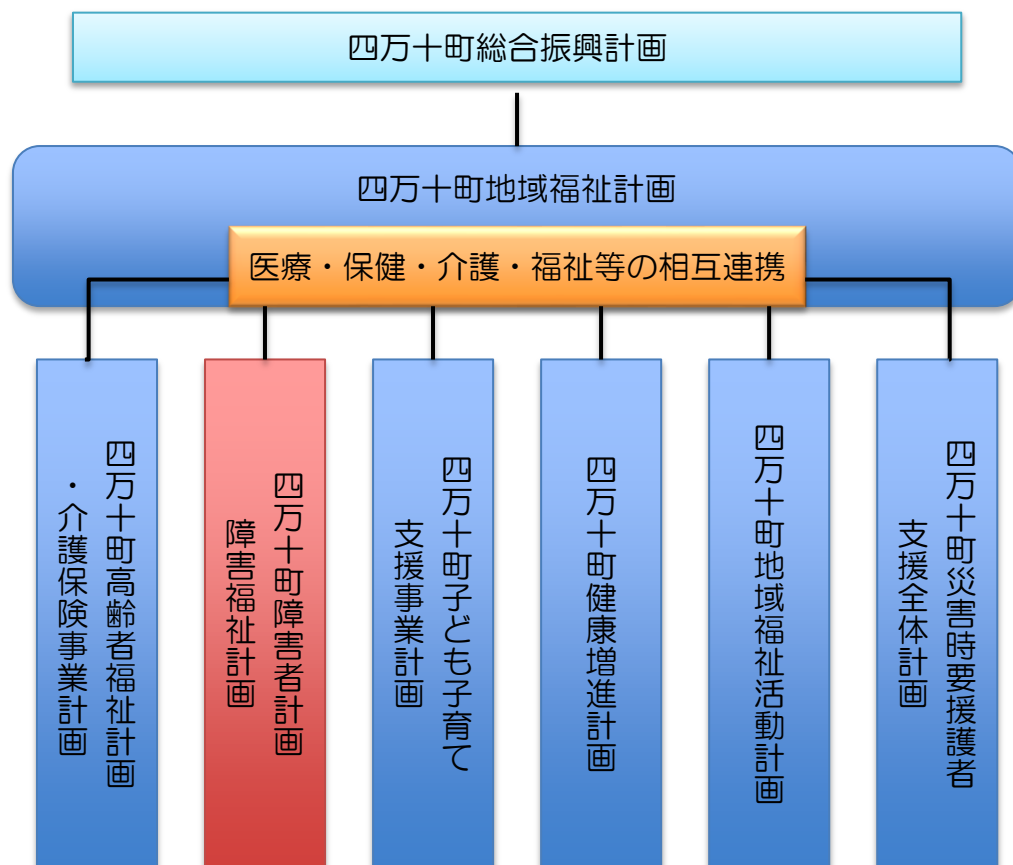
その後、「障害福祉計画」については平成21年3月に見直しを行い、「第2期障害福祉計画(平成21～23年度)」を策定しました。そして、平成24年3月には、平成23年度末で計画期間の半分をむかえる「障害者計画」の見直し及び平成24年度から平成26年度までを期間とする「第3期障害福祉計画」を策定しました。

このたびは、平成26年度末で「第3期障害福祉計画」が終了するため、国や高知県の障害者施策全般にわたる近年の動向を踏まえながら、「第2期障害者計画」に加筆修正を行い「第2期障害者計画(改訂版)」とすると同時に、新たに「第4期障害福祉計画」を策定するものとす。

2.計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条で定める「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づき業務の円滑な実施に関する市町村障害福祉計画」として位置づけられるものとす。

また本計画は、上位計画である「四万十町総合振興計画」や「四万十町地域福祉計画」との整合性を図り、個別計画である「四万十町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「四万十町子ども子育て支援事業計画」、その他の関連計画等とも関連して策定されるものとす。

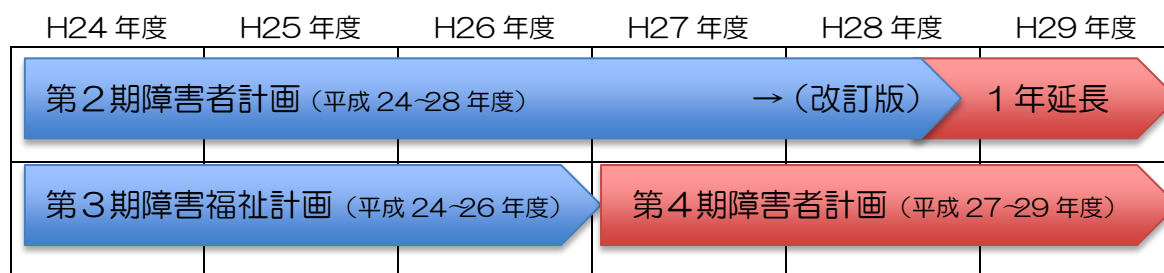


3.計画の期間

障害者基本法に基づいて「障害者計画」は、平成24年度から平成28年度までの5年間を計画期間として「第2期障害者計画」が策定されています。今回平成25年4月から施行された障害者総合支援法を加味し一部改訂を加え「第2期障害者計画（改訂版）」とし、計画期間を1年延長し平成29年度までとします。

障害者総合支援法に基づいて「障害福祉計画」は、3年を1期（ただし、第1期は平成19年度から平成20年度の2年間）としています。

第4期障害福祉計画は、平成27年度から29年度までを計画期間とします。



4.計画策定にあたって

障害者やその家族を含めた当事者の意見や障害福祉サービスを提供する事業者の意見、また学識経験のある方の専門的な意見等を計画に反映させるため、17名の委員からなる「四万十町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。

また計画策定の過程では、四万十町障害者自立支援協議会の意見を聴取したほか、住民参加を積極的に取り入れるために、下記のような方法でも、当事者の多様な声の聴取に努めました。

(1)障害者計画及び障害福祉計画策定委員の公募

策定委員を一般公募しましたが、応募者はありませんでした。

(2)アンケート調査の実施

①調査対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、四万十町在住で在宅生活を送っている65歳未満の方について原則全数調査を行いました。

②調査時期

平成26年7月実施

③回収結果

対象	対象者数	有効回収数	有効回収率(%)
65歳未満	347	177	51.0

(3)ワークショップの開催

平成26年10月に当事者やその家族、支援者等が集まりワークショップ形式で意見集約を行いました。

(4)ハートフルリックコメントの実施

実施時期 平成27年1月26日～2月15日

実施方法 町のホームページやケーブルテレビを活用して実施しました。

第2部 第2期障害者計画（改訂版）

第1章 計画の基本方針

1. 基本理念（障害者施策における基本的な考え方）

第2期四万十町障害者計画・第3期障害福祉計画を継承し、「ノーマライゼーション¹」の理念のもと、障害のあるなしにかかわらず、誰もがお互いにその個性を尊重し合いながら、主体的に社会参画できるまちづくりを目指します。

そのためには、

○自己選択・自己決定の原則のなかで、必要な支援を受けながら、安心して豊かな生活を送ることができる体制づくり

○地域社会の対等な構成員として、その人が持つ能力を十分発揮しながら、積極的に社会参加できる環境づくり

を進めていくことが必要であると考えます。

そこで、このまちづくりの方向性を

「温かな支え合いのなかで、一人ひとりが輝き、安心して暮らせる共生²のまち 四万十町」

というキャッチフレーズで表現し、地域全体がこの基本理念を共有しながら、その実現に向けた施策展開を図ります。

改正障害者基本法の主なポイント

- 障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重する「共生社会」の実現を目的に追加。
- 障害者の定義に、制度や慣行など社会的障壁により日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの、とする定義を追加。
- 円滑な投票のための投票所の整備や、裁判など司法手続きの際に手話など障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保することの配慮、関係職員に対する研修などを義務づけ。
- 教育について、本人や保護者に対し、「十分な情報を提供し、可能な限りその意向を尊重しなければならない」と規定。
- 東日本大震災で障害者に避難情報が伝わらなかったケースを踏まえ、防災・防犯について必要な施策を講じることを義務づけ。

¹ ノーマライゼーション：「障害があっても特別に区別されことなく、健常者と均等に当たり前に生活できるような社会こそが正常（ノーマル）な社会である」という考え方にに基づき、その実現に向けて取り組むこと。

² 共生：相互に利益を与え合いながら一緒に生活していくこと。

2.基本目標

基本理念に基づき、「温かな支え合いのなかで、一人ひとりが輝き、安心して暮らせる共生のまち 四万十町」の実現に向け、本計画においては、下記の3つの基本目標を掲げ、障害のある人の自立を支えるまちづくりを目指します。

基本目標① お互いを思いやり、ともに支え合う環境づくり

さまざまな交流や学習機会を通じて、障害や障害のある人に対する理解を促進するとともに、障害のある人の地域生活を支えるボランティアの育成、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化³を推進し、地域の人々すべてが、一人ひとりの個性や違いを尊重し合いながら、お互いを思いやり、ともに支え合う地域社会づくりを目指します。

基本目標② 地域生活を支える保健・福祉・医療の充実

障害のある人やその家族等の悩みや要望、提案などの声を聞き、ニーズを的確に把握しながら、サービス提供体制の確保や質の向上を進めます。また、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、関係分野及び関係機関の総合的な連携のもとに支援体制の充実を図るとともに、権利擁護の推進に努め、地域で安心して暮らしていくことのできる地域社会づくりを目指します。

基本目標③ 心豊かな暮らしをもたらす社会参画の促進

一人ひとりがその能力を伸ばし、発揮しながら地域社会の一員として貢献することができ、その人の意向に応じて積極的に社会参加することができる環境づくりを推進し、意欲と生きがいに満ち、心豊かに暮らしていくことのできる地域社会づくりを目指します。

³ バリアフリー化：高齢者や障害のある人等が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的・精神的な障壁を取り除くための施策。

3.施策体系

基本目標の実現に向け、各分野及び関係機関等と連携を図りながら、効果的で効率的な施策展開を図ります。

基本目標 1 お互いを思いやり、ともに支え合う環境づくり

主要施策 1-1	相互理解の促進
主要施策 1-2	ボランティア活動の促進
主要施策 1-3	福祉のまちづくりの推進
主要施策 1-4	災害時対策の充実

基本目標 2 地域生活を支える保健・福祉・医療の充実

主要施策 2-1	在宅生活支援の充実
主要施策 2-2	日中活動の場の充実
主要施策 2-3	生活の場の確保
主要施策 2-4	経済的支援の周知
主要施策 2-5	相談支援の充実
主要施策 2-6	保健・医療の充実
主要施策 2-7	権利擁護の推進

基本目標 3 心豊かな暮らしをもたらす社会参画の促進

主要施策 3-1	療育・教育体制の充実
主要施策 3-2	雇用促進と就労支援の充実
主要施策 3-3	移動・コミュニケーション支援の充実
主要施策 3-4	スポーツ・文化活動の促進
主要施策 3-5	障害者団体の育成・支援

第2章 施策の展開

基本目標1 お互いを思いやり、ともに支え合う環境づくり

主要施策1-1 相互理解の促進

現況と課題

障害に対する理解促進に向けて、町広報やケーブルテレビ等でサービスや制度の周知を行い、また、障害者週間には四万十町ふくしフェアを開催するなど、意識啓発活動を進めています。

障害のある人が地域で自立した暮らしをしていくためには、障害のある人を支える地域の理解が必要となることから、今後も引き続き、ノーマライゼーションの理念や共生に対する理解を深めていく取り組みに、力を入れていかなければなりません。

施策の方向性

障害の特性や配慮について知ってほしいことなどを集約し、町民に周知するとともに、福祉教育など障害に対する理解促進に向けた取り組みを推進します。さらには障害のある人同士あるいは障害の有無に関わらず、交流促進を図っていきます。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
町広報等での意識啓発	広報づくりのための研修を進め、広報内容の充実を図ります。アンケート結果の公表やノーマライゼーションの理念等についての記事を掲載し、町民に対する意識啓発を行います。
各種イベントへの参加促進	町内外で実施されるスポーツ大会や各種レクリエーションにおいて、障害のある人も気軽に参加できるような配慮や支援を行い、さまざまな人が交流できる場の創出に努めます。
町職員に対する研修	町職員の障害に対する理解に向けた研修を、職員研修担当部局の協力のもとに進めます。
福祉教育の推進	関係機関との連携を図り、地域や教育現場での福祉教育の推進に努めます。

主要施策 1-2 ボランティア活動の促進

現況と課題

ボランティア活動においては、各地域でボランティア連絡協議会等が組織され、福祉イベントや障害のある人に対する支援活動が行われています。

精神障害者に対するボランティア活動では、自発的活動支援事業を通じて精神障害者ボランティア団体等による啓発イベントや研修など各種活動が活発に行われています。

施策の方向性

ボランティア活動が活発に行われるよう、障害のある人のニーズの把握に努めながら、活動の場や機会の確保、ボランティア養成講座の開催等により、町民が気軽に参加できる環境づくりに努めます。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
自発的活動支援事業（H25→ （地）	精神障害者の社会復帰に向けた活動に対する情報提供や精神障害者に対するボランティア活動に対する支援を、社会福祉協議会やボランティア連絡協議会と連携して行います。
ボランティア講座等の開催及び参加促進	ボランティア養成講座や手話講座などを実施します。また、関係機関と連携し、県や社会福祉協議会等が実施する各種講座等の周知を積極的に行います。町外のボランティア団体との交流を通じて情報交換を行い、内容の充実を図ります。

※（地）障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

主要施策 1-3 福祉のまちづくりの推進

現況と課題

障害のある人が地域で安心して暮らし、積極的に社会参加していくことができる環境づくりの推進にあたっては、ハード・ソフト両面のバリアフリー化に向けたアプローチが必要です。

ハード面のバリアフリー化については、ハートビル法⁴に基づき、誰もが利用しやすい公共空間の整備を進めていますが、必ずしも十分整備されているとはいえない状況です。アンケート調査でも、外出時に困ることとして、「交通機関が利用しにくい」、「建物の段差や階段」、「歩道の段差や障害物」、「外出先のトイレが利用しにくい」と回答した人の割合が高くなっており、外出先でのバリアフリー化に不備があることの指摘が挙げられています

平成23年度には窪川街分地区、また平成24年度には大正地区、十和地区を対象にバリアフリーチェックを行い、四万十町バリアフリースイマップづくりを進めてきました。今後もさらに、障害のある人にやさしいバリアフリー化を町内全体に推進していく必要があります。

施策の方向性

すべての人が使いやすいユニバーサルデザイン⁵の視点に立って、障害のある人等の声を取り入れながら、公共空間のバリアフリー化を推進していくとともに、地域生活の拠点となる住環境の改善に努めます。

また、町民に対して広くバリアフリー化の意義や大切さの理解促進を図り、障害のある人が安心して暮らし、外出できる生活環境づくりを進めるため、ハード・ソフト両面におけるバリアフリー化を町内全体に推進していきます。

⁴ ハートビル法：「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の略称で、平成6年に制定された法律。

⁵ ユニバーサルデザイン：年齢や性別、文化の違いや障害の有無にかかわらず、誰もが使いやすい製品設計。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
公共施設及び道路等のバリアフリー化の推進	集会所等多くの人が利用する公共施設や道路について、段差の解消や歩道の確保、障害者トイレの整備などのバリアフリー化を推進します。
公営住宅整備事業	障害のある人や高齢者が居住する町営住宅の建設に際しては、バリアフリー化を推進します。既存の町営住宅においては、バリアフリーの視点で、必要に応じ住宅改造・改修を図ります。
学校施設のバリアフリー化の推進	関係機関との連携強化のもと、障害者用トイレやエレベーターの設置、段差の解消など、学校施設のバリアフリー化を推進します。
バリアフリー化に関する啓発	障害のある人が外出しにくい環境をつくらないう、町民に対する啓発を行うなど、バリアフリー化を推進します。
住宅改造支援事業	介護の必要な重度の身体障害児・者が、住宅において安全かつ健やかな生活を送るために必要な既存住宅の改造費用を助成します。
住宅改修費給付事業（地）	身体障害児・者が、室内外における移動や、浴室、トイレ等の使用を容易にするための用具の購入や改修に要する費用の一部を助成します。

※（地）障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

主要施策 1-4 災害時対策の充実

現況と課題

東日本大震災の発災から4年を迎えようとしています。衝撃的な映像の記憶が徐々に薄れ、アンケート調査の結果においても災害に対する不安の記述が少なくなっています。

一方対策としては、災害対策基本法が改正され避難行動要支援者名簿の作成や避難支援等関係者への名簿情報提供、個別避難計画の策定などが義務づけられました。これらの対策が有効に機能するためには、障害当事者が名簿への掲載に同意することからはじまり、地域の共助力によって災害時に配慮の必要な隣人に対し支援を行える「優しい地域づくり」が欠かせません。

地域包括支援センターでは、見守り等が必要な一人暮らしの高齢者や障害のある人等に対し、地域住民同士による声かけや見守り活動の実施、災害時の安否確認等の支援を行うネットワークづくりに取り組んでいます。また、自主防災組織等による災害時要援護者の把握や、避難・救出等の訓練も行われています。

今後も、さらに迅速な初期活動が行われるよう、関係機関と連携しながら、緊急時の通報や避難体制を強化していくことが必要です。

施策の方向性

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後も、災害時等に援助が必要な障害のある人等について地域全体で見守り、助け合う体制の強化を図っていくとともに、地震災害の基礎知識等の理解促進や防災知識の普及啓発に積極的に取り組みます。

また、関係機関との連携体制を強化し、個人情報保護に配慮しながら、いざという時の初期活動が円滑に行われる体制づくりを推進するとともに、避難所における障害のある人の受け入れ体制の整備に努めます。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
災害時要援護者の把握	地域包括支援センターや消防署、自主防災組織等との連携を強化しながら、災害時に援護が必要な障害のある人等の状況の把握に努めます。
災害時要援護者対策	災害時要援護者台帳システムを導入し、個別支援計画を作成するとともに、災害時の情報の伝達方法の仕組みづくりを進めていきます。
施設における防災対策の促進	社会福祉施設等に対し、防災設備の整備や施設入所者の避難対策を講じるよう指導します。
避難所における障害者受け入れ体制の整備	災害時に障害のある人が安心して避難所で過ごすことができるよう、関係機関と連携しながら、必要な医療体制や介護体制を整備します。また、災害時要援護者のための福祉避難所は、現在、町内に4か所となっています。H26年度末には全部で8か所になる見込みですが、今後必要に応じて、受け入れ可能な施設を検討します。

基本目標2 地域生活を支える保健・福祉・医療の充実

主要施策2-1 在宅生活支援の充実

現況と課題

障害のある人が地域で安心した暮らしを営んでいく上で、在宅生活を支える各種サービスの充実は欠かせません。利用実績はやや減少傾向にありますが、アンケート調査でも、訪問系サービス、居住系サービス、地域生活支援事業などのサービスを約7～8割の人が、「いつか利用したい」サービスとしてあげており、今後、ニーズが増加してくるものと思われる。

特に、身体介護や家事援助といった居宅介護等については、障害者や介護者の高齢化に伴ってその需要が増加すると見込まれることから、提供体制の充実を図る必要があります。

また、障害者の短期入所については、町内及び近隣市町の事業所において対応するなど、提供体制についてはほぼ確保できていると思われるが、一方で緊急時の受け入れの検討が必要です。

今後は、地域生活支援事業として位置づけられた「日中一時支援事業」とあわせ、障害者の在宅生活を支える家族や介助者に対する支援のさらなる充実を図っていく必要があります。

施策の方向性

障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等が追加されました。在宅生活を支える居宅介護等について、それぞれの障害特性を理解したヘルパーの確保・養成と、サービス提供体制の確保に努めます。

また、介護している家族等の緊急時や一時的な休息に対応できるよう、障害者を一時的に預かる場の充実を図り、在宅生活を支援します。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
食の支援対策	調理が困難な一人暮らし等の障害のある人に対し、配食サービスも含め、食の支援対策のあり方の検討を進めていきます。
居宅介護等（自）	自宅での入浴・排せつ・食事等の身体介護や、洗濯・掃除等の家事援助、通院等の移動介護などを行います。
訪問入浴サービス（地）	家族または介護者による入浴が困難な在宅の身体障害者を対象に、訪問入浴車により居宅を訪問し、入浴介護サービスを提供します。
短期入所（自）	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。
日中一時支援事業（地）	障害者の日中における活動の場を確保し、家族の就労や日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。
日常生活用具給付事業（地）	障害者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具等を給付します。
補装具費の支給（自）	身体障害者（児）を対象に、身体機能を補うための補装具の交付または修理に要する費用を負担します。

※（自）障害者総合支援法に基づく自立支援給付サービス

（地）障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

主要施策2-2 日中活動の場の充実

現況と課題

障害のある人が、地域でその人らしく主体的に豊かな生活を送るためには、地域でいきいきと過ごすことのできる日中活動の場が重要な役割を果たすことから、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制を確保していく必要があります。

通所サービスについては、3障害に対応した生活介護サービス提供事業所（オイコニア）、就労継続支援A型事業所（しまんと創庫）や、就労継続支援B型事業所（由菜の里・あさぎり・やまびこ）によるサービス提供を実施してきました。通所介護事業所（緑林荘・さくら貝・リブート）も基準該当事業所として登録し、利用希望者への対応を行っています。

また、障害のある人の集う場所として「あったかふれあいセンター」、「障害者憩いの場ほっとサロン」のような日中活動の場の充実に努めています。

施策の方向性

介護保険サービス提供事業者と連携し、基準該当サービスの登録制度を活用することにより、利用者が主体的に選択し、身近な場所で必要なサービスが適切に提供される体制の充実に努めます。

また、障害のある人の日中活動の場として、今後も、「あったかふれあいセンター」、「障害者憩いの場ほっとサロン」などの活動の充実に努めていきます。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
生活介護（自）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、創作活動等の機会の提供を行います。
自立訓練（機能訓練）（自）	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。
自立訓練（生活訓練）（自）	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行います。
療養介護（自）	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
生活訓練等事業（地）	障害のある人の日中活動の場として、調理教室や創作的活動、野外活動等を実施し、社会参加と交流促進を図ります。また、今後も新規利用者の拡大に取り組んでいきます。
地域活動支援センター事業（地）	地域で生活する障害のある人の日中活動の場として地域活動支援センターにおいて、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会を提供します。
あったかふれあいセンター事業	拠点施設として、障害のある人の日中の居場所や就労支援、相談支援を推進していきます。また、町民の身近な地区でのサテライト事業を展開していきます。

※（自）障害者総合支援法に基づく自立支援給付サービス

（地）障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

主要施策2-3 生活の場の確保

現況と課題

施設に入所している障害者の家族に対するアンケート調査によると、今後の暮らし方の希望として、ほとんどの人が継続して入所することを希望しています。平成26年12月末現在、障害者支援施設オイコニアには、22名が入所し生活の場としているほか、町外の入所施設に35名が入所しています。また、グループホームに42名が入居しています。

こうした現状を踏まえ、「施設から地域へ」を基本的な方向としながら、グループホーム等も含め、支援の必要な人が安心して暮らしていくことのできる生活の場を確保していかなければなりません。

施策の方向性

支援の必要な人が施設を生活の場として適切に利用できるよう、経過措置の制度について周知していきます。

また、地域での暮らしを希望する人が生活の場として利用できるグループホーム等については、ニーズを把握しながら地域生活移行の実現に向け、町内に設置できるよう積極的に取り組んでいきます。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
地域生活移行支援	生活の場を施設や病院等から地域へ移行できるように、関係機関が集まって、具体的に話し合いを進めていきます。
グループホーム（自）	グループホームの町内への設置について、積極的に取り組んでいます。家事等の日常生活上の支援や日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等の関係機関との連絡・調整などを行うとともに、食事・入浴・排せつ等の介護を行います。
施設入所支援（自）	夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。

※（自）障害者総合支援法に基づく自立支援給付サービス

主要施策2-4 経済的支援の周知

現況と課題

アンケート調査で、現在悩んでいることや相談したいことについてみると、自分の健康や治療のこと（34.7％）に次いで生活費など経済的なこと（24.3％）が2番目に多く、また、生計を支える収入源は「年金・手当」が主であり、将来への不安を感じている人が多いです。

現在、手帳交付時において、特別障害者手当等の各種手当や障害年金、各種割引制度や税等の減免について、該当すると思われる人に対して説明や手続きの取り扱い、担当窓口への紹介等を行っていますが、今後も、周知と制度の利用促進を図っていく必要があります。

施策の方向性

各種手当や障害年金、各種割引制度、税等の減免制度等について、適切に利用できるよう、引き続き制度の周知と利用促進を図ります。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
各種手当の周知及び手続き	特別障害者手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・高知県重度心身障害児療育手当について、制度の紹介及び申請手続きを行います。
各種割引及び減免制度に関する情報提供	公共交通機関等の各種割引制度や税・利用料等の減免制度等について、さまざまな機会や媒体を通して周知し、利用促進を図ります。
心身障害者扶養共済制度	保護者が一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡または重度の障害になった場合に、障害児・者に終身一定の年金が支給される制度について、制度の紹介及び加入・支給等の手続きを行います。

主要施策2-5 相談支援の充実

現況と課題

障害全般の相談窓口としては、本庁、大正・十和地域振興局（旧総合支所）、しまんと町社協相談支援事業所、指定相談支援事業所オイコニアがあり、相談業務を実施しています。また相談内容により必要に応じて専門機関につなげるなどの対応を行ってきました。

また、民生・児童委員や障害者相談員も身近な相談窓口として相談に応じているほか、より専門的なケースにおいては、療育福祉センターや福祉保健所が実施している巡回相談・嘱託医相談（県事業）等により対応しています。

今後も、町が相談支援事業の実施主体として3障害に対応した長期的な相談支援を行うことが必要となることから、専門職の確保及び職員のさらなる専門性の向上が課題となるほか、本庁・地域振興局及び関係機関との連携体制を強化していく必要があります。

施策の方向性

制度の改正に伴い、計画相談ニーズが増加することが見込まれています。こうした環境変化への対応と、障害の状態に応じた、きめ細かく、質の高い相談支援体制を確保するために、町直営で基幹相談支援センターの設置を検討し、相談支援専門員や理学療法士、保健師等、専門職の連携のもと、適切なケアマネジメント⁶の実施できる体制整備に努めます。

さらに、自立支援協議会を中心に、地域の関係機関と連携しながら、広報・啓発活動、相談窓口の充実・周知など一般相談支援事業の充実をはかります。

⁶ ケアマネジメント：地域にあるサービスを有効に活用できるよう、本人の意向を尊重しながら、福祉、保健、医療、教育、就労等におけるニーズとさまざまなサービス提供主体をつなぎ、調整すること。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
相談支援事業（地）	積極的に適切な情報を提供できるよう、対応する職員等の専門性の向上を図ります。
相談支援事業所の設置	基幹相談支援センターの設置を検討し、町内の資源を活用した相談支援体制の拡充を図ります。
広報・啓発活動	広報・ケーブルテレビ・機関紙等により、情報の周知を充実させるとともに、「四万十町ふくしフェア」を自立支援協議会が中心となって実施するなど、広報・啓発活動を行います。
相談窓口の充実・周知	相談業務に従事する職員の資質向上を図り、関係機関との連携を強化し、顔の見える関係づくりに努めていきます。また、相談窓口について、一覧表の活用等により、住民への周知を進めます。
自立支援協議会（地）	相談支援事業の適切な運営と、困難事例への円滑な対応、地域の関係機関の連携体制の構築等を推進します。
民生・児童委員	地域福祉の担い手として、障害のある人をはじめさまざまな支援を必要とする住民へのきめ細やかな相談・支援活動を行います。
身体障害者・知的障害者相談員	障害のある人の更生援護に関する相談に応じ、必要な指導を行います。

※（地）障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

主要施策2-6 保健・医療の充実

現況と課題

現在、母子保健として保健師が新生児を全戸訪問し、発達状態や家庭の状況についての把握及び育児支援を行っています。また、乳幼児に対する健康診査や訪問指導を実施し、運動機能や視聴覚障害、発達障害や精神発達の遅れなどについて、適切な指導・助言に努めるとともに、必要に応じて療育福祉センターや児童相談所等の専門機関につなげています。児童虐待についても、保育所や教育委員会等と連携しながら情報共有し、「子ども支援ネットワーク」等において対応しています。

成人保健においては、障害の原因となる疾病の予防や早期発見に向けた健康診査や保健指導、健康教育を実施しています。

精神保健については、事業所や家族会等との定期的な情報交換、訪問による病状把握や生活状況等の確認及び対応を行い、必要に応じて医療機関をはじめ、関係機関と連携をとり、支援を行っています。

いのちの大切さの啓発やうつ病の予防については、「いのち大切・こころ健康」事業を通し、啓発活動に取り組んでいます。

課題としては、産科・小児科・精神科医療機関の不足も指摘されており、その対策が求められています。

施策の方向性

今後も乳幼児に対する健康診査や訪問指導、発達相談などの保健業務を実施し、障害の早期発見に努めるとともに、保護者等に対して障害に関する知識の習得や理解の促進を図ります。

また、関係機関と密に連携し、それぞれの障害種別や状況、ライフステージ⁷に応じた適切な療育が受けられる体制づくりに努めるとともに、必要な医療が受けられるよう、自立支援医療をはじめとする各種医療制度や医療機関等について広報紙やホームページ等で周知していきます。

さらに、精神障害者の社会的入院の軽減のためにも、医療機関と連携しながら、地域においてさまざまなケースに対応できる体制の強化を図るとともに、生活の場となるグループホームの設置に向けて積極的に取り組んでいきます。

課題としている専門医療機関の不足については、広域的な連携のもとに充実を図るように努めていきます。

⁷ ライフステージ：年齢の段階。人生のある時期。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
乳幼児健康診査	乳幼児期において健康診査を実施し、疾病の早期発見、早期治療を図ります。
新生児・乳幼児訪問	すべての新生児に対し、保健師等が訪問し、児の発達や家庭の状況把握及び育児支援を行います。また、支援が必要な乳幼児や健診未受診者等に対する訪問も行います。
こどもの発達相談	身体発達・発育に支援が必要な児、その保護者を対象に早期療育へのつなぎや育児支援を行います。
育児相談	子育てについての悩みや発達等に対し保健師等が相談に応じます。
健康診査（成人）	疾病の早期発見に努め、健康状態の把握をすることで自らの健康管理を促進します。特に受診率の低い40・50歳代の受診を勧めます。
健康教育（成人）	健康に関する正しい知識の習得と生活習慣病の予防に向けた教室を開催します。
家庭訪問	家庭を訪問し、病状や治療、生活状況等を確認するとともに、必要に応じて医療機関や福祉サービス等につなげます。
精神障害者囑託医相談	「囑託医相談」（県事業）を活用し、精神科受診のきっかけづくりや家族等への助言を行い、適切な精神科医療の活用を図るとともに、医師等との検討会を通し、支援者の技術向上を図ります。
自殺予防・うつ病予防事業	「いのち大切・こころ健康」事業を通じ、いのちの大切さや心の健康についての啓発を継続するとともに、相談支援体制の強化を図ります。
自立支援医療（自）	身体障害の更生に必要な医療や精神疾患の治療を受けるための医療について、医療費の一部を助成します。手続きや制度の内容についての理解・活用促進を図ります。
福祉医療	重度の障害のある心身障害児・者を対象に、医療費にかかる保険給付の自己負担分について助成を行います。
腎臓機能障害者通院費助成	町外の医療機関で月8回以上通院し透析療法を受けている人に対して通院に要する費用の一部を助成します。

※（自）障害者総合支援法に基づく自立支援給付サービス

主要施策2-7 権利擁護の推進

現況と課題

権利擁護に向けた取り組みについては、高知県社会福祉協議会が行っている「日常生活自立支援事業」の利用促進、支援のほか、成年後見制度についてもポスターやパンフレットの配置等により、その周知及び利用促進に努めています。

今後は、こうした制度のさらなる活用を促進しながら、障害のある人の権利擁護に向けた体制づくりを一層進めていく必要があります。

施策の方向性

平成24年度より「日常生活自立支援事業」については高知県社会福祉協議会から委託を受け、しまんと町社会福祉協議会が実施することから、より身近で利用しやすい制度となることが期待されます。引き続き成年後見制度についてもその周知や利用促進を図ります。

また、関係機関との連携を強化しながら、さまざまな場面での権利侵害や虐待（身体的・精神的・経済的等）の防止に努めます。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
成年後見制度の周知	障害のある人の人権や財産を守る成年後見制度について、その有効性や手続き方法などを広く広報・啓発します。併せて、専門職と連携した利用促進、支援の取り組みの強化を図ります。
日常生活自立支援事業	認知症がある高齢者や知的障害者・精神障害者など自己決定能力の低下した人の金銭管理や福祉サービス利用を支援します。平成24年度より、しまんと町社会福祉協議会が実施主体となり、より身近で連携がとれた事業展開を図ります。
関係機関による情報共有	障害のある人の権利擁護・人権侵害に関する情報について、関係機関の連携による情報共有ネットワークづくりを進めます。
障害者虐待防止センターの設置	障害者虐待対応の窓口等となる障害者虐待防止センターを設置し、四万十町健康福祉課が窓口等の機能を果たしています。

基本目標3 こころ豊かな暮らしをもたらす社会参加の促進

主要施策3-1 療育・教育体制の充実

現況と課題

支援の必要な児童生徒への特別支援教育を効果的に実施していくためには、できるだけ早期に、一人ひとりの状態を把握し、関係機関との連携による適切な支援を行うことが重要となります。

現在、就学前において保育所や保健師等と連携、情報共有しながら教育相談を実施しています。また、就学指導委員会において就学指導を行っています。

学校においては、特別支援教育学校コーディネーターが中心となって校内研修や特別支援教育と障害者理解に向けた取り組みを推進しています。

アンケート調査では、保育士や教職員の障害への理解と状態に応じた指導が求められており、発達障害等も含め、特別支援教育に関する教職員の資質及び指導力の向上に向けた取り組みをより一層推進するとともに、児童生徒同士の障害の理解促進に努め、地域で暮らしていくことのできる環境づくりを進めなければなりません。

施策の方向性

特別支援教育の推進にあたり、特別支援教育学校コーディネーターを中心に、教職員の資質向上に向けた取り組みを充実させるとともに、保育所・学校側の受け入れ体制の充実に努めます。

また、かねてよりの課題である、幼保・小・中学校や特別支援学校、関係機関との適切な連携による情報共有のためにも、高知県が作成した「つながるノート」などの普及と活用を図り、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握しながら、障害のある子どものライフサイクルを見据えた一貫した教育相談支援体制の構築に努めます。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
就学指導委員会	児童生徒のうち障害があり、特別な支援を必要とする人を対象に、就学指導を行います。
教育相談	主に就学に対し不安のある幼児・児童生徒を対象に、教育関係機関が巡回し、相談を実施します。
障害児保育の充実	障害のある子どもを支援するため、保育所における受け入れ体制を充実していきます。また、職員研修の実施により、指導力の向上に努めます。
校内研修	特別支援教育を学校全体で進めるため、全教職員が障害を理解するための研修を定期的に行います。
特別支援教育学校コーディネーター	特別支援教育を推進するため、学校内及び関係機関との連絡調整を行い、連携協力の体制整備を図ります。
障害のある人への理解を深めるための授業の実施	児童生徒の障害理解を促進するため、授業等において人権教育を進めます。また、専門の指導者等による教育福祉人材交流研修を年1回実施します。
「つながるノート」の普及と活用	高知県が作成した「つながるノート」を活用し、一貫した支援のための情報共有の仕組みを作ります。

主要施策3-2 雇用促進と就労支援の充実

現況と課題

一般就労については、ハローワークなどが主体となり、きめ細かい職業指導や雇用の底上げ、職場適応への支援などが行われています。

町役場での法定雇用率は現在、2.37%となっており、目標は達成されています。

アンケート調査によると、日中の活動として「会社や自宅で働いている」と回答した人は27.2%にとどまっています。悩み事や相談したいことに仕事や就職のことに回答した人が14.5%いて、経済的支援の充実や職場での理解や障害者雇用の拡大が求められています。

福祉的就労の場としては、就労継続支援A型事業所として「しまんと創庫」、就労継続支援B型事業所として窪川地域に「あさぎり」と「由菜の里」、大正地域に「やまびこ」が運営されています。しかし、限られた交通手段のなかでは事業所に通所できない場合があり、課題となっています。

施策の方向性

町役場の法定雇用率は達成しましたが、今後も行政自らが障害のある人の雇用に努めるとともに、非常勤職員や臨時職員としての任用を推進します。

また、関係機関と連携し、各種適応支援制度の活用を促進しながら、職業リハビリテーション⁸の充実につとめるために、就業生活支援センター等を活用して職場定着の促進と支援を図ります。また同時に、民間企業に対して障害雇用の経営に対する効果等を啓発し、積極的な雇用の働きかけを行うなど、障害のある人の就業機会の拡大に取り組めます。

福祉的就労の場については、就労継続支援事業の充実を図り、一般企業に勤めることが困難な人の就労の場の確保と交通手段についても検討していきます。また、特別支援学校卒業者の就労について支援を図ります。

一方で、就労継続支援事業所にも、独自の製品開発や、公的な場に商品のPRをするなど新たな企業努力も求められています。

⁸ 職業リハビリテーション：障害のある人に対して職業指導、職業訓練、職業紹介等の支援を行い、職業生活における自立を図ること。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
就労移行支援（自）	事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着などの支援等を行います。（利用期間24か月以内）
就労継続支援（A型）（自）	通所により、雇用契約に基づき就労の機会を提供するとともに、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
就労継続支援（B型）（自）	通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行います。
町内事業所の連携・協働	商品の共同開発、事業所製品の利用促進について連携・協働していきます。
ハローワーク等との連携強化	障害者雇用に関する情報共有や事業者に対する理解促進に向け、定期的に情報交換をするなどハローワーク等とのさらなる連携強化を図ります。
各種制度の利用促進	ジョブコーチ支援 ⁹ やトライアル雇用 ¹⁰ をはじめ、職業能力開発・訓練にかかる各種制度や事業主に対する各種助成についての周知に努め、利用促進を図ります。
更生訓練費（地）	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している障害者で、利用負担額の生じない人及びこれに準じる人に対し、訓練内容から必要と認められる訓練のための経費及び通所のための経費の給付を行い、社会復帰を促進します。
施設入所者就職支度金給付事業（地）	旧法身体障害者施設にて入所・通所による更生訓練を終了し、また就労移行支援事業・就労継続支援事業を利用し、就職または自営により自立した人に対し、就職支度金を支給します。

※（自）障害者総合支援法に基づく自立支援給付サービス

（地）障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

⁹ ジョブコーチ支援：知的障害者及び精神障害者の職場適応を容易にするため、職場にジョブコーチ（職場適応援助者）を派遣し、きめ細かな人的支援を行います。

¹⁰ トライアル雇用：障害者試行雇用事業。短期の試行雇用の形で受入れることにより、事業主の障害者雇用のきっかけをつくり、一般雇用への移行を促進する事業。

主要施策3-3 移動・コミュニケーション支援の充実

現況と課題

移動支援としては、障害者総合支援法により、地域生活支援事業の必須事業として移動支援事業及び給付事業での同行援護が位置づけられたほか、福祉タクシー・バス事業、自動車運転免許取得・改造助成事業等、障害者福祉としての外出支援事業等を実施していますが、広大な面積を持つ本町では、移動手段がない人に対する支援の充実が求められています。こうしたなか、「四万十町生活交通再編基本方針・行動計画」に基づき、十和地域から順次交通弱者の生活に必要な移動手段の確保等を目的に公共交通の再編が行われています。

コミュニケーション支援についても、地域生活支援事業の必須事業として位置づけられており、担い手となる手話通訳者や要約筆記者の育成・確保に努めていかなければなりません。

施策の方向性

移動支援については、地域生活支援事業により社会参加を支援するためガイドヘルパーの派遣及び給付事業での同行援護についてサービス提供体制の充実に努めます。

また、「四万十町生活交通再編基本方針・行動計画」に基づき十和地域からはじまった、交通弱者の生活に必要な移動手段の確保等を目的とした公共交通の再編を、今後も全町再編に向け段階的に進めていきます。さらに、公共交通の充実に図っても、停留所まで行けない人も多く、公共交通の再編と併せて具体的な施策の検討を進め、移動手段の確保に努めていきます。

コミュニケーション支援については、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業を聴覚障害者協会等の団体に委託し、提供体制の確保を図るとともにサービスを担う人材の育成に努めます。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
福祉タクシー・バス事業	80歳以上のみで構成された世帯、1級または2級の身体障害者手帳所持者、A1またはA2の療育手帳所持者、1級または2級の精神障害者保健福祉手帳所持者のいずれかに該当し、移動が困難な人に対して、福祉タクシー・バス利用券を交付します。
移動支援事業（個別支援型） （地）	屋外での移動が困難な障害者を対象にガイドヘルパーを派遣し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。
同行援護（自）	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対し、移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援を行います。
自動車運転免許取得・改造助成事業（地）	障害者が社会参加のために運転免許を取得する場合、また、自らが所有し運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を助成します。
手話通訳者・要約筆記者派遣 （地）	聴覚障害のある人を対象に、手話通訳者や要約筆記者を派遣するとともに、人材の養成を図るための体制整備を図ります。

※（自）障害者総合支援法に基づく自立支援給付サービス

（地）障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業

主要施策3-4 スポーツ・文化活動の促進

現況と課題

県などが主催するスポーツ大会には、障害者連盟加入者や町内の施設利用者などが参加していますが、未加入者や施設を利用していない人は参加しておらず、誰もが気軽に参加できるよう情報提供及び参加支援をしていく必要があります。

障害のある人が地域のさまざまな余暇活動等に参加することは、その人の健康の維持や生きがいをもたらし、生活を豊かにしていく上で大きな役割を果たすことから、今後も、各種イベントに気軽に参加でき、文化や芸術に触れることのできる環境づくりを進めていく必要があります。

施策の方向性

ボランティアグループ等と連携しながら、障害のある人が気軽に参加できるよう運営方法に配慮しつつ、ニーズに応じたスポーツ大会やイベント、各種講座等の開催とその情報提供に努め、参加を働きかけます。

また、障害者団体によるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動の促進、障害のある人のスポーツ・レクリエーション活動を支える指導者・ボランティアの育成を推進します。

●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
スポーツ大会・イベント等への参加促進	県が主催するスポーツ大会をはじめ、各種大会・イベント等について周知するとともに、気軽に参加できるよう支援します。
ニーズに応じた各種講座の開催	障害のある人やその家族等のニーズの把握に努めながら、参加しやすい講座の開催に努めます。
文化施設等の料金割引	障害者が気軽に文化・芸術に触れる機会を持つことができるよう、文化施設・体育施設の割引についての拡充を図ります。
活動を支えるボランティア等の育成・確保	障害のある人のスポーツ・文化活動を支えるボランティア等について、養成講座や広報による呼びかけ等により、育成・確保に努めます。

主要施策3-5 障害者団体の育成・支援

現況と課題

本町には、障害者やその家族の団体として「四万十町障害者連盟」や「知的障害者保護者会愛逢クラブ」、「精神障害者家族会」等が活動しており、各種研修会や交流活動を通じ、当事者や家族の悩みの解消や情報交換などを行っています。

本町では、こうした団体に対し、各種制度の説明会や講演会の実施、団体主催のイベント等への協力等を行っています。

施策の方向性

今後も、活動資金の助成や説明会・講演会の実施、各種イベントにおける協力などを通じて団体の自主的な活動を支援し、さまざまな交流活動や社会参加活動への参加を促進します。

また、障害者施策を推進していく上で情報共有を図ったり、障害のある人が意見を出しやすい話し合いの場を設けたりするなど、当事者の意向を組み入れた事業実施や協働による施策の推進に努めます。

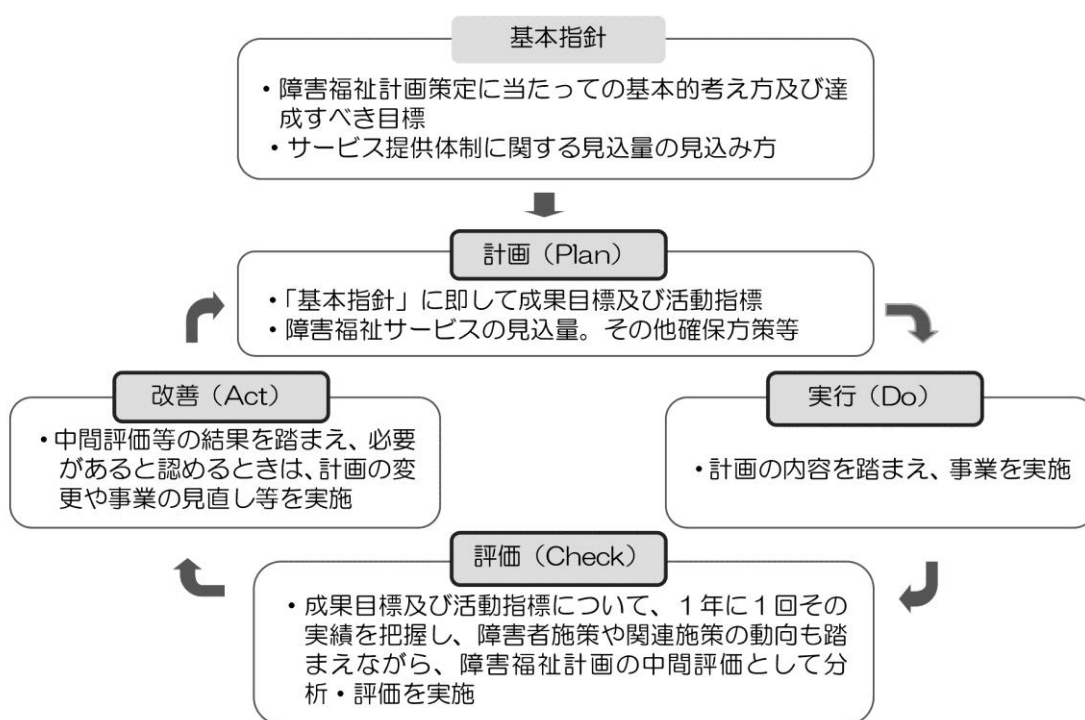
●具体的な取り組み

取り組み名	取り組み概要
障害者団体への支援	障害者団体の活動を支援するために補助金を支給します。
障害者団体の活動支援	障害者団体等が主催する各種イベント等に協力し、自主的な活動を支援します。
障害者団体等との情報共有	障害者施策について障害者団体等と情報を共有し、協働することにより、障害者施策を推進します。

第3章 計画の推進に当たって

(1) 計画の推進体制の確立

障害者計画の推進にあたっては、自立支援協議会を中心にして、関係機関等との連携・協力のもとに、計画を推進していきます。また、自立支援協議会で、計画の全体的な実施状況の点検・評価と進行管理を行っていきます。



(2) 専門従事者の育成・確保

障害のある人の健康維持、機能回復、生活支援等に従事する専門的な人材を広域的な連携のもとに確保し、資質の向上に努めていきます。

また、分野・組織を越えた研修会や交流会の開催などを通じて、障害のある人に関わる専門従事者間の連携の強化を図ります。

（３）行政職員の資質向上

各種研修の充実及び参加促進などを通じ、行政職員の障害のある人への理解と人権意識・福祉意識の向上を図り、複雑・多様化しつつある施策ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制の強化に努めます。

（４）財源の確保

計画の推進に必要な財源を確保するため、町においては、効果的、効率的なサービス提供に努めるとともに、適正な利用者負担の設定等に取り組みます。あわせて、国や県に対し各種財政的措置を講じるよう要請していきます。

（５）相談支援体制の充実

自立支援給付に位置づけられる計画相談・地域相談、地域支援事業に位置づけられる相談支援事業を総合的にサポートする「基幹相談支援センター」を直営で実施できるよう検討を進めます。それに伴い、町内で既存の相談支援体制資源の役割分担を明確にし有効活用しながら全町的な相談支援体制の拡充を図ります。

第3部 第4期障害福祉計画

第 1 章 障害者総合支援法の施行

平成 25 年 4 月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行されました。（一部は平成 26 年 4 月施行）これに伴い、障害者の対象拡大やサービス内容の拡充が図られています。

（１）障害者総合支援法の基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念としています。

（２）障害者総合支援法のポイント

- ① 障害者の範囲に難病等が追加され、身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、市町村において必要と認められた障害福祉サービス等が利用できる。（25 年 4 月施行）
- ② 「障害程度区分」を、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に変更（26 年 4 月施行）
- ③ 重度訪問介護や地域移行支援の対象の拡大、ケアホームをグループホームに一元化（26 年 4 月施行）
- ④ 地域生活支援事業の追加（25 年 4 月施行）

（３）サービスの体系

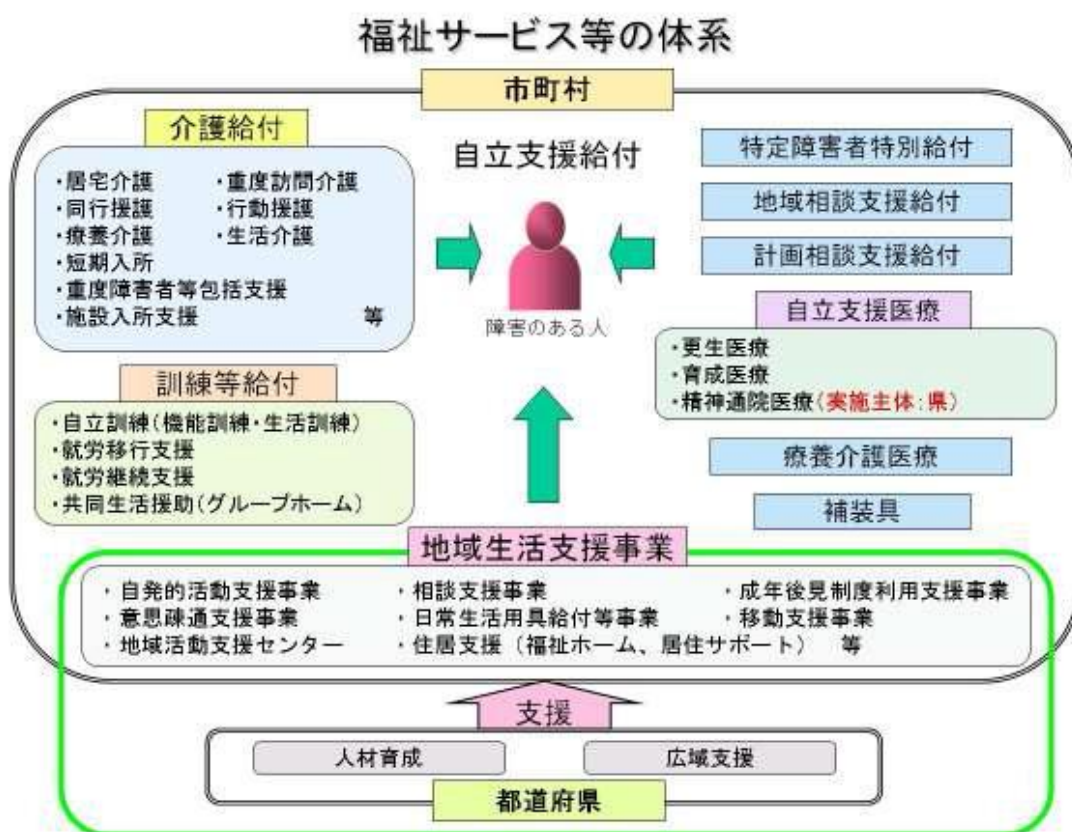
障害者総合支援法のサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業に大別されます。

●自立支援給付

介護支援を行う「介護給付」や訓練などの支援を行う「訓練等給付」、地域生活への移行などの支援を行う「地域相談支援給付」は、利用者などからの申請により認定や決定を経てサービスが行われます。

●地域生活支援事業

市町村の創意工夫により、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に対応することが求められる成年後見制度利用支援、意思疎通支援、移動支援、地域活動支援センターなどの事業があります。



第2章 障害福祉をめく`る状況と今後の課題

1.障害のある人等の状況

(1)障害者手帳所持者数の推移

平成21年度から平成25年度における各種障害手帳所持者の推移をみると、全体の所持者数は、増減しなか`らも減少傾向にあります。

(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
身体障害者手帳	1,415	1,406	1,396	1400	1,388
療育手帳	152	157	161	161	168
精神障害者 保健福祉手帳	63	53	57	60	67
合計	1,630	1,616	1,614	1,621	1,623

(2)身体障害者手帳所持者数の推移

平成21年度から平成25年度における身体障害者手帳所持者の推移をみると、各年度により増減を繰り返しています。障害の種類別て`は内部障害か`増加傾向となっています。

また、平成21年度から平成25年度まで`の年齢2区分別て`みると、それぞれ減少傾向にありますが、児と者の割合には、ほぼ変化がありません。

(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
視覚障害	109	106	105	102	97
聴覚障害	106	102	102	100	98
言語障害	10	11	10	9	9
肢体障害	872	857	854	854	852
内部障害	318	330	325	335	332

(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳以上(者)	1,402	1,391	1,381	1,386	1,377
18歳未満(児)	13	15	15	14	11

(3)療育手帳所持者数の推移

平成 21 年度から平成 25 年度における療育手帳所持者の推移をみると、全体的に増加傾向にあります。

また、平成 21 年度から平成 25 年度まで `の年齢 2 区分別で `みると、18 歳未満の児童、18 歳以上もともに増加傾向となっています。

(人)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
A1	18	20	20	21	21
A2	32	35	35	36	38
B1	66	66	68	66	64
B2	35	36	38	38	45
合計	152	157	161	161	168

(人)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
18 歳以上 (者)	137	139	145	143	145
18 歳未満 (児)	15	18	16	18	23

(4)精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成 21 年度から平成 25 年度における精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、増減はあるものの全体に増加の傾向にあります。特に 2 級の所持者数が `増加しています。

(人)	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
1 級	3	2	3	3	4
2 級	53	42	48	48	56
3 級	10	9	6	9	7
合計	63	53	57	60	67

2.平成 26 年度までの目標達成状況

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成 26 年度末の施設入所者数は 57 人であり、基準日(平成 17 年 10 月 1 日)からの地域生活移行数は 5 人であり、当初目標の 21 人を下回り、達成できていません。また施設入所者数は、基準日の 63 人に対し、1 人(1.6%)の削減となっています。

福祉施設の入所者の地域生活への移行

区分		人数	備考
平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数【基準値】		63 人	
平成 26 年度の施設入所者		57 人	平成 26 年度末見込数
目標値 平成 26 年度末	地域生活移行	21 人	3 割以上
	削減見込	△7 人	国指針 10%以上
平成 26 年度末見込の施設入所者		57 人	*平成 25 年度 54 人 *平成 24 年度 53 人
実績値 平成 26 年度末	地域生活移行	5 人 (7.9%)	
	削減見込	△1 人(1.6%)	

(2)入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の退院可能入院者のうち平成 26 年 2 月 28 日現在の地域生活への移行者数は 3 人であり、目標値に対して 25%の達成率となっています。

入院中の退院可能精神障害者の地域生活移行の目標

区分		人数	備考
計画当初時点の退院可能入院者数		14 人	県調査による
目標値	計画期間内に入院から地域生活への移行者数	12 人	H18~26 年度の延べ人数
実績値	現在の移行者数	3 人	

(3)福祉施設からの一般就労への移行

平成 26 年度の目標値として 4 名の移行を掲げていました。現在までに 3 名が一般就労に移行しましたが目標は達成できていません。

福祉施設からの一般就労への移行

区分		人数	備考
平成 17 年度の一般就労移行者数【基準値】		0 人	
目標値	平成 26 年度の一般就労への移行者数	4 人	基準値の 4 倍
実績値	現在の一般就労への移行者数	3 人	平成 26 年度末現在 平成 24 年度実績 2 人

※ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)の施行に伴い、四万十町障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成しました。

3.障害福祉サービスの利用実績

(1)訪問系サービス

居宅介護等の訪問介護系サービスは、利用人数も利用時間も計画を下回っています。
同行援護は、計画値はありますが利用実績はありませんでした。

サービス種別		単位	実利用人数			単位	利用時間 /月		
			平成 24年 度	平成 25年 度	平成 26年度 (見込み)		平成 24年 度	平成 25年 度	平成 26年度 (見込み)
居宅介護、 重度訪問 介護、行動 援護、重度 障害者等 包括支援	計画値	人	24	25	26	時間	347	358	369
	実績値	人	12	16	18	時間	151	192	205
	達成率	%	50	64	69.2	%	43.5	53.6	55.6
同行援護	計画値	人	3	4	5	時間	6	8	10
	実績値	人	0	0	0	時間	0	0	0
	達成率	%	0	0	0	%	0	0	0
合計	計画値	人	27	29	31	時間	353	366	379
	実績値	人	12	16	18	時間	151	192	205
	達成率	%	44.4	55.2	58.1	%	42.8	52.5	54

(2) 日中活動系サービス

生活介護では、平成 24 年度に対して平成 26 年度は利用人数と利用日数ともに増加しています。療養介護は、利用日数が計画値を大きく上回っています。また、短期入所では、利用人数・利用日数ともに増加していますが、利用日数に関しては計画値を下回っています。

自立訓練(機能訓練)は、計画期間に最大3人の利用者を想定していましたが、平成 24 年以降1人で推移しています。一人当たりの利用日数はほぼ計画通りです。また自立訓練(生活訓練)でも、平成 24 年度に1人、月8日間の利用があり、計画値の中で収まっています。

就労移行支援では、H24年に1名の利用がありました。就労継続支援(A型)の利用者は減少傾向。一方で就労継続支援(B型)は、利用者が増加傾向にあり、ほぼ計画通りに推移しています。

サービス種別		単位	実利用人数			単位	利用日数(人日/月)		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
生活介護	計画値	人	75	73	71	日	1,644	1,600	1,556
	実績値	人	71	69	72	日	1,283	1,387	1,419
	達成率	%	94.7	94.5	101.4	%	78	86.7	91.2
療養介護	計画値	人	-	-	-	日	6	5	5
	実績値	人	-	-	-	日	21	21	21
	達成率	%	-	-	-	%	350	420	420
短期入所	計画値	人	15	16	17	日	110	117	124
	実績値	人	18	21	22	日	28	68	56
	達成率	%	120	131.3	129.4	%	25.5	58.1	45.2
自立訓練 (機能訓練)	計画値	人	0	0	3	日	0	0	66
	実績値	人	1	1	1	日	23	21	21
	達成率	%	-	-	33.3	%	-	-	31.8
自立訓練 (生活訓練)	計画値	人	1	1	1	日	10	10	10
	実績値	人	1	0	0	日	8	0	0
	達成率	%	100	0	0	%	80	0	0
就労移行支援	計画値	人	1	1	1	日	22	22	22
	実績値	人	1	0	0	日	22	0	0
	達成率	%	100	0	0	%	100	0	0
就労継続支援 (A 型)	計画値	人	25	25	23	日	389	389	363
	実績値	人	21	19	18	日	412	326	351
	達成率	%	84	76	78.3	%	105.9	83.8	96.7
就労継続支援 (B 型)	計画値	人	67	68	68	日	1,040	1,062	1,076
	実績値	人	68	72	73	日	1,141	1,155	1,225
	達成率	%	101.5	105.9	107.4	%	109.7	108.8	113.8

(3) 居住系サービス

共同生活援助・共同生活介護(平成 26 年度から共同生活援助・グループホームへ一元化)の実績は、計画で見込まれたほど増えていません。

施設入所支援は、概ね計画に沿った利用人数となっています。

サービス種別		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
共同生活援助・共同生活介護	計画値	人	50	58	58
	実績値	人	45	44	44
	達成率	%	92	75.9	75.9
施設入所支援	計画値	人	59	58	57
	実績値	人	53	54	57
	達成率	%	89.8	93.1	100

(4) 相談支援(サービス等利用計画作成)

相談支援(サービス等利用計画作成)では、平成 24 年度の利用人数は 0 人でしたが、平成 25 年度には 23 人となりました。H26 年度の見込みは 16 人で計画値の半分程度です。地域移行支援は利用実績が無く、地域定着支援は 1 人の利用となっています。

サービス種別		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
計画相談支援	計画値	人	25 人/月	27 人/月	30 人/月
	実績値	人	0	23	16
	達成率	%	0	85.2	53.3
地域移行支援	計画値	人	4 人	4 人	4 人
	実績値	人	0	0	0
	達成率	%	0	0	0
地域定着支援	計画値	人	4 人	8 人	12 人
	実績値	人	0	1	1
	達成率	%	0	12.5	8.3

4.地域生活支援事業の利用実績

(1)理解促進研修・啓発事業

項目変更にともない、平成 25 年度から地域活動支援事業に位置づけられました。
平成 25 年度、26 年度ともに実績はありません。

事業名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
理解促進・啓発事業	実績値	-	無	無

注:計画値・達成率はありません。

(2)自発的活動支援事業

項目変更にともない、平成 25 年度から地域活動支援事業に位置づけられました。
平成 25 年度から実施しています。

事業名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
自発的活動支援事業	実績値	-	有	有

注:計画値・達成率はありません。

(3)相談支援事業

障害者相談支援事業では、平成 24 年度には計画達成をし、25 年以降には計画
+1 の5か所で実施しています。

事業名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
障害者相談支援事業	計画値	4 か所	4 か所	4 か所
	実績値	4 か所	5 か所	5 か所

(4)成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は実績がありません。

事業名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
成年後見制度利用支援事業	計画値	1 人	1 人	1 人
	実績値	無	無	無

(5)成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度法人後見支援事業は実績がありません。

事業名		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
成年後見制度 法人後見支援事業	実績値	無	無	無

注:計画値・達成率はありません。

(6) 意思疎通支援事業

手話通訳者派遣事業では、毎年3名の派遣を行っています。要約筆記者派遣事業では、毎年開催される福祉大会に派遣をしています。個人への派遣実績はありません。

事業名		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
手話通訳者派遣事業	計画値	人	20	20	20
	実績値	人	3	3	3
	達成率	%	15	15	15
要約筆記者派遣事業	計画値	人	7	7	7
	実績値	人	0	0	0
	達成率	%	0	0	0

(7) 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業は、比較的認知度が高いこともあり全体的に給付実績が高くなっています。

事業名		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
介護・訓練支援用具	計画値	件	2	2	2
	実績値	件	4	3	1
	達成率	%	200	150	50
自立生活支援用具	計画値	件	3	3	3
	実績値	件	12	2	3
	達成率	%	400	66.7	100
在宅療養等支援用具	計画値	件	2	2	2
	実績値	件	4	1	1
	達成率	%	200	50	50
情報・意思疎通支援用具	計画値	件	7	7	7
	実績値	件	4	6	6
	達成率	%	57.1	85.7	85.7
排泄管理支援用具	計画値	件	426	426	426
	実績値	件	452	409	320
	達成率	%	106.1	96	75.1
居宅生活動作補助用具	計画値	件	2	2	2
	実績値	件	2	1	2
	達成率	%	100	50	100

(8)手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修は、平成 25 年度から地域生活支援事業（必須事業）に変更になりました。実績はありません。

事業名		単位	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
手話奉仕員養成研修事業	修完了績者値数	人	—	0	0

注:項目変更により、計画値・達成率はありません。

(9)移動支援事業

利用人数、利用時間ともに増加傾向にあります。

事業名		単位	利用人数			単位	利用時間		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
移動支援 事業	計画値	人	2	2	2	時間	18	18	18
	実績値	人	1	1	2	時間	15	12	25
	達成率	%	50	50	100	%	83.3	66.7	138.9

(10)地域活動支援センター

地域活動支援センターは、町内に 1 か所あり、あったかふれあいセンターと一体的に取り組んでいます。利用人数も、計画値の 30~40%前後で推移しています。

事業名		単位	実施か所			単位	利用人数		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
地域活動支 援センター	計画値	か所	1	1	1	人	10	10	10
	実績値	か所	1	1	1	人	3	4	4
	達成率	%	100	100	100	%	30	40	30

(11) その他事業

地域生活支援事業のうち、必須事業以外の事業を「その他事業」としてあげていきます。

①訪問入浴サービス事業

事業名		単位	利用者数		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
訪問入浴サービス事業	計画値	人	2	2	2
	実績値	人	1	1	1
	達成率	%	50	50	50

②更生訓練費給付事業

事業名		単位	利用者数		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
更生訓練費給付事業	計画値	人	-	-	-
	実績値	人	0	0	0
	達成率	%	-	-	-

③施設入所者就職支度金給付事業

事業名		単位	利用者数		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
施設入所者就職支度金給付事業	計画値	人	1	1	1
	実績値	人	0	0	0
	達成率	%	0	0	0

④日中一時支援事業

事業名		単位	利用者数		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
日中一時支援事業	計画値	人	3	3	3
	実績値	人	1	5	5
	達成率	%	33.3	166.7	166.7

⑤生活支援事業（生活訓練等事業）

事業名		単位	利用者数		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度(見込み)
生活訓練等事業	計画値	人	20	20	20
	実績値	人	23	23	20
	達成率	%	115	115	100

⑥生活支援事業（ホ ンティア活動支援事業）

事業名		単位	利用者数		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ホ ンティア活動支援事業	計画値	人	35		
	実績値	人	5		
	達成率	%	100		

注:平成 25 年度より項目変更により、自発的活動支援事業に移行しました。

⑦生活支援事業（福祉機器リサイクル事業）

事業名		単位	利用件数		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
福祉機器リサイクル事業	計画値	件	100	100	
	実績値	件	67	61	
	達成率	%	67	61	

注:平成 26 年度より廃止されました。

⑧自動車運転免許取得・改造助成事業

事業名		単位	利用件数		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
自動車運転免許取得・改造助成事業	計画値	人	4	4	4
	実績値	人	2	1	2
	達成率	%	50	25	50

5.障害児支援サービスの実績

児童発達支援は、増加傾向にあります。医療型児童発達支援、放課後等デイサービスの利用はありません。

保育所等訪問支援は、平成 25 年度以降実績があり増加傾向にあります。

障害児相談支援は、平成 25 年度実績はありませんが、平成 26 年度には 5 人と増加しています。

サービス種別		単位	利用人数			単位	利用日数		
			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
児童発達支援	実績値	人	4	6	6	人日	7	7	13
医療型児童発達支援	実績値	人	-	0	0	人日	-	0	0
放課後等デイサービス	実績値	人	0	0	0	人日	0	0	0
保育所等訪問支援	実績値	人	-	2	3	人日	-	2	3
障害児相談支援	実績値	人	-	0	5				

注:項目追加により、計画値・達成率はありません

6. アンケート調査の結果

計画策定のために町内の在宅障害者に対しアンケート調査を実施しました。配布は347人に対し177人の回答（回収率51%）があり、その集計結果を以下の通りまとめました。

(1) 生活の状況

① 誰と生活していますか

母という回答が最も多く94人（53.1%）、父親の57人、配偶者50人、兄弟姉妹の38人となっています。

② 主に身の回りの世話（介護）をする方は誰ですか

これも母が最も多く58人（32.8%）、配偶者が25人、父親15人、兄弟姉妹12人といった順になっています。同居の親族と比べ人数が減るのは、4人に1人が介護が不要と回答しているためです。少数ですが介護する人がいないという回答が9人います。フォローが必要です。また、主介護者が65歳以上という回答が40人（介護が必要な人93人の内43%）となっています。今後介護者の高齢化に対する対策が必要となります。

③ あなたの現在の収入は

105人（59.3%）が年金や手当などを主な収入としています。勤め先の給与や賃金が30人（16.9%）、通所施設や作業所の工賃という回答が29人（16.4%）、同居家族からの給与や援助の18人と続きます。

(2) 悩みや相談ごと

① 悩みや相談ごとはありませんか

自分の健康や治療のこと60人（33.9%）、生活費など経済的なことと特にないがそれぞれ42人、緊急時や災害のこと30人、外出や移動のことと仕事や就職のことがそれぞれ25人と続いています。

②相談相手は誰ですか

相談相手は家族・親戚が最も多く 105 人（59.3%）次いで友人知人の 39 人となっています。専門的な相談先としては、医療機関が 29 人（16.4%）障害者相談支援事業所は 10 人（5.6%）となっていて、普段からの馴染み関係が相談のしやすさにつながっていると考えられます。今後は障害者相談支援事業所を相談先として広報告知を進める必要があります。

③成年後見制度について

成年後見制度を知っている人は 28 人にとどまり、7 割以上の方が良くわかっていません。その結果、6 割を超える人が制度の活用について分からない、活用したいと思わないという回答を寄せています。制度の広報告知が必要です。

(3) 平日の過ごし方

①日中主にどのようにして過ごしていますか

48 人（27.1%）の人が会社や自宅などで働いていると回答しています。何もしない人の 41 人が次に多い回答となっていますが、設問の中に作業所や通所施設がなかったためその他の回答 55 人の中にこれらの回答が含まれています。また、四万十町らしい回答として自宅近辺の片付けや畑仕事などもあり、地域の中でそれぞれの居場所を見つけ過ごしている姿が見受けられます。

(4) サービスについて

①サービスに関する情報はどこから入手していますか

3 人に 1 人が役場や町の広報紙で情報を得ていると回答しています。一方、どこで入手できるか分からないという回答が 11%あります。これらへの対策が必要です。

②サービスを利用する上で困っていることは

回答者の 2 割が、サービス提供や内容に関する情報が少ない、相談先が分からないと考えています。矢継ぎ早な制度の改正で、混乱があるようです。

③サービスを利用していない理由

サービスを利用していない人は、回答者のうち 93 人います。これらの人がサービスを利用しない理由の 1 番に上げるのが、どんなサービスがあるのか分からないという回答です。情報提供とワンストップの相談支援の仕組みなどが求められます。

(5) 今後の暮らしについて

① 1～3年後どこで暮らしたい？

約半数の人が家族や親戚と暮らしたいと答えています。わからない（今のところ考えていない）を加えると4人に1人となり、このことから今の暮らし方を継続したいという意向が見て取れます。

② 終の住処としてどこを希望？

この回答も1～3年後どこで暮らしたいかと同様の回答となっています。

(6) 今後の障害福祉に必要なと思うことは？

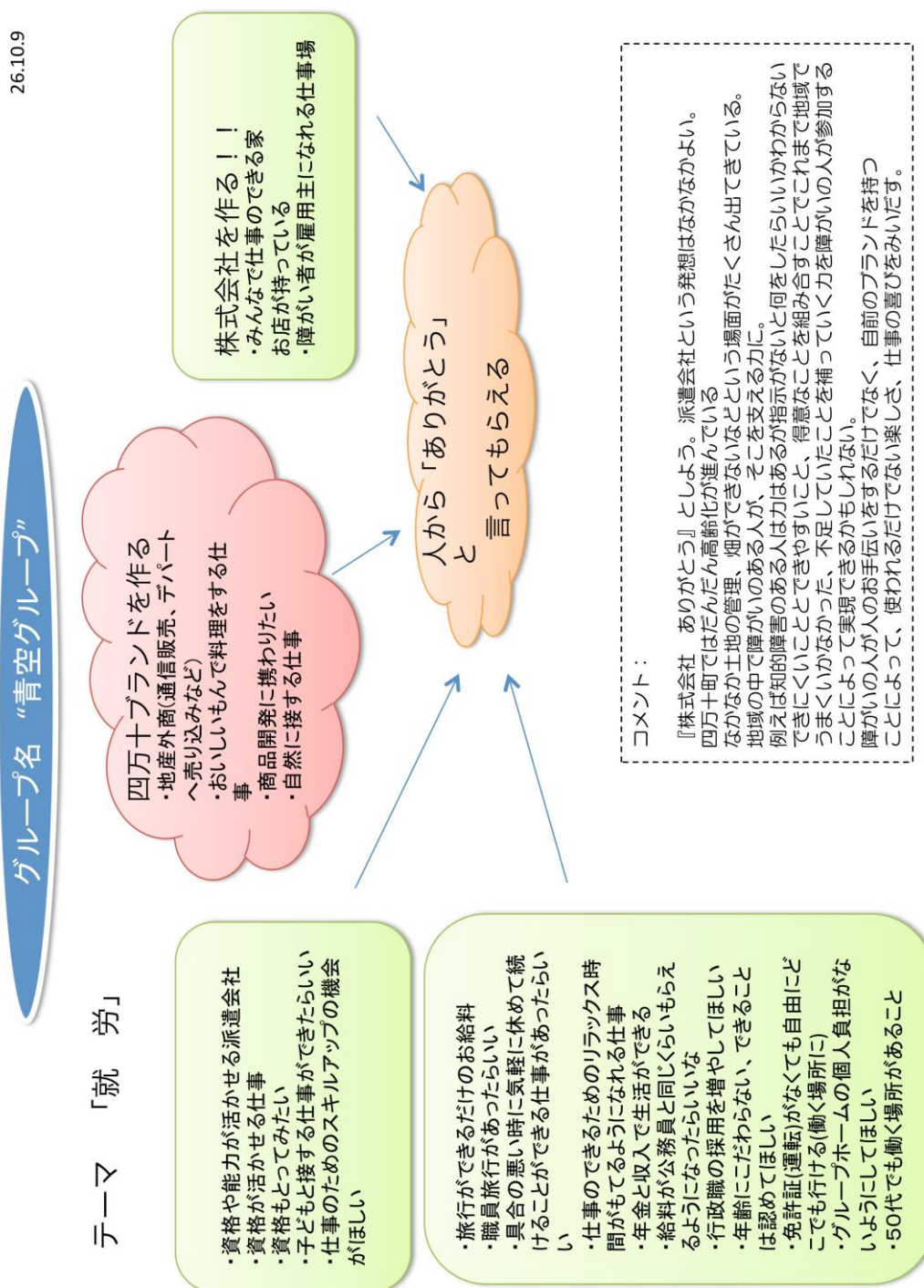
およそ35%の人が「会社などに就職ができるように就職先を多くすること（もっと就職がしやすいすること）」と回答しています。「障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう障がいのある人や、その家族等が地域で行うさまざまな取り組みを地域や行政が支援すること」「今よりももっと作業所など障がい施設などの工賃の水準を上げること」「地域住民等が障がいや障がいのある人への理解を深めること」などがそれぞれ25%前後となっています。

(7) 保育園や幼稚園、学校に通っている方にとって必要な支援

本人の回答としては、就学前から学校卒業までの一貫した支援の仕組みづくり、身近な場所で療育支援が受けられること、地域住民の理解や支え合う仕組みづくりがそれぞれ（16.7%）と多くなっています。一方家族から見たニーズは夏休みなどの長期休暇中の支援と身近な場所で療育支援が受けられることが最も多くそれぞれ44.4%と半数近くの人が望んでいます。

7.ワークショップの結果

町内に住む障害当事者やご家族、支援者が集まり、自分たちの町がどんな町になったら良いなという話し合いを行いました。



住まい

- ・グループホーム&施設つばいグループホームではなく、あったかな家がほしい
- ・グループホーム(下で就労できる)
- ・ずっと地域で暮らす
- ・◇シェアハウス◇
- ・24時間ホームヘルプサービス
- ・訪問看護24時間対応

住まいと働く場

- ・高齢者、障がい者施設(住まい)とセットになったコンビニ
- ・仕事もできて楽しく生活し、ビールを飲める場所
- ・福祉の商店街
- ・就労の場(工賃アップ)

自由な移動

- ・地方でも移動手段の確保
- ・移動支援(外出手伝い)

楽しみ・生きがい

- ・誰でも通えるデイサービス(選択肢のある)やりたいことができる
- ・人と話をする〜交流の場〜
- ・習い事(例、ダンス・音楽などを障害の有無)関係なくできる場所
- ・障がい者にやさしい設備・環境
- ・ギャラリー兼アトリエ+カフェ
- ・お楽しみ〜よさこい祭り〜
- ・四万十町版キャラバンバン 「発表の場、目的づくり！」
- ・サークル作り 出合いの場
- ・障がい者スポーツ 東京パラリンピックに向けて
- ・映画館がほしい
- ・車いすで入れる居酒屋
- ・地元での囃子踊り(よさこい)復活
- ・婚活パーティーの実施
- ・海外旅行したい！

重要

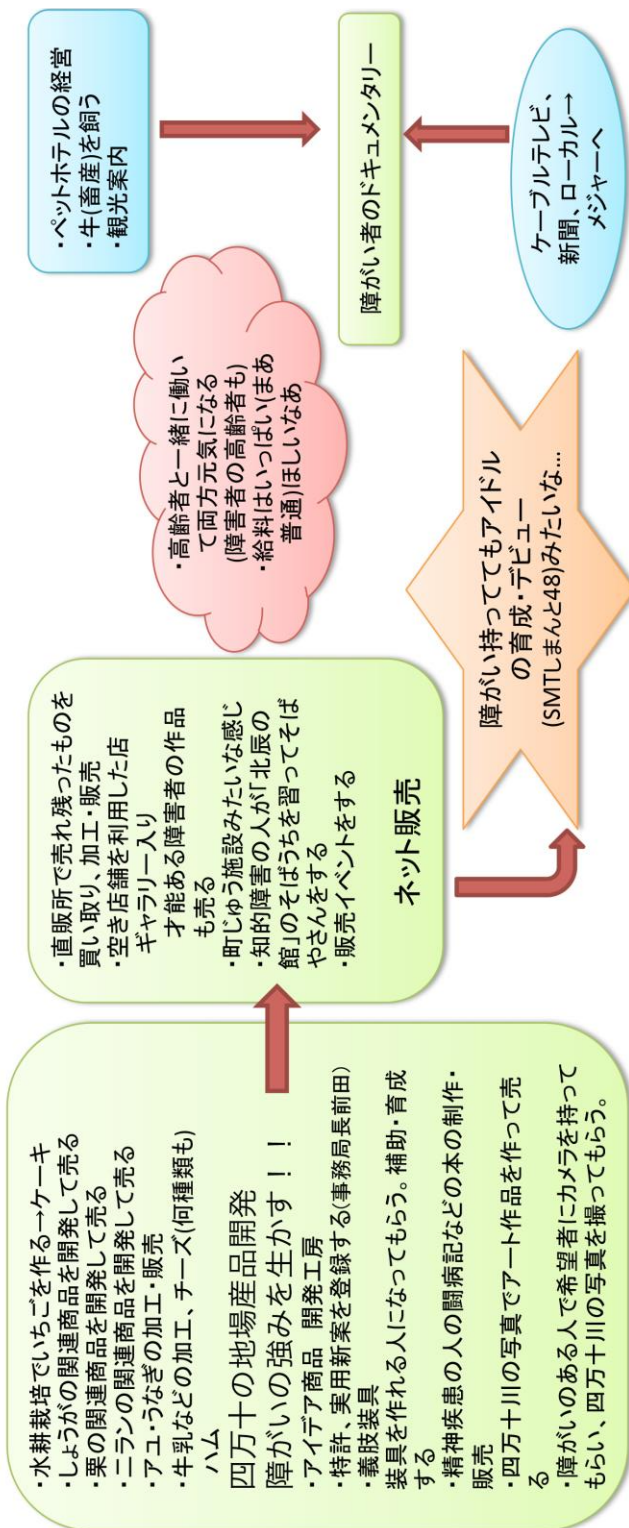
- ・障がい者の理解 偏見のない社会
- ・人と人とのつながりを大事に
- ・障がい者が自立できる

コメント：グループホームについて

愛知県の社会福祉法人むすの例 グループホームの制度ができてすぐに作った。
ここが書かれているのは、愛知県の半田市に日本福祉大があり、この学生をヘルパーとして雇い入れして学校に行きながらヘルパーをしているという点。高齢のホームヘルプサービスは週間で時間を予定を組めるが、障害のガイドヘルプなどは随時対応が求められ、事業者からすると予定が立てにくい。学生の登録制を適用することで解決している。サービスの基盤整備を考えると、地域の中での工夫がいる。障がいの方が働くコンビニという発想はなかなかよい。障がいの子が働く飲み屋をしようと思っている。頼んだものと違うものが出てきても楽しむことができる心の余裕がある人が来る飲み屋。
障がい者の人たちのかわりを集める場所があれば素敵ではないか。そのような場所ができれば、四万十町に住んでいる人は豊かだと思われる街になるかもしれない。

コメント：

海外旅行について
アトリエラボ(ウォールペインティング)をしている障がいの方の作業所の話。何年前か、タレントの押切もえさんと一緒にNYにウォールペインティングに行っている。自分たちの得意なことを伸ばして、どんどん情報発信すればできることも増える。その人の得意をどれだけ伸ばすか。



コメント：一粒で三度おいしい計画になっている。障害者お断りの会員制の計画について。自分たちが実は障がいのある人に対して、自分たちの文化・文明を押し付けている。耳が聞こえない人→先天的に聞こえない人と途中で聞こえなくなったりは別。自分たちは言葉をどうやって覚えたか。先天の人はお母さんの声を聞くこともない。この人たちは音のない世界で生きていく。その人たちが持っている文化はまた違う文化。健康人はそのことをなかなか理解しにくい。

発達障がいのある人のバスター「僕がとびはねる理由」の話。普段日常的にしゃべれないがワープロで書くことで自分を表現。一般的にはしゃべれない人に対して、「この人は考えることができない」と思いがち。その人たちの世界を知るといふ努力をすることが大事。お互いにそれぞれの世界を尊重し合うことが大事。健康者お断り…の意味合いについて、その人たちがその人たちの暮らしを大事にしたいという思いを大切にできる町にしたいという考えはありかもしれない。

義肢装具を作る人について、長崎「でく工房」の話。かなり重度の肢体障害者の使用する車いすシーティングを専門としている。自分たちの使いづらさをアイデアにするにはありではないか。

障がい者のドキュメンタリーについて。精神の人であまり薬を使わずにカウンセリングなどのケアだけで状態をコントロールしようとした人の話。薬を使わなかったら幻覚幻聴がある。その人の不自由さが減っていく事によって、薬を使わずに見る幻覚でも、その人を励ます幻覚幻聴に。「殺される」幻覚幻聴から「天使が見える」幻覚幻聴へに変わった。そういう話になれば売れるかもしれない。

テーマ 「地域生活」

障がいがあるてもごく普通に
(まわりを気にせず)過ごせる『心のバリアフリー』

グループ名 “ピーナッツ兄弟”

26.10.9

生活の基本

- ・親から離れて暮らしたい。1人で住みたい
- ・ひとり暮らしがしたい
- ・役場へ行ったら手続きなどすぐに教えてくれる人がいる
- ・住まいあたったかいベッドでぐっすり眠れる。一人で寝起きできる。
- ・新しい町営住宅に住みたい。快適に暮らしたい。
- ・料理の勉強がしたい
- ・お料理教室へ行ってみたい
- ・三食食べることができ
- ・車の免許がほしい。近くに教習所があったらいいな。
- ・車の運転をして買い物にいく
- ・目の不自由な方でも買い物しやすいお店(商品を手に取るとアナウンスしてくれる)
- ・自分でトイレに行ける環境(自宅も外出先も)
- ・自由に動けるバリアフリーの環境(屋内外)
- ・車いすで行きたい店に買い物に行ける
- ・車いすでも気軽に入れる商店がたくさんほしい。
- ・字を読む、書くのが苦手。書類など、一緒に書いてくれる人がほしい。

心のよりどころ

- ・何を話しても自分の話を聞いてくれるカフェ
- ・落ち込む時があるでゆっくり話を聞いてくれる人や場所がほしい。
- ・家族以外に相談できる人がいる
- ・40代の引きこもりの人などがいる。人とかかわりがしにくい人→動物のレンタルショップ(アニマルセラピー)
- ・日中行き場所がある。(仕事や集いの場)
- ・同じ障がいを持った子どもの親が気軽に集まって色々な話ができる場所がほしい。
- ・なんでも話し合える友達がいる。

生きる喜び

- ・旅行に行く(国内あちこち)
- ・一人で飛行機に乗って東京へ遊びに行く
- ・大好きな漫画をゆっくり読める場所がほしい
- ・夜、時々飲み屋やカラオケに行ける
- ・外国旅行する
- ・役場で受付の仕事をしたい
- ・人と関わる仕事がしたい(話をするのが好き)
- ・汽車に乗れるようになりたい
- ・仲の良い友達と旅行がしたい。(例えばひきこもりの人のために自分の行ってみてみたい場所へ行ったりして)
- ・ビデオ(動画)などで見て、自分が行った気になる
- ・映画を見に行ける どもを産み育てたい
- ・結婚相手を見つけた
- ・20歳の女の子(精神)→彼氏とデートしたい
- ・ときめき、胸きゅんの方がほしい

コメント：バーチャルの旅行は発達障がいの人にとってはいいことかもしれない。はじめてのことにチャレンジしにくい。失敗したくないという傾向が強い。バーチャルでトレーニングはありかもしれない。普通は子どもの時からいろいろな経験を積んで発達するが、経験を重ねながらの発達で難しいので、小さな成功体験をさせてあげるといいことはすごく大事。

目の不自由な方は結構四十代には多い。ほぼ全盲の人と四国遍路にまわった時の話。全盲の人を連れて十和のラフティングに連れて行ったらすごく喜んでた。「死ぬまでこんな経験ができるとは思っていなかった」と言っていた。見えない人はできないだろうと思いがち。実は結構アクティブである。四万十マラソンに盲目の方が出ることもあるかもしれない。

現在、障がいのある人の観光に関してなかなか取り組めていない。障がい者の受け入れができて施設がどこにある、こんな体験ができるなど、観光に来れる町を目指したらおもしろいのではないかな。以前、下津井のダムで全盲の人が一人乗りのカヤックに乗ることができた。前の人のガイドや方角も陽の当たり方でもわかる。ダムは水が静止しているのが安全。全盲の人は自転車や車に乗りたくない気持ちがある。安全を考えると実際はさせくいが、自分で目立って自分の意思決定で動く喜びは何事にも代えがたい。→例えばダム湖でのすこい観光資源になる。そういう人たちが来れる街というのが定着すると、地域の人の障がいの人に対する偏見も減るので。障がいの人はこんなこともできるあんなこともできると思ってもらえなかけとそれの実践により、四万十町は障がいの人にやさしい街になる。そういう街を目指すことが実は障がい者計画で目指す方向性になるかもしれない。地域の方の理解のためにはどういうしかけがあるかもありこんでいくとよい。

はじめに…

★四万十町障がい者福祉計画の作り方について

今回は四万十町で障がいのある子どもと一緒に成長していくことについて話をする。前回同様、夢から始まる計画にしていきたいと考えている。

制度がどんな変わる。→制度を追いかけ行っても、それでどうすればいいのかわからない。

現実には皆の生活であつたりとか生き方であつたりとかこうなりたいということは制度関係なしにあり続ける話。

障がいがあつてもなくても地域の中でそれぞれが人間らしく生きていくことを支えるのが制度。皆の思いに追いつこうと制度は後からできていくので、制度のここがいけないではなく、自分たちはこんな暮らしがしたいということを話をしてもらいたい。

制度はあとからくっつけていけばよいと思う。

高知県独自のユニークな制度→あつたかふれあいセンター

障害のある人の一人一人のニーズ … さまざまなサービスを1つ1つ小さな町で作り上げることと思うとそれぞれ指定基準があり全部のサービスを網羅するのは難しい。そういった枠をとっばらなくてもできるようなようにしていいことと作られたのがあつたかふれあいセンター。

ここで作られたアイデアというのが、制度ができないから実現できないということではなく、その受け皿として高知県独自のあつたかの制度などを上手に使うこともある。

まずは町内の現状と課題について話し、最終的には夢と現実のギャップをどうすれば埋めていくことができるのかを考える。

地域の民間の事業所、商店街と一緒に地域の中で障がいのある人が暮らし、障がいの子どもさんの子育てを支えていくことができるしくみを作っていくことができるのではないかと考えている。何から取り組んでいくのか。夢を描いてそれがどういうふうなやり方をすれば手に入るのかということまで考えた計画にしていきたい。

★自立について

前回、カレンダーの話をした。再度、自立って何だろうと考えると自立の”立”は立つということ、あらわすという意味もある。

自立→自らをあらわす… 自立の大事なポイント

障害のある人が自分のこうしたい、あめしたい、きちんとまわりに伝えて、できにくいことを伝えて自分らしく生きることが

自立であり、人の手を借りずに独り立ちして生きることではない。

★今後の障がい支援の在り方について(資料参照)

・基本理念の確認

地域参加、包容(インクルージョン)の推進、合理的配慮…障がいの方が地域社会から隔離されることなく地域社会に参加していく

・「インクルージョン」という考え方

社会的包摂…歳がいても男性であっても女性であっても、外国であっても、宗教が違ついても、それぞれ一人一人が考えが違ふ。例えば先天聾の人は音を聞いたことがない。私たちは音を聞き言葉を覚えてきた。言葉のある世界で暮らしている。先天聾の人達は音のない世界で生まれ育ち、私たちと同じ言葉のある世界の文化文明に入れられている。その人たちの文化を理解しながら一緒にくらすということがインクルージョンという考え方。それぞれが違ふことを前提にそれぞれが思いやりながら一緒に暮らしにはどうしていいかを考える。

いろいろな価値観 →どっちが正しいではなくそういう考えもある、こういう考えもあると認める

・地域における縦横連携の推進

今までいろいろな家庭の方から話を聞く機会があり、なかなか縦の連携、横の連携がとりにくいことを聞いてきた。保育園で加配の保育士さんとし、それを小学校に入った時に小学校に引き継いでいく...ということがなかなか難しい。本来は引き継いでいきたいことである。それをどれだけ引き継いでいけるかが縦の連携。今は発達障害の人に関しては高知県の「つながるノート」がある。

発達障害以外の人も使えるのでは？という話になってきている。

医療・福祉・教育...が横の連携になる。

つながるノートは誰のためのもの？→本人のためのもの

つながるノートは自分の意思表示ができていく人がそこにしっかりと書いておくことによって、その人の得意や苦手などが分かるようになる。そういうことも考えていくことが必要。

・サポートファイルについて

障がいのあるお子さんの発達支援をしていくために大事なものの

○療育型の発達支援→療育センターのエル、南海学園のやいろがこれにあたる。こういうところで早期療育していく。

言いたいことをこう伝えればいい、こう伝えれば伝えられるということなどを学んでいく。

○放課後等デイサービス

高知市でも4～5か所ある。四万十町にはない。最近ようやく増えてきている。

・強度行動障害支援者養成研修について

今年からはじまる。強度行動障がいとは、知的障がいと自閉症を重複している人に多い。言葉がほとんどない。そういう人たちが不適切な支援を受けることにより、自傷行為、他傷行為などが起こる。正しい支援があれば平穏な日常を取り戻すことができる。

今までの福祉施策で弱かったところ。例えば自閉症の人がマクドナルドやラーメン、ハンバーグが好き→全部、味の特徴をまとめていくと、化学調味料の味。→化学調味料は同じ旨味、そこに対するこだわりであったり安心感からそういうものにかたよる。それを無理やり他の物を食べさせることはNG。自閉症の人は新しいことに挑戦することが苦手。→言葉が苦手。それを聞いて創造することが苦手なので、意味でとらえられない。全部一つ一つの経験でとらえていく。新しいことに対する想像力が苦手なので、新しいものに対してチャレンジすることに臆病になる。

いつも同じものにこだわるということは、そうすることにより安心する。それを分かちあえてあげることが大事。それではだめと言い押しつけることで世の中に対して不信感を抱く→それが作られた障がいになる。

ペアレントトレーニングの充実...県の方でも早期発見、早期療育をやり、お母さんと一緒に育っていく。お母さんが障害がない場合、理解しにくい。

質の向上のために障害児支援に関するガイドラインを作ろうということになっている。放課後等デイサービスに関しては、高知県ではそうでもないが他県ではどんどん増えている。民間事業者でお金儲けのために作っているところが出てきている。正しい障がい特性を知っているところをやってもらい→国がガイドラインを作る予定。

・ワークショップの進め方について

グループ名 “あじさい班”

【 困りごと 】

- ・困ったことの相談するところがない、悩みを相談したり分かちあったりする場所、障害児専門の相談を受けるところが近くにない
- ・保護者同士の集まりも弱くて、個人で...となる。大変さを伝えられない。
- ・障がいに対しての理解がない
- ・地域の理解をしていただくのが難しい
- ・入学時に特別支援学級がなかったもので、中村の養護学校へと言われた
- ・保育所への入所が難しかった
- ・気軽に遊べる場所がない
- ・進路・仕事、卒業後の行先
- ・夏休み等長期休暇時に行く場、預けるところがない
- ・病気の時の預かり場所(仕事のとき)親は休みを必要
- ・重度障害がある児を一時的に預かってくれるところが近くにない
- ・診察などをさせるとなると遠い
- ・近くに専門の医療機関がない
- ・障がいを持った人の専門の施設がない(病院や支援施設)
- ・子どもの将来
- ・親亡き後どうなるのか
- ・移り変わる制度の説明を誰がするか(プリントを配られても意味が分からない)
- ・福祉のことをよく知らない

【 こうだったらいいな 】

- ・安心して老後まで暮らせるところがほしい
- ・24時間体制の「あったかふれあいセンター」のような、いろいろな機能を持った場所を作る(医療、相談...)
- ・一か所にいろいろとあった方がいい
- ・それでも不安なら親はどこまでも足をのばしていく
- ・「福祉」について考える座談会を開く、福祉のことを知る
- ・就労の場を作る、一般の企業の障害者の雇用
- ・町内に障がい者支援施設、グループホームなど生活の場を作る
- ・地域ごとにサテライトがほしい
- ・長期休暇のデイサービス、病院、相談、就労支援、就労移行支援 → 四万十町にはないので...
- ・専門的な知識を持った職員が在中

四万十町がこんな街ならいいなあ
障がいがあってもなくてもずーっと四万十町で暮らしたいと思える町になったらいいなあ

グループ名 “あじさい班”

コメント：あったからあいセンターで24時間対応…という提案は県内で初めて聞いた。実現の可否は別としてそういうことができればいいというのは分かる。例えば、アートセンター画楽で障がいのある親御さん、子どもさんを見ていて、親には親の、子どもには子どもの世界があり、渾然一体となっている。画楽に来ると子どもは早く親に帰ってほしいと思う、しかし親はやっぱ子供が何をしているのか見てみたいと思う。親が集まれるサロンの場所、居場所があれば親が救われるところがあるのではないか。そういう場所が必要なのかなと思う。

必ず出てくる話が「親亡き後」の話。障がい者アンケートを見ると、子どもをみているのは特にお母さんが多い。お母さんはだんだん歳をとっていく。昔なら道連れで死ぬという考えをする人もいた。小嶋会が作ったあじさい園の話。建設理念は親亡き後の安心して過ごせる場所にする。あじさい園は親御さんが苦労してつくられた。食事までもおいしく天国のようにして、施設が運営されている。

一つだけ気になるのはあそこはあそこの中でとりきった社会を形成していることとしていて、その子どもが成長と共に外の社会ともっとつながっていきたいと思ってもそこは少し弱いところになかなかなと思う。施設ごとに何を担っているのか、いろいろな考え方があるのはよいと思う。その考え方の中でどれを選ぶかはお母さんの考えになる。

お子さんは親の所有物ではない。こうあってほしいと思うことが、子どもがこうありたいということといつも一致するわけではない。なんとかその子が幸せに生きていくためにどうしてあげようか…

自閉症の子は経験値を増やしていくこと、はじめてのことが苦手。アメリカのティーチの本場の話。そこではサマーキャンプを毎年していて、いろんなことを選べるメニューがありその中で1つずつ経験値を増やしていくことをしている。彼らにとって余暇時間は何をしたいのかわからない時間であり困惑の時間。

しかし経験した中で楽しかった成功体験がいくつかあれば、例えば「待つ」ということができだしたりする。それをしていくためにはものすごく丁寧に、その子が楽しかったよかったと思うことを一つずつ増やしていかないとけない。彼らは応用が苦手なので、この前これをやったから、次はそのバリエーション…というのはいけない。1つの経験は1つ。10のことをやらしたかったら10の経験をさせる。その部分を丁寧にしていくと、経験しておもしろかったことがあれば忘れないという長所もある。得意な事をどうやってのばしてあげればよいかということを考えて支援してあげることが大事。「町全体の知恵」として持っていて一人一人の人を支えることができる町になっていくことが大事ではないか。

グループ名 “ひろせ班”

【 困りごと 】

- ・養護学校が遠くて通うのが大変。通えないので寮に入って家族と離れてしまう。
- ・家族で一緒に暮らせるか
- ・子どものころに子鹿園におらんといかんかった。(母子入園で物心ついた時から中学校まで)週末は父の迎えで帰っていた。家が忙しいと帰れなかった
- ・子鹿園では規則が厳しかったのでいやだった
- ・高校は春野の若草後学校の寮生活。(規則が厳しい)
- ・充分なケアを受けられる病院・施設が近くにない
- ・児童デイサービスなど施設が少ない。福祉サービスが選べない
- ・地元の小学校や中学校へ希望通りに通えないことがある。
- ・消灯時間が早かった。深夜番組が見れなかった。ずっと規則に縛られていた感じがする。
- ・休日、児を連れて遊びに出かける場所があまりない。
- ・行きたい所に行けるか(屋内外)
- ・いじめにあわないか、自分の意思をまわりに伝えられるか
- ・学校の先生のスキル、理解不足
- ・経済的に大丈夫か
- ・お母さんは仕事を続けられるか、お母さんの休養が確保できるか
- ・発達障害に対するサポートが弱い
- ・地域の人が温かく見守り支えてくれるか
- ・理解のない発言で本人や家族が傷つく
- ・福祉器具の申請などあまり情報がなく手続きも複雑で利用しにくい

【 こうだった方がいいな 】

- ・障がい理解が進んだ地域になればいいなと思う。
- ・気兼ねなく地域で生活できる(周りの理解がある)
- ・バリアフリーの環境
- ・長期休暇中 通える場がある
- ・家族が育児の疲れを少しでも軽減できるようなサービス(レスパイト支援があるとよい)
- ・いじめのない社会
- ・どこに行くにも不安がない、自分自身が不安にならないところ精神的に楽→そのためには理解がなければならぬ
- ・近くに希望のかなう施設があったらいい
- ・地元の学校に通うことができる
- ・障害の種類や程度にかかわらず希望の学校に進学できたらいい
- ・保母さんや先生が障害に対する知識とカウンセリング能力を身につけている
- ・施設の中でも家庭と同じように自分らしく規則に縛られず暮らせるといい
- ・いろいろな制度やサービスが分かりやすく周知され必要な人が抜かりなく利用できる
- ・あったかふれあいあいセンターが手広くサービス展開してくれたらいい
- ・母親は仕事を続けられる
- ・経済的に困らない

四万十町がこんな街ならいいなあ
障がい児とその家族が”ありのまま”暮らせる町

コメント：あったからあいあいセンターがドラえもんポケットのように不足する部分を補えるようにできたということを最初に説明した。しかしそこには問題点があり、高知県のあちこちであつたかあふれあいセンターが開設されているが、当初、雇用の事業で始まったので(ふるさと雇用)、専門性がない。高知県のあつたかで問題になっているのは、そこで行われているサービスが、高齢者のサロンで送迎があるというパターンでとどまっていること。ほんとはそこに専門職の配置があればもっといろいろなことに対応できるドラえもんポケットになり得るだろうがそれが実現できていない。県は来年、あつたかに対して質の向上を図ろうとしている。あつたかで行われている居場所機能、サロン機能、介護予防の機能、それに加えて障がいのある人の日中一時受け入れや、学童保育の役割もそこで果たしていく、長期休暇の対応(夏休みなど休みの日)にあつたかに毎日行っていくことがあればよい。学校と別に何かできることがあり、それが就労につなげれば…。それをするために障がい特性を分かっているのと、健常児と同じような価値観を例えれば発達障害の子に押し付けてしまうとその子は行かなくなる。→あつたかの機能が果たせなくなる。そのためには障がい特性について、職員さんが勉強する必要がある。

例えば高知県内にも数は少ないが、行動援護のサービスをしている事業所がある。特に強度行動障がいがあるとされているお子さんと一緒に外出をして、その人の生活経験、余暇経験を広げるために使うサービスである。ファクトリーでは行動援護を開始するための支援者の育成の研修を行っている。毎年20～30名受講。受講済みの人は今までに100人ぐらいいるが、その人が増えていくといういろいろなことが解決してくのではないかと思っている。行動援護のサービスはサービス自体は残るが、研修制度が変わろうとしていて、今度から強度行動障がい支援者養成研修の基礎課程と実践課程をこの2つを受けたら、行動援護のサービス従事者になれるということになる。

また、当事者のお母さんで行動援護の研修に来られる方も多い。発達障害の人がどういう世界で暮らしているのか疑似体験をしてみよう。彼らが生きている世界を疑似体験することによって問題行動と見えるものが、それは出て当然だと感じることもできる。3回の研修の中で、「言葉で今まで伝えようとしていた」→「言葉で伝わらないのでジェスチャーやカードなどで伝えてみたら伝わった」ということを言われていた方もいた。「伝わる」ことを大事にしたい。その経験をあつたかの職員さんにしてもらいたい。

障がいのある人があつたかのために、周りの人(支援者)が1人1人の障がい特性についてきちんと知っていないといけない。自分たちのものさしであてはめては、あつたかのもので過ごせる町にはならない。あつたかのもので過ごせる町には勉強しなくてはならない。

四万十町ワークショップ第2回目

テーマ 「障害児支援」

グループ名 “ドリーム班”

26.10.31

【 困りと 】

- ・長期休暇の児童支援がない
- ・学童保育(へき地の小学校では?)
- ・長期の休みなど子どもがすごす場所がない。あっても定員があり利用しづらい
- ・仕事を初めて子どもを預ける所がなかった
- ・子どもの居場所がない
- ・療育機関やデイが遠い
- ・療育センターの短期入所が18歳までなので、次はどこに子どもを預けていいかわからない。
- ・園児から入所可能な障がい児施設がない
- ・療育センターの相談は予約しても数ヶ月待ちで困る
- ・保育所の加配(障害児さんの担当)は臨時さんばかりなので、変わるし、スキルが全体のものになりにくい
- ・病院に行くのがすごく大変でした。(じっとしていられなくてすぐにいなくなる)
- ・子育てを助けてほしい、子育てのアドバイスがほしい
- ・子どもの発達や障がいの相談、診断してもらえない病院等が遠い
- ・お父さんの理解、考え方とお母さんの理解、考え方の違いがある。そういう時に間に入ってくれる人、ほぐす人もほしい。
- ・子どもの偏食をなかなか理解してもらえない(身内)
- ・自宅の周りにある家が少ないので休日はあまり人と関われない。
- ・障害のある人もない人も楽しめる場所が少ない。遊園地、ジョypingセンター、イベントなど。
- ・閉店している店が多いため、遠出をしなければいけない時がある。
- ・働く場所が少ない。学校卒業後の受け入れ先が少なく定員や支援(専門性)の問題もある。地域や企業などの理解の問題もある。制度も...
- ・発達障害の理解があり受け入れてくれる病院があれば親はどこまでもつれていく。どこにそういう病院があるのか情報がほしい。
- ・特に耳鼻科、歯医者、小児科でそういうのがあれば、小さいころは病気をすることで助かる。
- ・いろんなサービスがあるといいのに予算・お金はわいてこないの困る
- ・仕事はどうする?
- ・支援学校への送迎バスがない

【 こうだったらいいな 】

- ・デイの定着
(やりはじめたけど、重度でもいられるように)
- ・遠方の学校ではスクールバスがない。寄宿生は週末帰省。週明けの月曜日の朝だけでもスクールバスを出し、窪川～中村間で(黒潮町含む)送迎を。・病院の診察待ちのシステムを待たなくてよくする。(携帯で知らせてくれるとか...)
- ・受診のサポート(サポーター)があるとよい
- ・休日にみんなが集まれるイベントがほしい
- ・TUTAYAが来るといい

四万十町がこんな街ならいいなあ
親子共に精神的・体力的に
軽減される町づくり

コメント：この班は親御さんがいるので、実際に困った話がよく出ている。親の困りごと、本人の困りごとが違うということがよく分かる。最後にでてきたように精神的に体力的に負担が軽減される町、経済的に…ということもあるだろうが、やはりレスパイト系のサービスが不足していると感じる。障がい特性についての理解がなかなか行き届かない。しかし15～16年ぐらい前から少しずついぶん進んでいる気がする。あと15年ぐらいしたらまたよくなっているのではないかなとも思うが…

15年前に社会人講師で小学校で講師をした時の話。障害児学級でどんな子どもがいるのか見させてもらったが、その当時は自閉的傾向ということで、発達障害も知的障害とひとくくりにされていた。先生の中で熱心な先生は勉強をしようとしていたが、その体制が整っていなかった。それが今は特別支援学級ができ、だんだん変わってきている。けど待っていたら子どもはどんどん成長する。自分の子どもを守るのはお母さんしかいない。何が自分のことにもっと必要なのか、親御さんが地域や役所、このような会を通じて困りごとなどを伝えていけたらと思う。24時間対応まではできないかもしれないが、発達障害の方を専門に診ることのできる小児科のドクターもいる。(まだ名前を確認して、まだ味元さんに伝えておく)困ったことがあったら、対応はすぐというわけにはいかないかもしれないがだんだんとよくなっていくのではないかな。

できたら行動支援サービス事業所は作ってほしいと考えている。これは児童の方にとっても有効。発達障害の人は成長が他の人と違うように感じる。定型発達の人とは小中高…とすすんでいくとだんだん勉強しなくなっていくが、発達障害の人は20歳になっても30歳になっても新しい経験は身についていく。音楽でも中学からみている女の子が、日々こんなことができるようになってきたという変化に気づく。それはとてもスローだが、身についていっている。普通の学校教育の流れの中は一人一人が違っていて、引き受けにくい。ヘレンケラーに文字を教える教育になる。一人一人の違いに対して丁寧にとりくんでいけることはすごくエネルギーがいる。そのことを地域のみなさんが理解をして、その子のいいところをどんどん見つけることができるというかなと思う。

セーラー服の好きなしげちゃんの話。神奈川県にスタジオクワカというところがある。そこにいる支援者の人(関根さん)が前の自分が勤めていたところで関わった人の中でしげちゃんという人がいて、その人の話。しげちゃんは知的障がいがあり40歳前、中肉中背の男性。その人が毎朝作業所に来るとき、何百メートルも前から「こんにちはしげちゃん馬鹿野郎っ」と大声で言いながらやってくる。なんでそんなに怒っているのか。彼は中学生のころに電車の中で、セーラー服の女子高生に助けてもらった経験がある。あの時はありがたうという気持ちがあるので、セーラー服の子をみたら声をかけるが、だいたいは犯罪者のように見られ逃げられる。だからいつも怒っている。

そこで関根さんはしげちゃんに日記を書いてもらった。その日記を展示する展示会をし、しげちゃんを知ってもらうために、有名人にするためのアプローチをした。しげちゃんの名刺をくばり、展示会のチラシをくばり、それがとりあげられて有名人になっていった。そうすると単なる変な人から、こういうことのできるしげちゃんというふうになり、町の人の理解が変わってきた。それで自分の居場所・ポジションを得ていくことができ、女子高生に声をかけても逃げられなくなった。→しげちゃんに対しての支援がそこで完了。それ以来「こんにちはしげちゃん馬鹿野郎」ということがなくなった。

どうやってその人が、そういう人が社会の中で自分の居場所を作ることができるかが、実は障がい者支援の肝ではないかな。それそれに理由があり行動があるので、それを解き明かすことによってその人は単に変な人でなく、こんなことができる人、こんなことが面白い人となる。→その人の居場所ができることになる。障がいのある〇〇さんではなく、こんなことができる〇〇さんとして一人一人を世の中にどうデビューさせていくかを考えるのが関わる人の役目ではないかなと考える。

グループ名 “ハッピースマイル班”

【 困りと 】

- ・ADHDの子育て、学校(小学校)で悪い子扱いされる
※もちろん悪い事も多くするが...
- ・障害の理解をしてもらえない
- ・出生から学校までのつながりが無い
親は毎回説明しないといけない
- ・親のつながりが無いのでは？孤立していないか
- ・児童クラブから除名された(小学3年時)
- ・放課後、長期休みに預かってくれるところがない
- ・将来が不安(働く場所があるか)
- ・特別支援の専門性を持った先生が少ない、いない
- ・専門的な支援を受ける医療機関等が近くにない
- ・いつでも相談する場所がない

【 こうだったらいいな 】

- ・困りごとを乗り越えて親子・まわりの人(近所、親戚、教員など)が障がいに関して理解をし、成長する
- ・障がいについていつでも学べる機会
学ぶところがあってもなかなか来ない来れないのでポイント制なども考えてみては？
- ・いつでも何でも相談できるところがあればいいな
- ・特別支援教育の資格を持った先生を採用する
- ・各学校に放課後児童クラブ(障がい者の受け入れもできる)
- ・あったかふれあいセンターの有効活用(デイ、泊まり)
- ・小児科設置
- ・仕事につながる、仕事の体験・経験ができる場所
- ・こういうことが一か所のできる総合福祉センターのようなもの
があれば...

四万十町がこんな街ならいいなあ
～地域は家族～地域全体で子育てのできる町になったらいいな

コメント：具体的にあったかのサービスをやっていける社協の事務局長に発表してもらいました。
障がい理解について。本屋さんのお話。画案に来る自閉症の子はユニークな行動をする。毎回来るたびに何も言わずにいちもくさんに書棚に行く。そのよこに雑誌をおいてあるが、ならんでいる順番が自分の思い通りに並んでいるかチェックする。その後で本棚を見て、レッドデュータアニマルという本が左から順番に並んでいるかどうかチェックする。自閉症の子はそういう特性がある→それが得意である。
ではそういう子が働いていることに対して理解がある。そういう街なら障がいのある人も幸せにその人のいい面を活かしながら働くことができる。北欧きちんと表で働くことができるようになっていくかもしれない。けど表で働くために、そういう人たちが自分たちの社会の一員として、「こういうユニークさがある」「得意なことがある」ということを社会が知ってほしい。本人たちは自分ではそういうことは言えない。そういう部分を住民さんにお知らせしていく役割を誰が担うべきかを考えていく必要がある。

8.第4期障害福祉計画策定にあたっての課題

(1)日常生活を支える福祉サービスの提供の確保

障害者が「住み慣れた地域で自立して暮らし続けるために、障害者の日常生活を支え、社会的な活動を支援すること」が求められています。障害福祉サービスの中で「も訪問系サービスにおいては、「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」など、比較的低位に留まっており、本来サービスを必要とする障害者のもとに、適切に届いているのか、その一人ひとりの状況を細かに見極め、潜在的なニーズを含めてすくいあげることが必要です。

また、障害児支援サービスも同様に、「児童発達支援」をはじめ、子ともの健やかな育成と保護者の安心に寄与できる質の高いサービスの提供が求められています。

なお、医療的なケアを必要とする重度の障害児・者の短期入所など、受け入れ可能な施設が四万十町内にはないため、引き続き医療機関へのはたらきかけを行っていく必要があります。

(2)障害者の経済的自立を促し、尊厳の保持につながる就労支援の充実

障害者が日々の生活を営み、親亡き後も安心して過ごせる生活を実現するためには、日常生活を支える基盤としての経済的な自立が必要とされます。障害のある人の一人ひとりの個性と能力を尊重し、職業を選択できるように支援すること求められています。

福祉的就労から一般就労への移行を促進するために、サービス提供事業者の質的向上を行い、就労支援で得た知識や技能を社会で発揮できるように、ハローワークや高知障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなど関係機関と連携を図り、一般企業への出口へとつなげていくことが重要となっています。

そのためにも行政機関が率先して障害者雇用に努め、町内企業への理解促進の啓発活動に取り組むことが必要とされます。

(3)障害者が地域で暮らすための理解の促進

障害者の日常生活や社会活動を支えるためには、周囲の理解と協力が欠かせません。障害の特性に応じた対応の仕方など、家族をはじめ地域の方々に理解を深めてもらえるように、共生社会の実現をめざした取り組みが必要とされます。

(4)自立した生活を実現するための相談体制の質的向上

平成27年度以降、支給決定の前にサービス等利用計画の作成が必要となります。今後は、利用者のニーズを丁寧に聞き取り、最も適切なサービス利用につ

なけること、またモニタリングの体制を整えること等、相談支援体制の質的向上を図っていく必要かあります。

(5) 人材の確保・育成

障害者の多様な状態やニーズを的確に判断し対応するためには、専門的な知識や技能を持った人材の育成が欠かせません。サービス提供事業者の質的な向上を支えるためにも、研修や研修情報の積極的な提供が求められます。また、多様な事業者の参入を促し、適切な競争によるサービスの質的向上と利用者か満足できるサービス環境の向上につなげられることも課題となっています。

一方、介護人材の地域内での確保が困難な実態も聞かれます。今後は、町全体の移住政策と連携し、専門的な有資格者などが移住をする際には住宅の斡旋などを優先的に取扱うことなども検討し、人材確保に努めます。

(6) 精神障害者の地域生活への移行の促進

平成 16 年にまとめられた「精神保健医療福祉の改革ヒション」において「入院医療から地域生活中心へ」という基本的な方策が示されました。国が示す障害福祉計画の策定指針においても、退院可能精神障害者数の減少が都道府県の目標値として定められており、今後、地域移行に向けての取り組みが一層進むことか予想されます。

現段階では具体的な数値目標として計上することは困難ですが、PDCA マネジメントサイクルの見直しの中で、適宜目標値の設定・計画への反映を進めていく必要かあります。

第3章 障害福祉サービス等の見込み量と確保のための方策

1.平成 29 年度の目標設定

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本方針】

国においては、福祉施設から地域生活への移行促進の成果目標として、「平成 25 年度末時点の施設入所者の 12%以上を地域生活へ移行」すること、「平成 25 年度末時点の施設入所者の 4%以上を削減」することから目標として設定されています。

【町の目標人数】

本町では、平成 25 年度末の施設入所者数が 54 人で、国の指針に合わせ、今後 12.0%に相当する6人を平成 29 年度末までに地域生活へ移行することを目指す。

また、福祉施設の入所者数についても、国の指針に合わせ、平成 25 年度末と比較して 4.0%の削減となる2人を削減目標人数とします。

項目	実績または数値目標	削減率
平成 25 年度末の施設入所者数	54 人	-
平成 29 年度末までに地域移行の目標人数	6 人	12.0%
削減見込み者数	2 人	4.0%

(2)障害者の地域生活の支援拠点の整備

障害者の地域生活を支援するために、多機能型拠点構想として地域生活支援拠点の整備が国から示されています。居住支援機能と地域支援機能の面から、機能連携に基づく面的な整備を含めて一体的な整備の検討を進めることとします。

(3)福祉施設から一般就労への移行

【国の基本方針】

国においては、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通して、福祉施設 から一般就労への移行者数を、平成 29 年度末には「平成 24 年度実績の 2 倍」とすることか ら望ましいとしています。

また、「就労移行支援事業の利用者を平成 25 年度末の利用者の 6 割以上増加」することを目標として設定しています。

【本町の成果目標】

本町においては、平成 29 年度末の福祉施設利用者から一般就労に移行する人を、国の基本方針に則り平成 24 年度実績の 2 人から、2 倍にあたる 4 人として見込んでいます。

また、就労移行支援事業の利用者は、平成 29 年度末で 2 人とし、平成 24 年度の実績 1 人の 2 倍で 2 人の目標人数として設定しています。

項目	実績または 数値目標	倍率 (B)/(A)
平成 24 年度の一般就労移行者数(A)	2 人	-
平成 29 年度末の一般就労移行者数(B)	4 人	2
平成 24 年度の就労移行支援事業利用者数	1 人	-
平成 29 年度末の就労移行支援事業利用者数	2 人	2
就労継続支援(A 型:雇用型)事業の利用者数	20 人	-

2.障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

(1) 訪問系サービス

【見込み量算出の考え方】

訪問系サービスの見込み量については、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、それぞれのサービスごとに、平成23年度から平成25年度までの利用実績等をもとに利用人数を推計し、それらの必要なサービス量を「利用人数」「利用時間」として算出しました。

サービス種別		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	利用人数	人／月	19	17	17
	利用時間	時間	209	206	210
重度訪問介護	利用人数	人／月	2	3	3
	利用時間	時間	20	25	25
同行援護	利用人数	人／月	1	1	1
	利用時間	時間	4	4	4
行動援護	利用人数	人／月	2	3	4
	利用時間	時間	10	12	15
重度障害者等 包括支援	利用人数	人／月	0	0	0
	利用時間	時間	0	0	0
合 計	利用人数	人／月	24	24	25
	利用時間	時間	243	247	254

確保のための方策

- ・ 障害種別に区別なく個々の障害支援区分に応じた訪問系サービスを提供できるように、障害支援区分の適切な認定を行うとともに、体制の充実を図ります。
- ・ 民間事業者の積極的な参入を促し、サービス供給体制の充実を図ります。
- ・ 「重度障害者等包括支援」は、現在提供されていませんので、ニーズの動向を踏まえ、サービス提供体制の整備を検討します。
- ・ 同行援護のキャリアヘルパーの育成など、サービスのさらなる質的向上を図るため、定期的な研修や研修情報の提供を図ります。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスの見込み量については、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A・B型)それぞれのサービスごとに、平成23年度から3か年の利用実績等を参考にに必要なサービス量を「利用人数」「利用日数」として見込みました。

また短期入所についても、3か年の利用実績等も参考にしながら、今後必要なサービス量を見込みました。

サービス種別		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	利用人数	人	76	76	76
	利用日数	人日	1657	1657	1657
療養介護	利用人数	人	5	5	6
短期入所	利用人数	人	8	7	7
	利用日数	人日	59	52	52
自立訓練 (機能訓練)	利用人数	人	0	1	0
	利用日数	人日	0	23	0
自立訓練 (生活訓練)	利用人数	人	0	1	0
	利用日数	人日	0	15	0
就労移行支援	利用人数	人	0	1	1
	利用日数	人日	0	23	23
就労継続支援 (A型)	利用人数	人	20	21	19
	利用日数	人日	401	424	395
就労継続支援 (B型)	利用人数	人	75	75	75
	利用日数	人日	1,328	1,328	1,328

確保のための方策

- ・多様な主体の民間事業者の参入を促進し、サービス供給体制の充実を図ります。
- ・利用者かゝ住み慣れた地域で安心して生活や労働かゝてゝけるように、各地域の状況を把握し、サービスの向上に努めます。
- ・公共機関においては、障害者の経済的自立を進める観点から、契約業務でゝの優先発注を行い、福祉的就労の充実を支援します。
- ・医療的なケアを必要とする重度の障害児・者の医療型短期入所については、受け入れ可能な施設かゝ四万十町内にはないため、開設に向けて医療機関へのはたらきかけを行っていきます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスの見込み量については、共同生活援助(グループホーム)と共同生活介護(ケアホーム)がグループホームとして一体的に整備されることになったため、平成23年度から平成25年度までの利用実績等を参考に、月間の利用人数を見込みました。

サービス種別		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	利用人数	人	48	50	51
施設入所支援	利用人数	人	55	55	53

確保のための方策

- ・ 住み慣れた地域で暮らし続けられるように、グループホームのニーズを把握し、施設整備を補助するなど支援の充実を図ります。
- ・ 障害者施設におけるサービスの提供状況を把握し、利用者や家族への情報提供を行います。

(4) 相談支援

計画相談支援の利用者数については、障害福祉サービスを利用するすべての障害者にサービス等利用計画が作成されることを前提に、新規の計画作成やモニタリングの頻度等を勘案し、計画相談支援の利用人数を見込んでいます。

サービス種別		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	利用人数	人	15	15	15
地域移行支援	利用人数	人	1	2	2
地域定着支援	利用人数	人	1	2	0

注:見込量については検討中。

確保のための方策

- ・ 当事者や家族などから気軽に相談できるように、情報の発信や啓発に努めます。
- ・ すべての利用者に適切な「サービス等利用計画」が作成されるように、研修への参加を促し、人材育成を支援します。
- ・ 四万十町障害者自立支援協議会を活用し、相談支援専門員の連携を強化し、事業の効率化や担い手の確保、相談員のスキルアップに努めます。

3.地域生活支援事業の見込み量と確保のための方策

障害のある人が、障害福祉サービス等を利用しながら、一人ひとりが身近な地域で自立した生活が送れるように、多様な支援を実施します。

(1)理解促進研修・啓発事業

障害者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者の理解を深めるための研修・啓発を通して地域住民への働きかけを強化します。

事業名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

(2)自発的活動支援事業

障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことが出来るよう、障害者及びその家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援します。

事業名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

(3)相談支援事業

障害者相談支援事業は、これまで本庁、各地域振興局窓口の3か所および町の委託する四万十町社会福祉協議会、オイコニアの合計5か所で実施してきました。今後は基幹型相談支援センター設置を念頭に、さらなる充実を図ります。

事業名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害者相談支援事業	箇所数	5か所	5か所	5か所

(4)成年後見制度利用支援事業

地域包括支援センター、社会福祉協議会と連携しながら、また相談支援事業の充実と合わせて、広報・啓発に努めます。

事業名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有

(5)成年後見制度法人後見支援事業

社会福祉協議会と連携を密にしながら、事業を推進します。

事業名		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

(6) 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約・記者派遣事業は、社会福祉協議会など〃と連携し、広報に努め、登録者の増員を図ります。

事業名		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者派遣事業	利用人数	人	5	5	6
要約筆記者派遣事業	設置人数	人	1	1	1

(7) 日常生活用具給付事業

低所得者(町民税非課税)に対する利用者負担無しの施策を継続し、負担の軽減に努めます。またスローマ装具は今後も増加傾向か〃見込まれることから、他の用具を含め、福祉のしおりなど〃を通し〃て利用者への周知を図ります。

事業名		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	件数	件	5	4	4
自立生活支援用具	件数	件	10	12	13
在宅療養等支援用具	件数	件	4	3	3
情報・意思疎通支援用具	件数	件	5	6	7
排泄管理支援用具	件数	件	450	450	450
居宅生活動作補助用具	件数	件	3	3	3
合 計	件数	件	474	475	477

(8) 手話奉仕員養成研修事業

毎年、手話奉仕員養成講座を開催し、人材育成に努めます。

事業名		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数	人	5	5	5

(9) 移動支援事業

地域における障害者の自立した生活や社会参加のために、外出か〃困難な障害者に移動のための適切な支援を行います。

事業名		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	利用人数	人	5	5	5
	利用時間	時間	-	-	-

(10) 地域活動支援センター

障害者の創作的活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進し、自立した生活を支援するため、「あったかふれあいセンター事業」と一体的に地域活動支援センターの事業の拡大・充実に努めます。

事業名		単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度
地域活動支援センター基礎的事業	箇所数	か所	1	1	1
	利用者数	人	10	12	15
あったかふれあいセンター事業	箇所数	か所	3	3	3

(11) その他事業

①訪問入浴サービス事業

社会福祉協議会による事業を今後も継続して実施します。

事業名		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴サービス事業	箇所数	か所	2	2	2
	月平均利用者数	人	3	3	3

②更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業や施設入所者に、今後も継続実施します。

事業名		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
更生訓練費給付事業	箇所数	か所	-	-	-
	月平均利用者数	人	-	-	-

③施設入所者就職支度金給付事業

施設入所者や、就労移行支援事業等を利用した者に、今後も継続実施します。

事業名		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所者就職支度金給付事業	箇所数	か所	2	2	2
	月平均利用者数	人	2	2	2

④日中一時支援事業

障害者の日中に活動する場を確保し、家族の就労支援やレスパイト等のために利用できるように、サービス提供事業者の育成と確保に努めます。

事業名		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	箇所数	か所	6	6	7
	月平均利用者数	人	7	7	8

⑤生活支援事業（生活訓練等事業）

日常生活上必要な訓練・指導等を実施します。生活の質の向上を図るために、ニーズの把握に努めます。

事業名		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活訓練等事業	事業回数	回	3	3	3
	利用者延人数	人回	25	25	25

⑥自動車運転免許取得・改造助成事業

今後も手帳交付時に配布している障害者福祉のしおりなどにより、制度の周知を図ります。

事業名		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自動車運転免許取得・ 改造助成事業	利用者延人数	人	2	2	2

4.障害児支援サービスの見込み量と確保のための方策

(1)児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導や集団生活の適応訓練等を行い、療育の機会を提供します。

事業名		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	利用者数	人	4	4	4
	延利用者数	人日	11	11	11

(2)医療型児童発達支援

現在町内には該当施設がありませんが、引き続き、重症心身障害者・児の受け入れを高知県立療育福祉センターで行っていくとともに、他の事業所へもはたらきかけます。

事業名		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
医療型児童発達支援	利用者数	人	0	0	0
	延利用者数	人日	0	0	0

(3)放課後等デイサービス

放課後や夏休み等の長期休暇に、生活能力向上のための訓練等を実施し、障害のある児童の放課後等の居場所の確保を図ります。

事業名		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
放課後等デイサービス	利用者数	人	0	0	3
	延利用者数	人日	0	0	45

(4)保育所等訪問支援

障害のある児童や保育所等の職員に対して、障害のある子どももかき集団生活になしめるように専門家から助言を行い、社会生活への適応を支援します。

事業名		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保育所等訪問支援	利用者数	人	3	3	3
	延利用回数	人日	1	1	1

(5)障害児相談支援

障害児通所支援サービスを利用する際の利用計画を作成後、定期的なモニタリングを実施し、適切なサービス確保を図ります。

事業名		単位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障害児相談支援	利用者数	人	2	3	3

資料編

四万十町 障がい者計画策定のための アンケート調査結果概要

本調査は、障がい者計画の策定にあたり、障がいのある人の生活実態やサービスニーズを把握するために実施したものであり、配布数は３４７票、回収数は１７７票、有効回収率 ５１％となっています。

問 1 回答者

①	障害のある方本人	117	66.1%
②	本人以外	58	32.8%
③	回答なし	2	1.1%
合計		173	100.0%

・問 1 で「②本人以外」と答えた人の内訳 58 名

①	父親	6	10.3%
②	母親	39	67.2%
③	兄弟・姉妹	6	10.3%
④	祖父	0	0.0%
⑤	祖母	0	0.0%
⑥	その他	7	12.1%
⑦	成年後見人	0	0.0%
⑧	施設職員	0	0.0%
⑨	回答なし	0	0.0%
合計		58	100.0%

・問 1 で「②本人以外」と答えた人の年齢（平成 26 年 4 月 1 日時点） 58 名

1. 19 歳以下	0	0.0%
2. 20～29 歳	0	0.0%
3. 30～39 歳	4	6.9%
4. 40～49 歳	10	17.2%
5. 50～59 歳	14	24.1%
6. 60～64 歳	7	12.1%
7. 65 歳以上	22	37.9%
回答なし	1	1.7%

問 2 本人以外と回答した理由（問 1 で②と答えた人 58 名）

①	設問の趣旨を把握することが難しい	37	63.8%
②	身体的な障がいの状況から回答することが難しい	11	19.0%
③	その他	7	12.1%
④	回答なし	3	5.2%
合計		58	100.0%

その他の記述内容

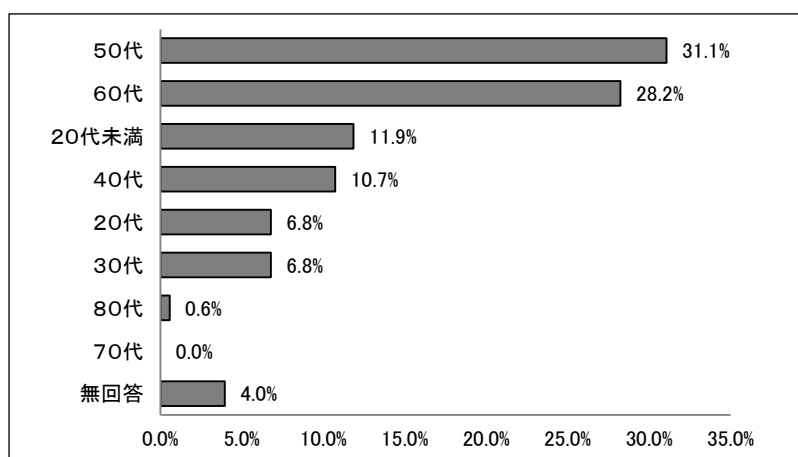
- ・入院のため
- ・読むのが、めんどくさがるから
- ・本人が書いといてと言うので
- ・子供だから
- ・本人が幼児のため

問3 障害のある方本人の性別

①	男性	98	55.4%
②	女性	76	42.9%
③	回答なし	3	1.7%
合計		177	100.0%

・障害のある方本人の年齢(平成26年4月1日時点)

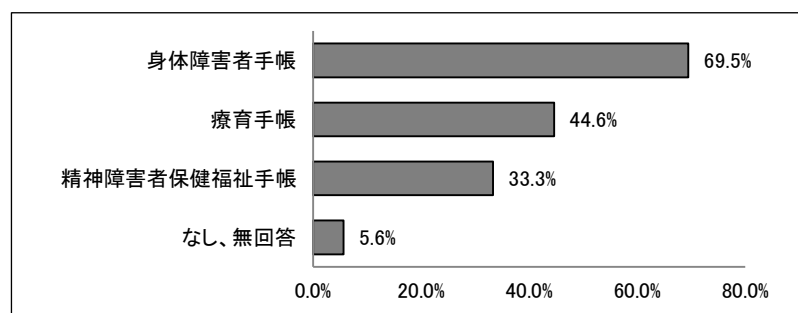
19歳以下	21	11.9%
20～29歳	12	6.8%
30～39歳	12	6.8%
40～49歳	19	10.7%
50～59歳	55	31.1%
60～69歳	50	28.2%
70～79歳	0	0.0%
80～89歳	1	0.6%
回答なし	7	4.0%



問4 障がいについて

・手帳の種類 複数回答 177名

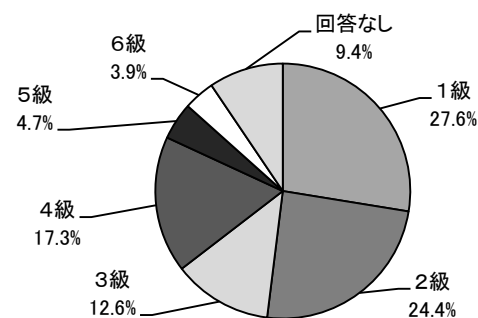
身体障害者手帳	123	69.5%
療育手帳	79	44.6%
精神障害者保健福祉手帳	59	33.3%
なし、無回答	10	5.6%



① 身体障害者手帳 127 名

1 級	35	27.6%
2 級	31	24.4%
3 級	16	12.6%
4 級	22	17.3%
5 級	6	4.7%
6 級	5	3.9%
なし	12	9.4%
回答なし	0	0.0%
合計	127	100.0%

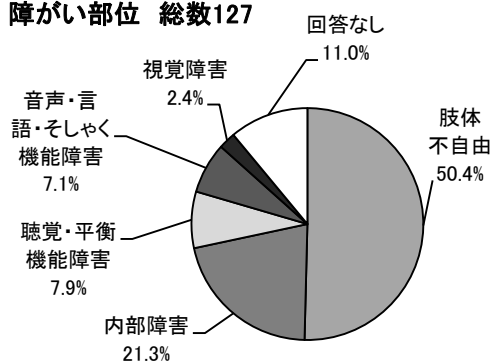
身体障害者手帳 総数127



・ 障がいの部位 127 名

肢体不自由	64	50.4%
内部障害	27	21.3%
聴覚・平衡機能障害	10	7.9%
音声・言語・そしゃく機能障害	9	7.1%
視覚障害	3	2.4%
回答なし	14	11.0%

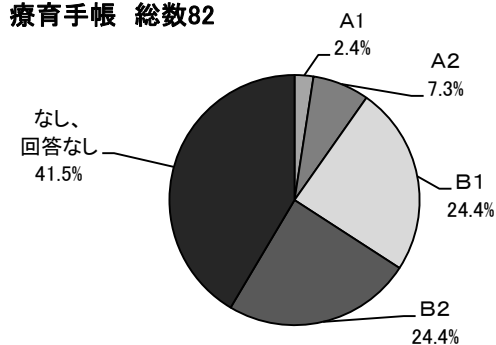
障がい部位 総数127



② 療育手帳 82 名

A 1	2	2.4%
A 2	6	7.3%
B 1	20	24.4%
B 2	20	24.4%
なし、回答なし	34	41.5%
合計	82	100.0%

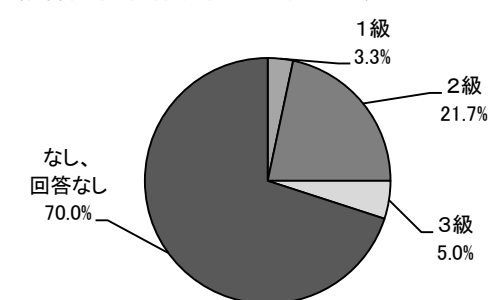
療育手帳 総数82



③ 精神障害者保健福祉手帳 60 名

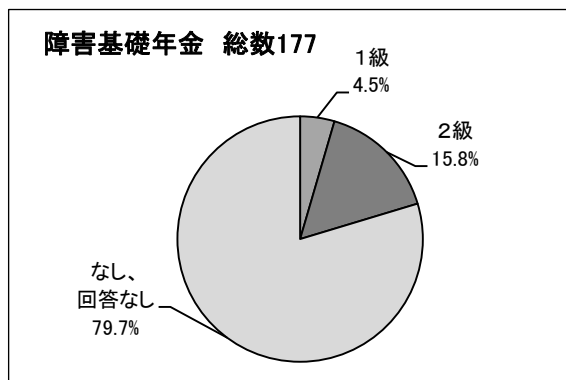
1 級	2	3.3%
2 級	13	21.7%
3 級	3	5.0%
なし、回答なし	42	70.0%
合計	60	100.0%

精神障害者保健福祉手帳 総数60



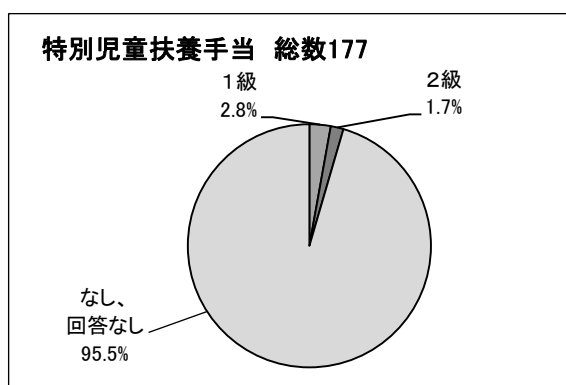
④ 障害基礎年金 177 名

1 級	8	4.5%
2 級	28	15.8%
なし、回答なし	141	18.6%
合計	173	100.0%



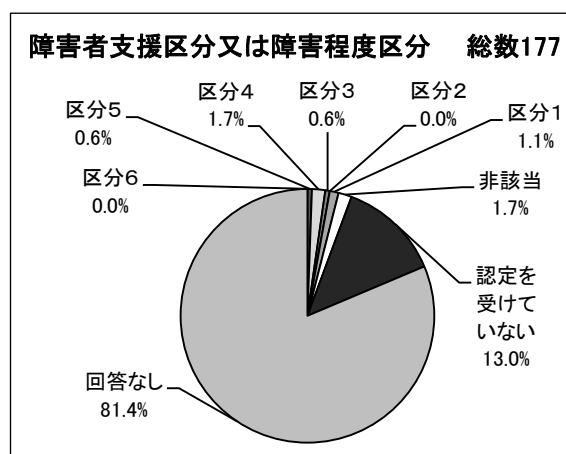
⑤ 特別児童扶養手当 177 名

1 級	5	2.8%
2 級	3	1.7%
なし、回答なし	169	95.5%
合計	177	100.0%



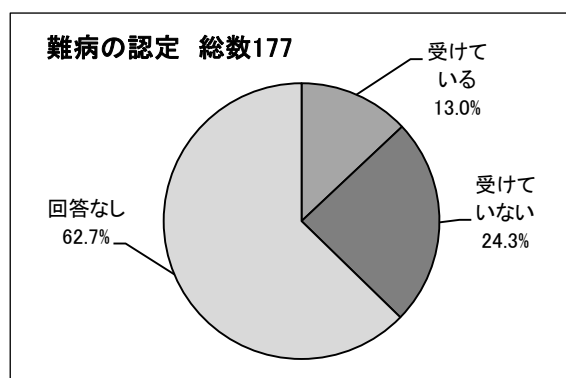
⑥ 障害支援区分又は障害程度区分 177 名

区分 6	0	0.0%
区分 5	1	0.6%
区分 4	3	1.7%
区分 3	1	0.6%
区分 2	0	0.0%
区分 1	2	1.1%
非該当	3	1.7%
認定を受けていない	23	13.0%
回答なし	144	81.4%
合計	177	100.0%



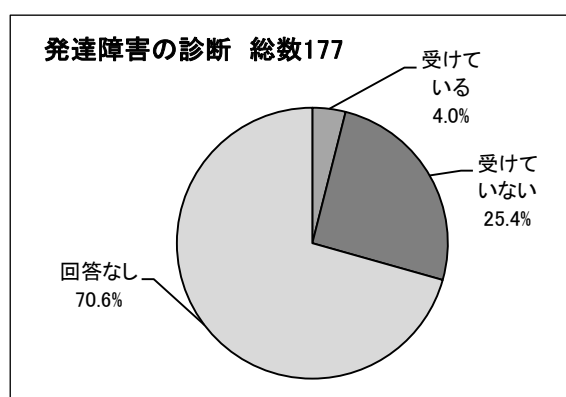
⑦ 難病の認定 177 名

受けている	23	13.0%
受けていない	43	24.3%
回答なし	111	62.7%
合計	177	100.0%



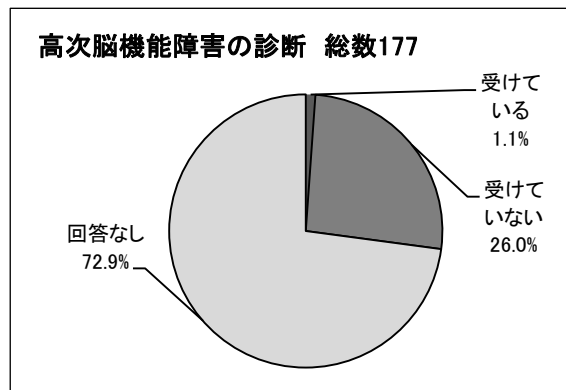
⑧ 発達障害の診断 177 名

受けている	7	4.0%
受けていない	45	25.4%
回答なし	125	70.6%
合計	177	100.0%



⑨ 高次脳機能障害の診断 177 名

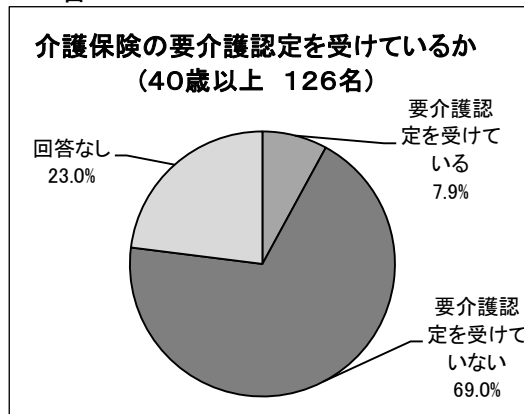
受けている	2	1.1%
受けていない	46	26.0%
回答なし	129	72.9%
合計	177	100.0%



※ 40歳以上の場合の要介護認定(8/1時点)

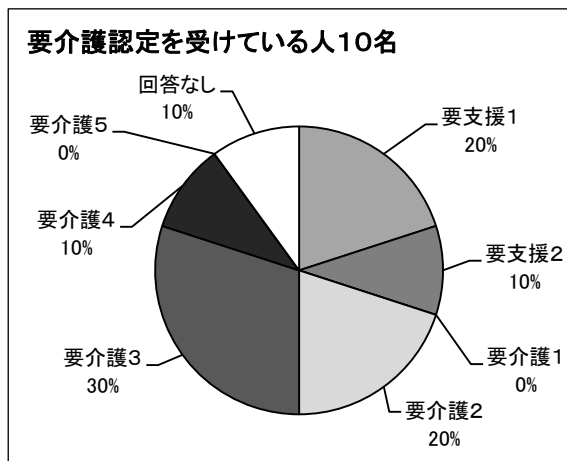
要介護認定を受けている	10	7.9%
要介護認定を受けていない	87	69.0%
回答なし	29	23.0%
合計	126	100.0%

126名



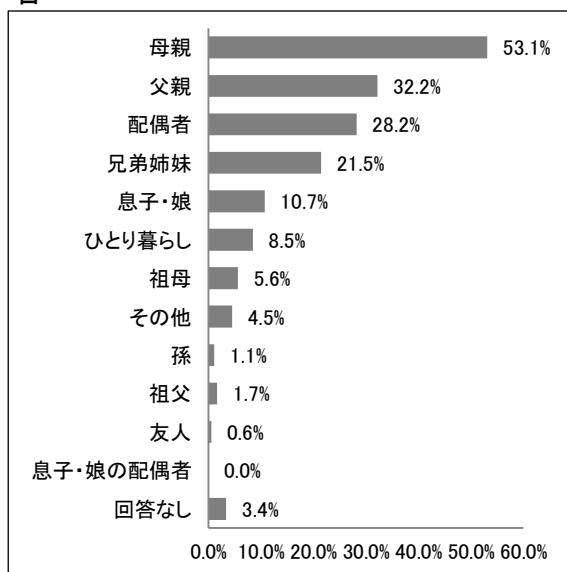
① 介護認定を受けている人 10名

①	要支援1	2	20.0%
②	要支援2	1	10.0%
③	要介護1	0	0.0%
④	要介護2	2	20.0%
⑤	要介護3	3	30.0%
⑥	要介護4	1	10.0%
⑦	要介護5	0	0.0%
⑧	回答なし	1	10.0%
合計		10	100.0%



問5 誰と生活しているか(複数回答) 177名

配偶者	50	28.2%
息子・娘	19	10.7%
息子・娘の配偶者	0	0.0%
父親	57	32.2%
母親	94	53.1%
兄弟姉妹	38	21.5%
祖父	3	1.7%
祖母	10	5.6%
孫	2	1.1%
友人	1	0.6%
ひとり暮らし	15	8.5%
その他	8	4.5%
回答なし	6	3.4%

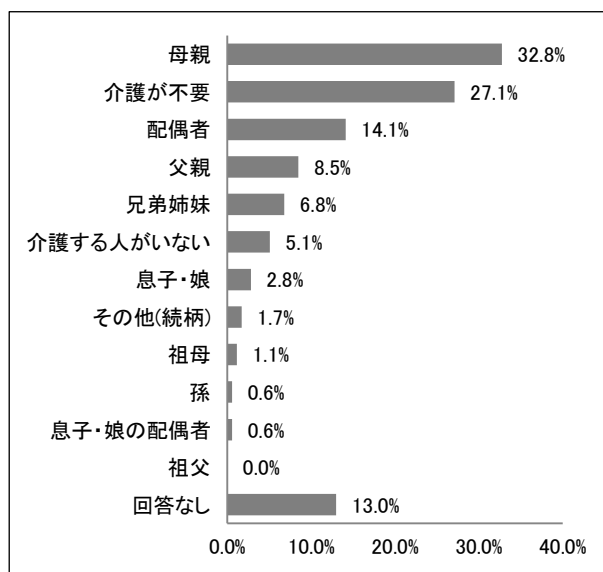


その他記述内容

・甥

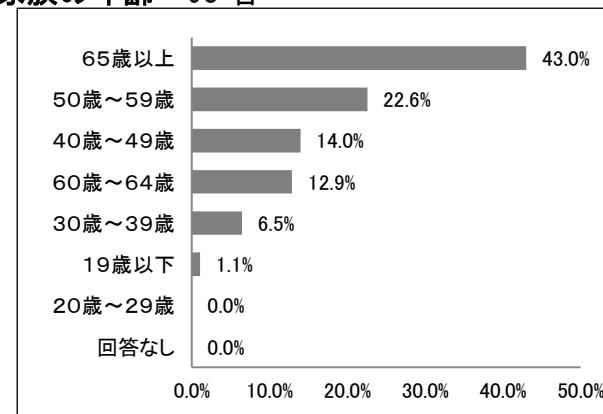
問6 主に身の回りの世話(介護)をする家族(複数回答) 177名

配偶者	25	14.1%
息子・娘	5	2.8%
息子・娘の配偶者	1	0.6%
父親	15	8.5%
母親	58	32.8%
兄弟姉妹	12	6.8%
祖父	0	0.0%
祖母	2	1.1%
孫	1	0.6%
その他(続柄)	3	1.7%
介護する人がいない	9	5.1%
介護が不要	48	27.1%
回答なし	23	13.0%



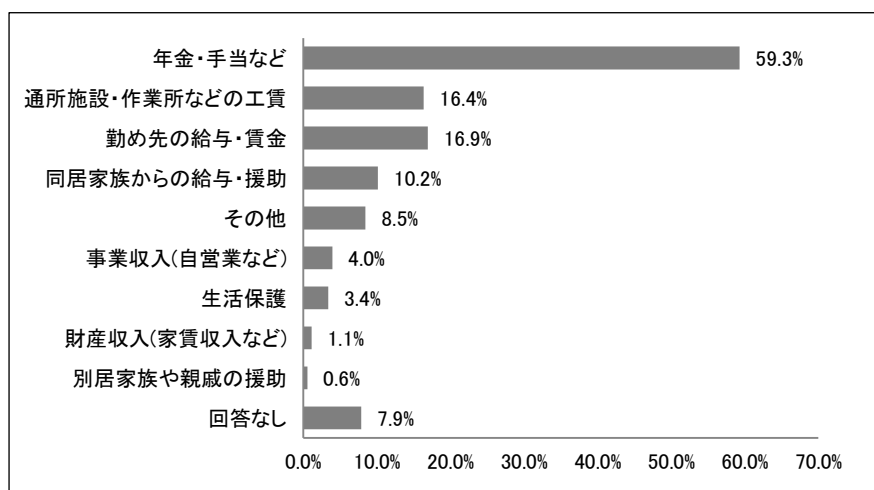
問7 主に身の回りの世話(介護)をする家族の年齢 93名

①	19歳以下	1	1.1%
②	20歳～29歳	0	0.0%
③	30歳～39歳	6	6.5%
④	40歳～49歳	13	14.0%
⑤	50歳～59歳	21	22.6%
⑥	60歳～64歳	12	12.9%
⑦	65歳以上	40	43.0%
⑧	回答なし	0	0.0%
合計		93	100.0%



問8 現在の収入(複数回答) 177名

勤め先の給与・賃金	30	16.9%
通所施設・作業所などの工賃	29	16.4%
同居家族からの給与・援助	18	10.2%
別居家族や親戚の援助	1	0.6%
事業収入(自営業など)	7	4.0%
財産収入(家賃収入など)	2	1.1%
年金・手当など	105	59.3%
生活保護	6	3.4%
その他	15	8.5%
回答なし	14	7.9%

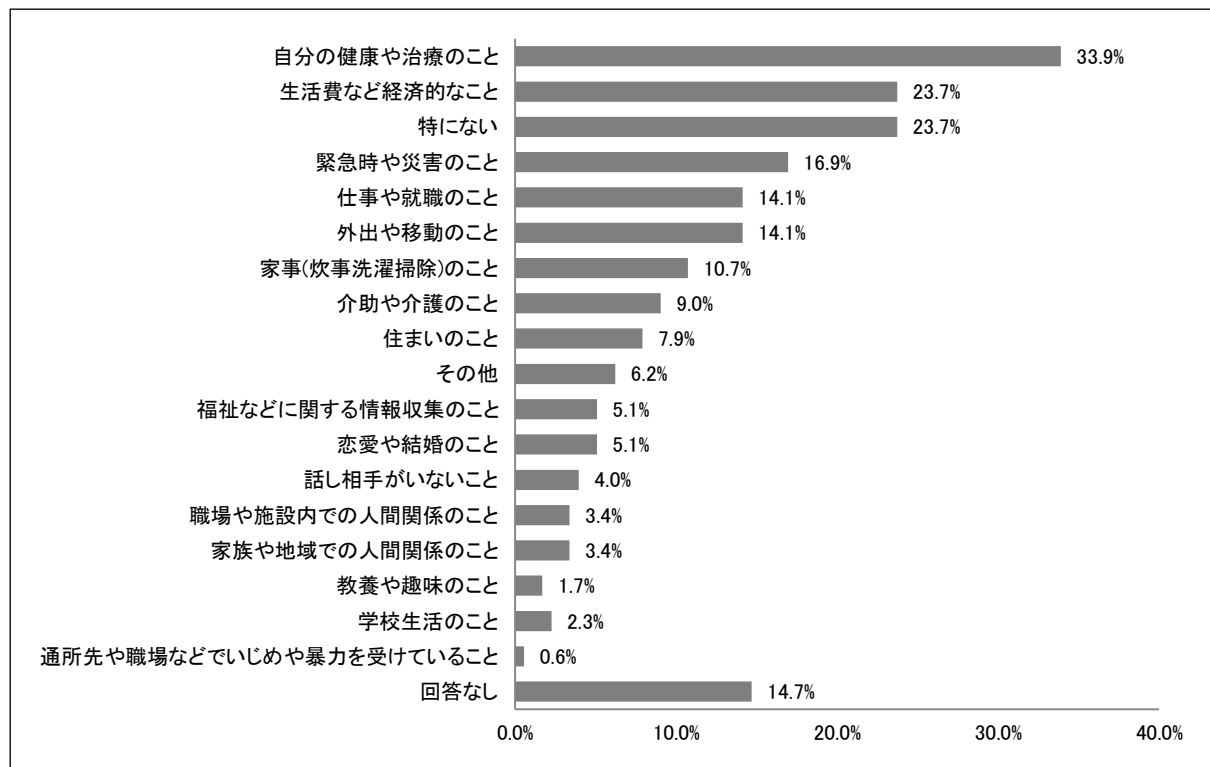


その他記述内容

- ・ 学生 5 名 ・ 小学生 2 名
- ・ 農業 ・ 失業保険
- ・ 障がい者年金 ・ 遺族年金 2 名
- ・ 親、年金 ・ なし 4 名

問 9 現在悩んでいることや相談したいこと（複数回答） 177 名

自分の健康や治療のこと	60	33.9%
生活費など経済的なこと	42	23.7%
介助や介護のこと	16	9.0%
家事(炊事洗濯掃除)のこと	19	10.7%
住まいのこと	14	7.9%
外出や移動のこと	25	14.1%
学校生活のこと	4	2.3%
仕事や就職のこと	25	14.1%
恋愛や結婚のこと	9	5.1%
教養や趣味のこと	3	1.7%
緊急時や災害のこと	30	16.9%
話し相手がないこと	7	4.0%
福祉などに関する情報収集のこと	9	5.1%
家族や地域での人間関係のこと	6	3.4%
職場や施設内での人間関係のこと	6	3.4%
通所先や職場などでいじめや暴力を受けていること	1	0.6%
その他	11	6.2%
特になし	42	23.7%
回答なし	26	14.7%

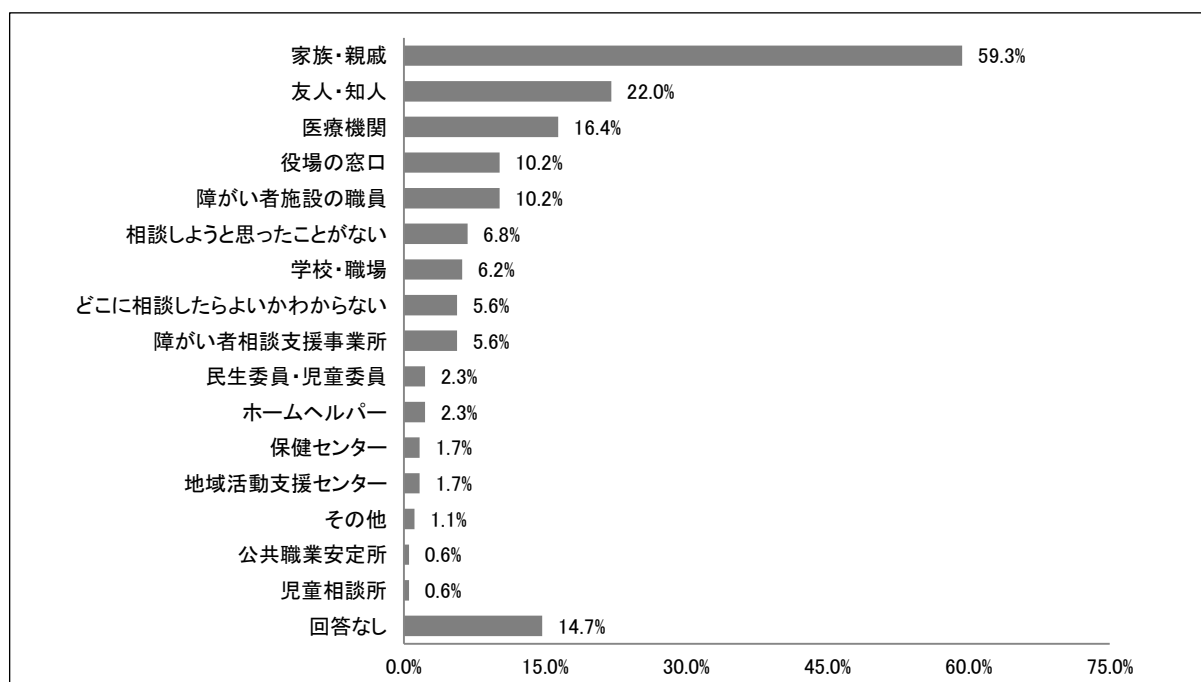


その他の記述内容

- ・ 第一、人の言う言葉に答えが返ってこないこと
- ・ 子供が学生なので経済的にきついときがある
- ・ 話ができないため相談できない。
- ・ 緊張して、親戚以外の普通の人とあまり話ができないとのこと。普通の人と話すのが少し怖いと思うとのこと
- ・ 入院中
- ・ 子供の事 2名
- ・ 家族の体の事が心配
- ・ 生活に困ってます助けて下さい
- ・ 私(母親)がいないと自活は無理だと思います
- ・ 今の所両親が元気ですが親が弱った時の生活
- ・ 自分に悩みがあるかどうかわからない状態
- ・ ペットの事

問 10 悩んでいることを相談する相手（複数回答） 177 名

家族・親戚	105	59.3%
友人・知人	39	22.0%
学校・職場	11	6.2%
ホームヘルパー	4	2.3%
地域活動支援センター	3	1.7%
障がい者施設の職員	18	10.2%
役場の窓口	18	10.2%
民生委員・児童委員	4	2.3%
保健センター	3	1.7%
児童相談所	1	0.6%
公共職業安定所	1	0.6%
障がい者相談支援事業所	10	5.6%
医療機関	29	16.4%
その他	2	1.1%
相談しようと思ったことがない	12	6.8%
どこに相談したらよいかわからない	10	5.6%
回答なし	26	14.7%

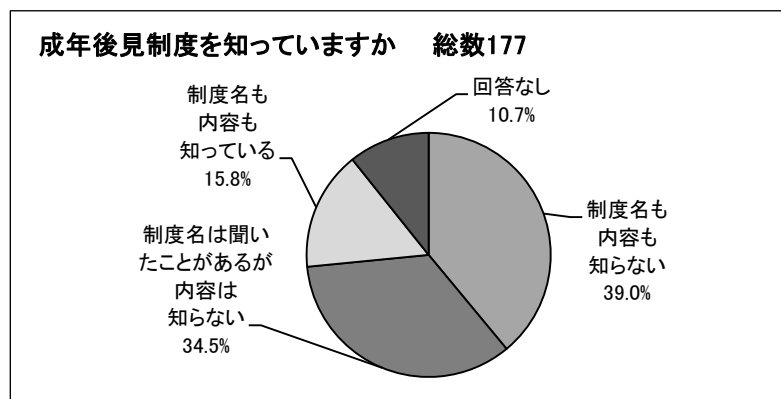


その他の記述内容

・いのちのダイヤル

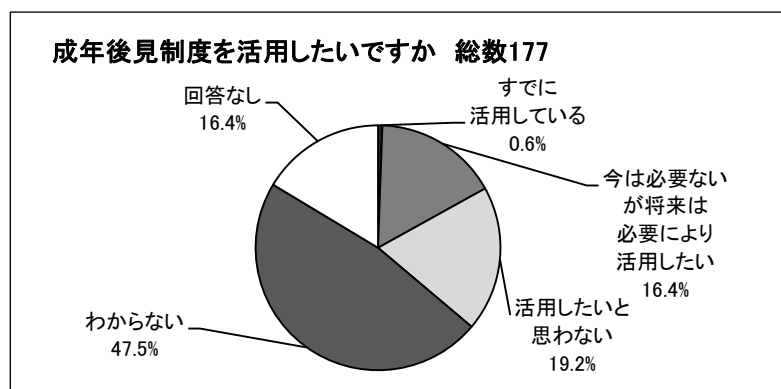
問 11 成年後見制度を知っているか 177 名

①	制度名も内容も知らない	69	39.0%
②	制度名は聞いたことがあるが内容は知らない	61	34.5%
③	制度名も内容も知っている	28	15.8%
④	回答なし	19	10.7%



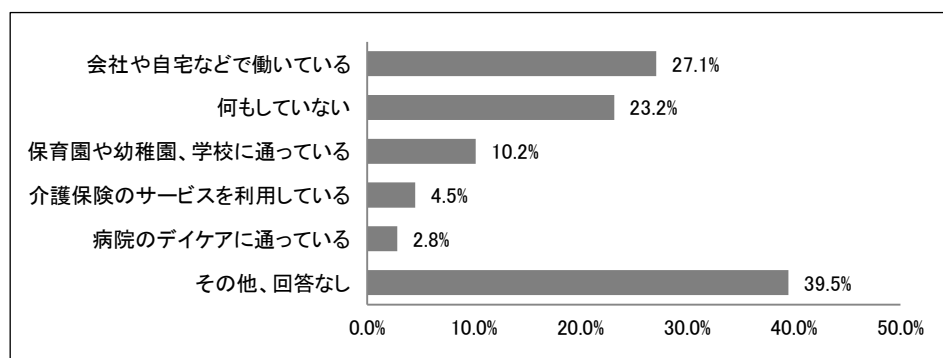
問 1 2 成年後見制度を活用したいか 177 名

①	すでに活用している	1	0.6%
②	今は必要ないが将来は必要により活用したい	29	16.4%
③	活用したいと思わない	34	19.2%
④	わからない	84	47.5%
⑤	回答なし	29	16.4%



問 1 3 日中は主にどのように過ごしているか(複数回答) 177 名

会社や自宅などで働いている	48	27.1%
病院のデイケアに通っている	5	2.8%
介護保険のサービスを利用している	8	4.5%
保育園や幼稚園、学校に通っている	18	10.2%
何もしていない	41	23.2%
その他、回答なし	70	39.5%



その他の記述内容

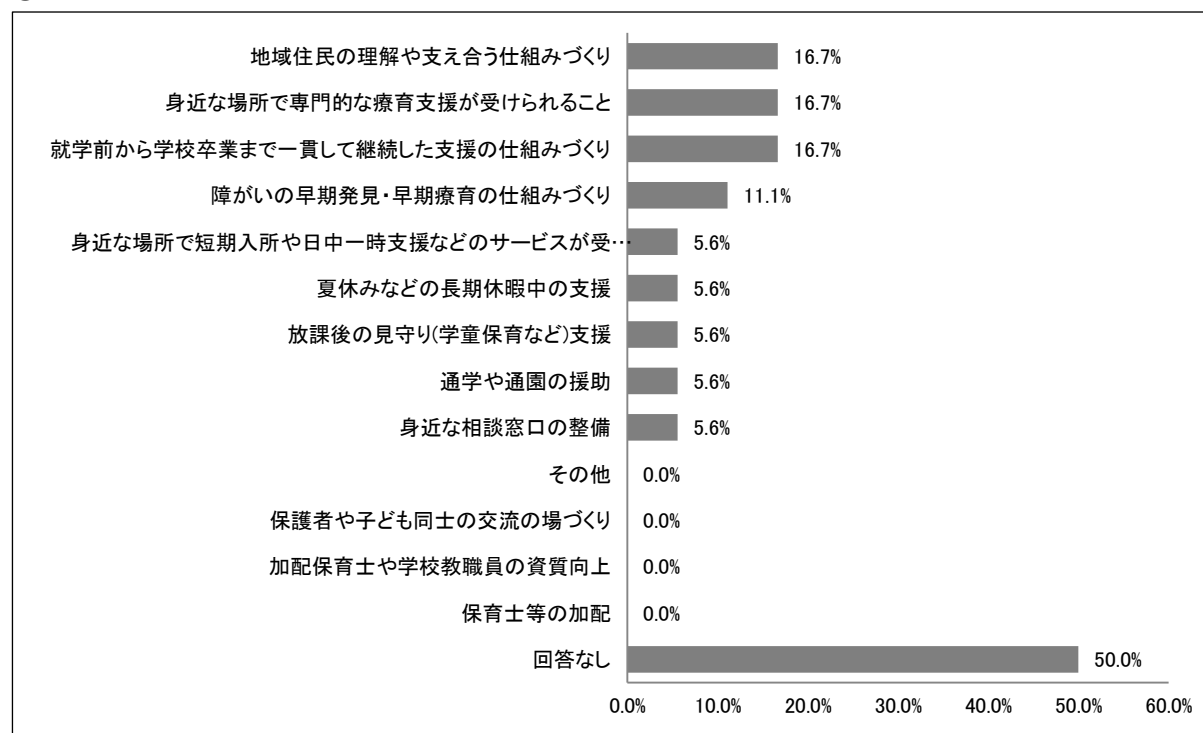
- ・作業所 由菜の里
- ・病院に時々（窪川 HP 週 1～2 回、高知月 1 回）
- ・月～金は支援介護センターで世話になっている
- ・母の野菜作りを手伝う 2 名
- ・通所の事業所に通っている
- ・うちのお手伝いをしています 3 名
- ・家事他、自分の予定をこなしている
- ・リハビリ等運動をしている
- ・福祉事業所で働いている
- ・週に 3 日通所作業所へ。畑について行ったり、プールに行ったりです
- ・町のホットサロン。テレビ見る。CD を聞いている。そうじなど
- ・病気の治療中にて食事の準備さえ体の病みで困難です
- ・作業所で働いている 6 名
- ・授産施設に入所して作業している
- ・家の仕事を手伝っている（農業）野菜の箱詰
- ・外の人は何を感じているか一切わからない
- ・趣味の花作り、洋裁、お菓子作り、プールなど
- ・やまびこへ行っている
- ・田んぼ、米づくり
- ・入院中 1 名（今は近森病院に入院中 1 名）
- ・午後 2 時まで仕事をして、それ以外はゆっくりしたり、家の事をしている。
- ・自宅近辺のセイリ、セイトン等
- ・最近、やっとバイトをはじめた
- ・風呂そうじ、庭の草むしり（2 名）、買いもの・スイジ、洗タク、そうじ機をつかう
- ・足が悪いのでいすにすわってニラの仕事しています
- ・畑たけのくさひき、にわのくさひき、近くにかいもの
- ・病院リハビリ週 2 回・オイコイア通所週 4 日、日曜日のみ自宅
- ・毎朝 1 時間位ウォーキングしている
- ・しまんと創庫 2 名
- ・就労継続支援 B 型に通っている 2 名
- ・常時幻聴がきこえるため
- ・家事、庭の手入、趣味
- ・洗濯、炊事、ごはんの炊き、お茶わかし、他
- ・1 日家でテレビ等を見ている
- ・実母が入院している為病院へのお見舞 家の事をしている
- ・家事をしては横になりくり返し
- ・家の回りを歩く。新聞を読むなどで一日を過ごす
- ・作業所やデイサービス
- ・私は週 3 回透析をしていますので、その他の日は家のことをしています
- ・朝夕の牛の餌やり、後は家、何もしていない
- ・農業の手伝いや炊事他やっています
- ・そうじ、せんたく
- ・近所の農作業の手伝いをしている。時々
- ・通院

問14 問13で「保育園や幼稚園、学校に通っている」と回答した方 18名
必要だと思うことや支援は何か

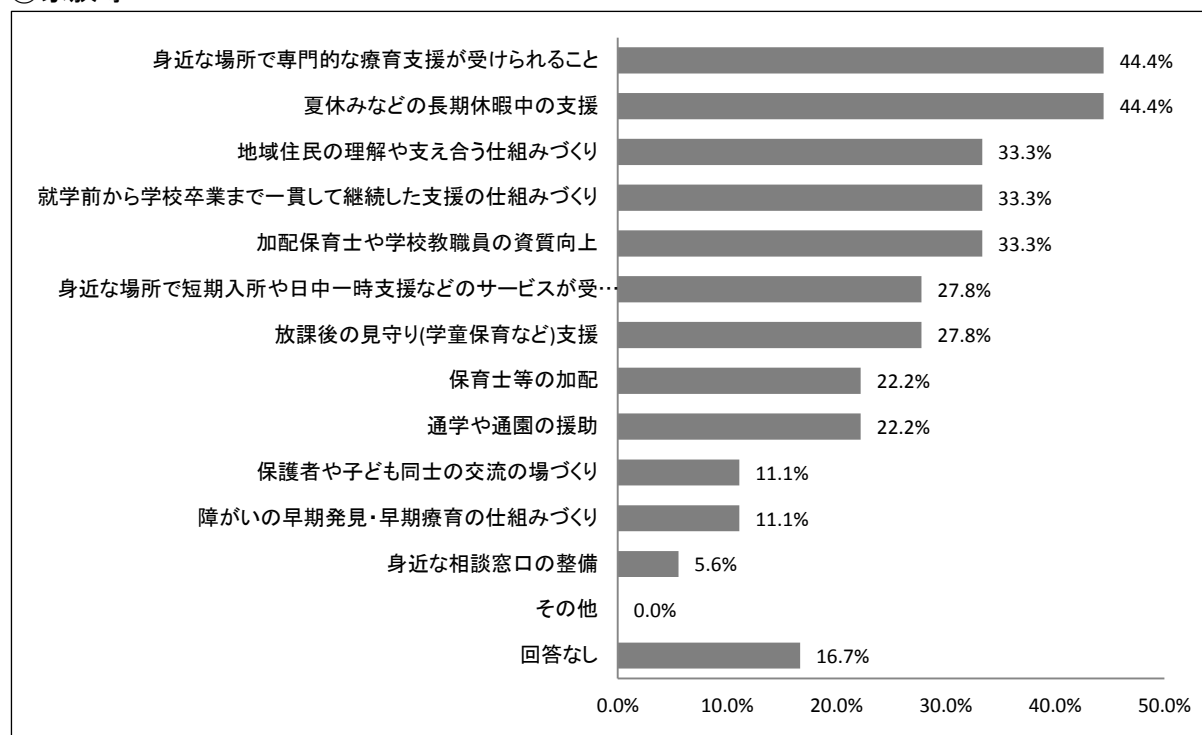
	①本人		②家族等	
障がいの早期発見・早期療育の仕組みづくり	2	11.1%	2	11.1%
就学前から学校卒業まで一貫して継続した支援の仕組みづくり	3	16.7%	6	33.3%
保育士等の加配	0	0.0%	4	22.2%
加配保育士や学校教職員の資質向上	0	0.0%	6	33.3%
身近な相談窓口の整備	1	5.6%	1	5.6%
保護者や子ども同士の交流の場づくり	0	0.0%	2	11.1%
通学や通園の援助	1	5.6%	4	22.2%
放課後の見守り(学童保育など)支援	1	5.6%	5	27.8%
夏休みなどの長期休暇中の支援	1	5.6%	8	44.4%
身近な場所で短期入所や日中一時支援などのサービスが受けられること	1	5.6%	5	27.8%
身近な場所で専門的な療育支援が受けられること	3	16.7%	8	44.4%
地域住民の理解や支え合う仕組みづくり	3	16.7%	6	33.3%
その他	0	0.0%	0	0.0%
回答なし	9	50.0%	3	16.7%

その他の記述 なし

①本人



②家族等



問 15 現在どんなサービスを利用しているか。

また、今後どんなサービスを利用したいか。(複数回答) 177 名

(1) 在宅生活を支援するサービス

	現在利用しているサービス		今後利用したいサービス	
①居宅介護(ホームヘルプ)	5	2.8%	9	5.1%
②重度訪問介護	1	0.6%	1	0.6%
③同行援護	0	0.0%	0	0.0%
④行動援護	0	0.0%	3	1.7%
⑤重度障害者等包括支援	0	0.0%	5	2.8%
⑥短期入所(ショートステイ)	12	6.8%	5	2.8%
⑦計画相談支援	4	2.3%	7	4.0%
⑧地域移行支援	0	0.0%	1	0.6%
⑨地域定着支援	0	0.0%	8	4.5%
⑩移動支援(ガイドヘルプ)	0	0.0%	5	2.8%
⑪コミュニケーション支援	0	0.0%	0	0.0%
⑫地域活動支援センター	0	0.0%	3	1.7%
⑬日中一時支援	1	0.6%	6	3.4%
⑭児童発達支援	1	0.6%	0	0.0%
⑮放課後等デイサービス	0	0.0%	2	1.1%
⑯保育所等訪問支援	0	0.0%	0	0.0%
⑰あったかふれあいセンター	4	2.3%	10	5.6%
⑱その他	13	7.3%	記述	
⑲回答なし	156	88.1%	146	82.5%

その他の記述内容

- ・作業所 由菜の里。クッキー、ケーキ作り、弁当のおかず作り、施設の掃除
- ・今の所。よくわからない
- ・保育所等訪問支援を年1回利用している
- ・補聴器購入補助、ETC 補助、NHK、受信料
- ・先には利用するようになるかもしれないので、今の内に色々な情報を知識として勉強して行こうと思い、折にふれ友達等と話したりしています。
- ・歩行補助用具のかし出を受けている
- ・土日、長い休みの日は、テレビを見つづけているので、何か気軽に遊びに行ける場所があればと思います
- ・私達は仕事でいいし、友達はいないし、何か方法はないものかといつも思います。
- ・現在は母親と暮らしているので不自由は感じませんが、母も高齢なので不安を感じています。
- ・週1回宅老所を（お年寄りと百歳体操、食事、歌、踊り）楽しみにしています。
- ・通院中、買い物等（スーパー・薬局）
- ・ほっとサロン
- ・まだ自分で生活できているのでわかりません

(2) 日中活動のサービス

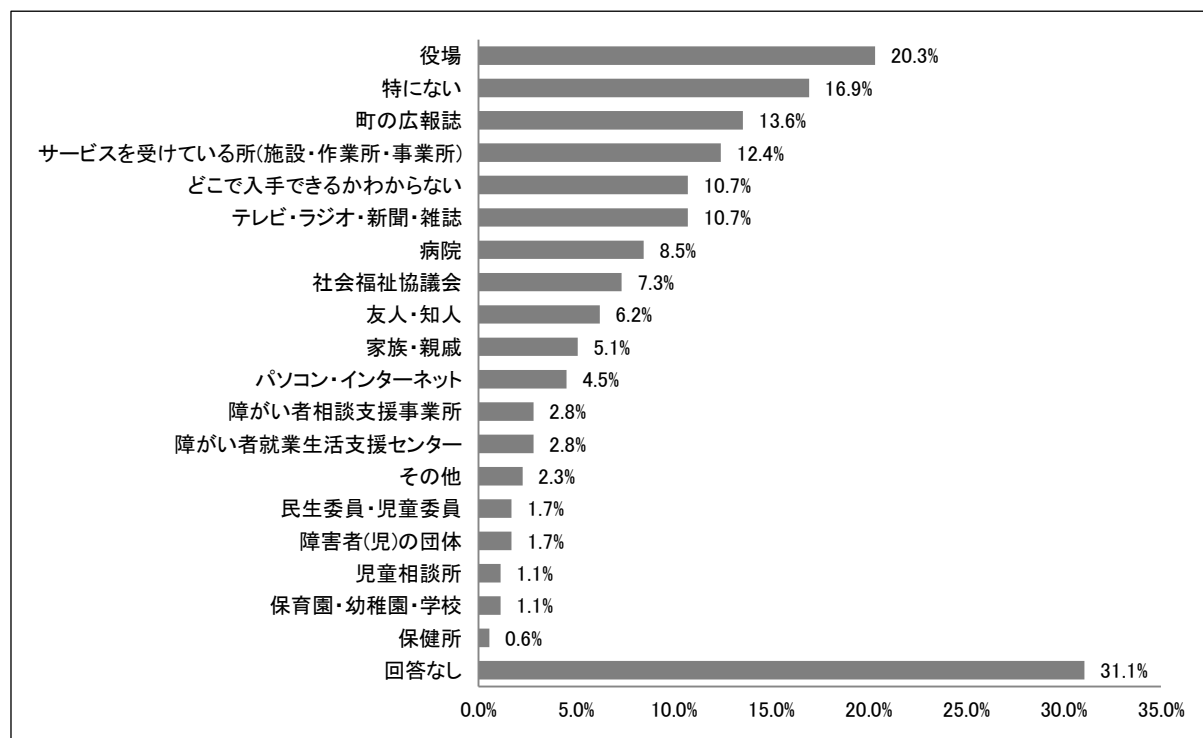
	現在利用しているサービス		今後利用したいサービス	
①生活介護	4	2.3%	3	1.7%
②自立訓練(機能訓練)	5	2.8%	2	1.1%
③自立訓練(生活訓練)	2	1.1%	5	2.8%
④就労移行支援	3	1.7%	8	4.5%
⑤就労継続支援(A型)	6	3.4%	7	4.0%
⑥就労継続支援(B型)	20	11.3%	14	7.9%
⑦療養介護	1	0.6%	4	2.3%
⑧その他	7	4.0%	記述	
⑨回答なし	141	79.7%	152	85.9%

その他の記述内容

- ・まだよくわからない
- ・訪問リハビリ 1回/週
- ・夕食弁当配送サービス（オイコニア）1ヶ月あたり31日
- ・自宅の手伝い
- ・失業保険をもらっている為なし”
- ・人と接するのが苦手、外出の苦手があるので利用しない生協のみ
- ・十和診療所の医師が月に1回訪問してくれています

問 16 サービスに関する情報をどこから入手しているか(複数回答) 177 名

障害者(児)の団体	3	1.7%
テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	19	10.7%
町の広報誌	24	13.6%
家族・親戚	9	5.1%
友人・知人	11	6.2%
保育園・幼稚園・学校	2	1.1%
病院	15	8.5%
役場	36	20.3%
保健所	1	0.6%
児童相談所	2	1.1%
障がい者就業生活支援センター	5	2.8%
サービスを受けている所(施設・作業所・事業所)	22	12.4%
障がい者相談支援事業所	5	2.8%
社会福祉協議会	13	7.3%
民生委員・児童委員	3	1.7%
パソコン・インターネット	8	4.5%
その他	4	2.3%
特になし	30	16.9%
どこで入手できるかわからない	19	10.7%
回答なし	55	31.1%

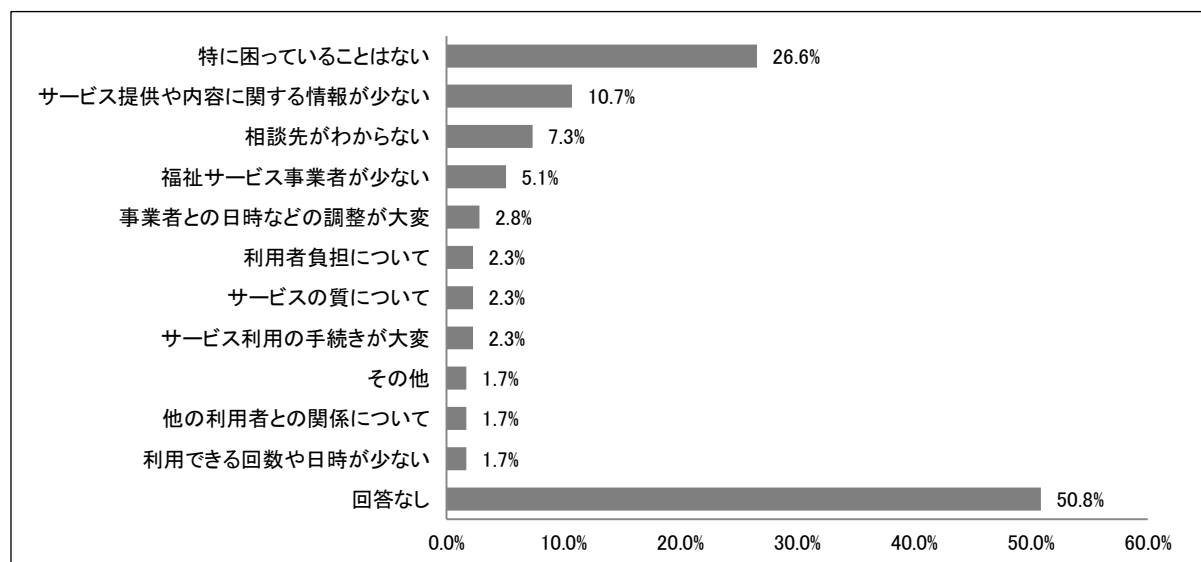


その他の記述内容

- ・ 保健師
- ・ 栄養士
- ・ ケアマネージャー

問 17 障がい福祉サービスなどを利用する上で、困っていること（複数回答） 177 名

サービス提供や内容に関する情報が少ない	19	10.7%
福祉サービス事業者が少ない	9	5.1%
サービス利用の手続きが大変	4	2.3%
事業者との日時などの調整が大変	5	2.8%
利用できる回数や日時が少ない	3	1.7%
サービスの質について	4	2.3%
他の利用者との関係について	3	1.7%
利用者負担について	4	2.3%
相談先がわからない	13	7.3%
その他	3	1.7%
特に困っていることはない	47	26.6%
回答なし	90	50.8%



その他の記述内容

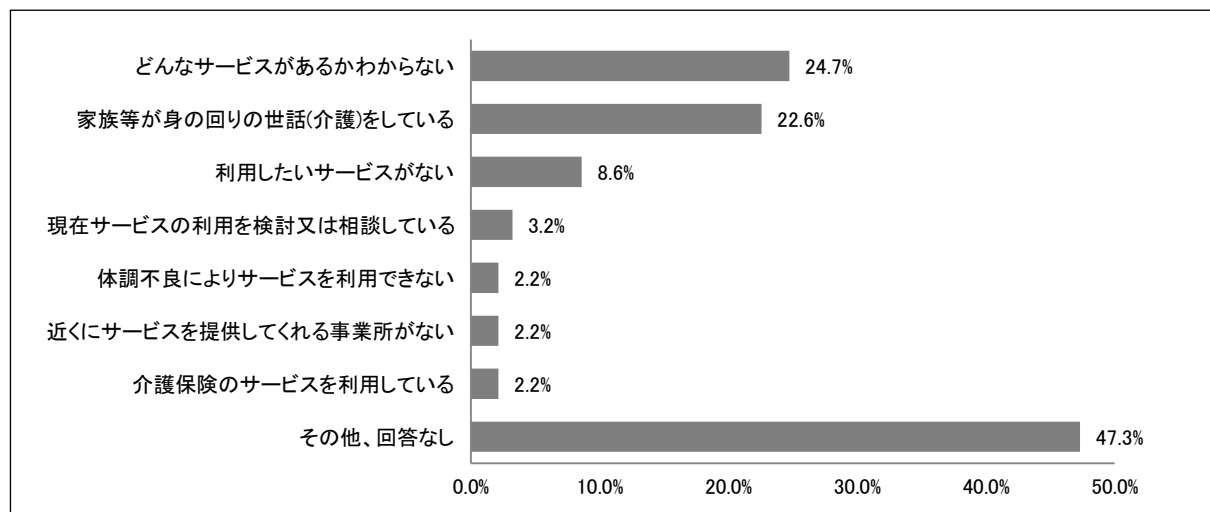
- ・ 緊急時にすぐ対応してもらえない
- ・ よくわからない

問 18 現在どのサービスも利用されていない人

（問 15 で「現在利用しているサービス」の欄に○をしなかった人） 93 名

・ サービスを利用していない理由

現在サービスの利用を検討又は相談している	3	3.2%
家族等が身の回りの世話（介護）をしている	21	22.6%
介護保険のサービスを利用している	2	2.2%
近くにサービスを提供してくれる事業所がない	2	2.2%
利用したいサービスがない	8	8.6%
どんなサービスがあるかわからない	23	24.7%
体調不良によりサービスを利用できない	2	2.2%
その他、回答なし	44	47.3%



その他の記述内容

●利用したいサービスは？

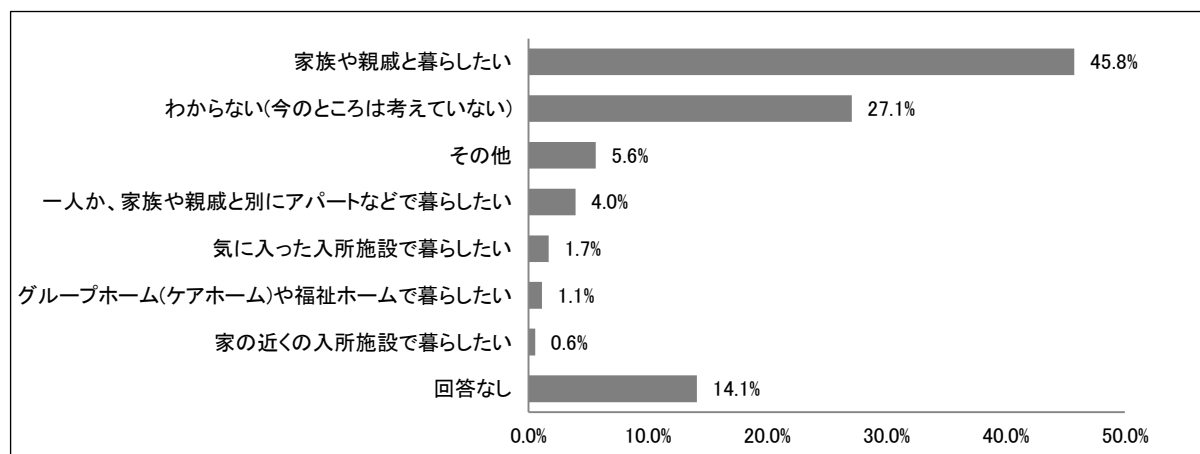
- ・買物や銀行や病院に車でおくりむかえがあれば
- ・学校の長期休みに預かってくれる所があってほしい平日と土日・学童保育
- ・移動図書館

●サービスを利用していない理由は？

- ・自分でなんでもできる 3名
- ・今は必要ない 18名
- ・お母さんの体調がわるいので作業所に行けません
- ・今はまだ仕事をしている 2名
- ・まだ学生
- ・配偶者と暮らしている
- ・サービスを利用したいと余り考えた事がない
- ・パーキンソンですがリハビリのつもりで自分で身の回りのことをしています

問 19 1年後～3年後、どこで暮らしていきたいか 177名

家の近くの入所施設で暮らしたい	1	0.6%
気に入った入所施設で暮らしたい	3	1.7%
グループホーム(ケアホーム)や福祉ホームで暮らしたい	2	1.1%
家族や親戚と暮らしたい	81	45.8%
一人か、家族や親戚と別にアパートなどで暮らしたい	7	4.0%
わからない(今のところは考えていない)	48	27.1%
その他	10	5.6%
回答なし	25	14.1%

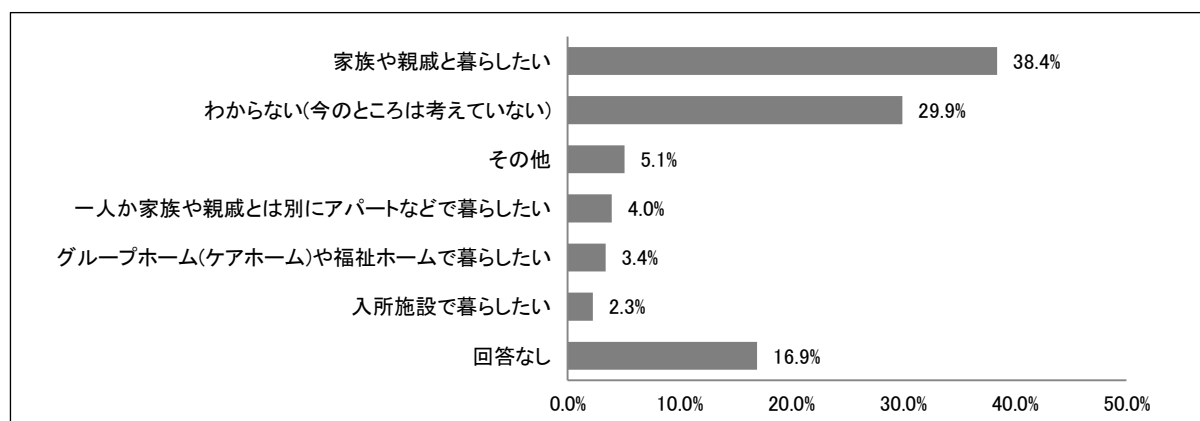


その他の記述内容

- ・現状での生活
- ・自宅 6名
- ・父と母、84, 83 とう例で。この1～3年後わからない
- ・何も言わず、父としても先の事は全然わかりません
- ・我が家での生活が一番！老後はどうなるか？です
- ・できる限り今の状態を維持し続けて自宅で暮らす
- ・家で母親と暮らしています。

問20 将来、ずっと暮らし続ける場所(終の住処)としてどこを希望するか 177名

入所施設で暮らしたい	4	2.3%
グループホーム(ケアホーム)や福祉ホームで暮らしたい	6	3.4%
家族や親戚と暮らしたい	68	38.4%
一人か家族や親戚とは別にアパートなどで暮らしたい	7	4.0%
わからない(今のところは考えていない)	53	29.9%
その他	9	5.1%
回答なし	30	16.9%

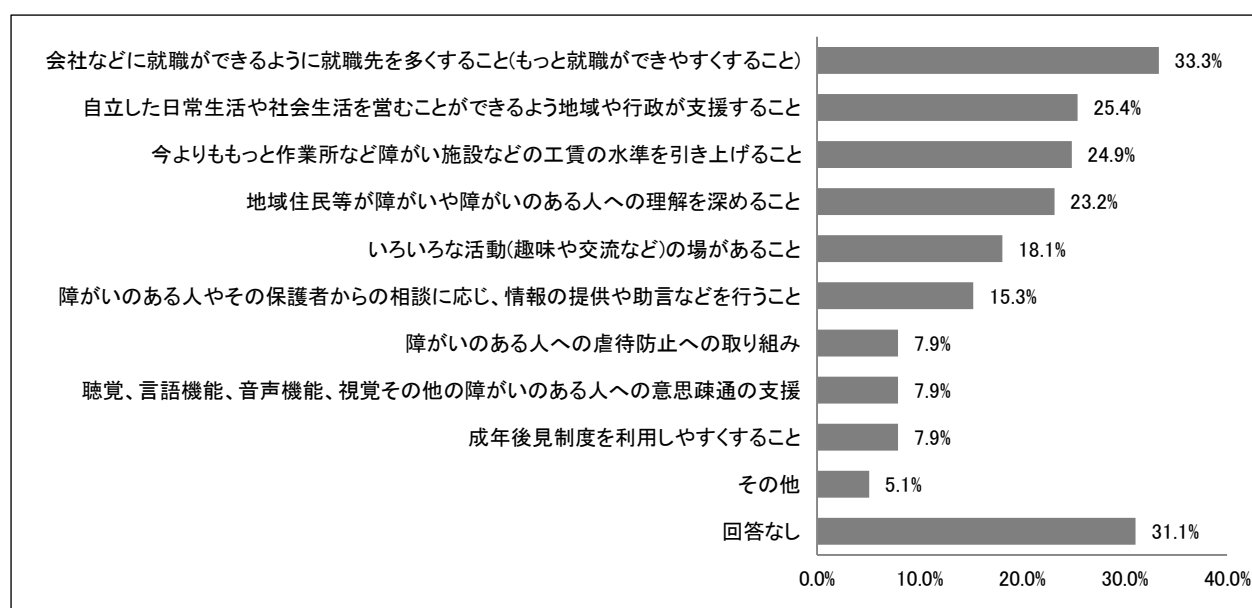


その他の記述内容

- ・自宅 6名
- ・自宅でピンピンころりで死ねたら最高と思っています
- ・できる限り今の状態を維持し続けて自宅で暮らす

問 2 1 今後、障がい者福祉に必要なと思うことは何か（3 つまで回答） 30 名

会社などに就職ができるように就職先を多くすること （もっと就職がやすくなること）	59	33.3%
今よりもっと作業所など障がい施設などの工賃の水準を上げること	44	24.9%
いろいろな活動（趣味や交流など）の場があること	32	18.1%
地域住民等が障がいや障がいのある人への理解を深めること	41	23.2%
障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう障がいのある人や、その家族等が地域で行うさまざまな取り組みを地域や行政が支援すること	45	25.4%
障がいのある人やその保護者からの相談に応じ、情報の提供や助言などを行うこと	27	15.3%
成年後見制度を利用しやすくなること	14	7.9%
聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのある人への意思疎通の支援を充実すること	14	7.9%
障がいのある人への虐待防止への取り組み	14	7.9%
その他	9	5.1%
回答なし	55	31.1%



その他の記述内容

- ・住宅が壊れかけ（雨漏り等）、母と子2人なので、直せる人がいない
- ・役場が、もっと、働いて、行ける所を増やしてほしい。自分の考えで、親や福祉課にそうだんをしているもやはり、仕事の続ぞくが、大変。人間カンケイなど。
- ・親にも話し相手にせず、自分だけの毎日を送っている。自分だけの世界を毎日過ごしている。人の言う事を聞き入れてくれる子供ではない
- ・障害者が人並みに生活できる支援
- ・家にはおりません。入院中
- ・今の所、不自由を感じていないので、母親も高齢なので考えなければならなくなる時間は近いと思いますが。
- ・何も考えられない
- ・特になし

問22 国や県、町に望むこと、して欲しいことは何か

自由記入の記述内容

- ・障害者の一般就労はむずかしい。差別はまだある。
- ・アンケートの内容がむずかしくて、あまり答えられませんでした……。すみません。ホットサロンは、私の心の支えです。
- ・現在学生ですが、子供自身、ただ手をやく、手のかかる子供と思い接していましたが、在学中の過去の先生から、いろんな福祉のサービス（手帳も含め）、知識を教えて頂いていたら、もっと違った方向で、生活面、（経済的にも）ゆとりを持って接する事ができたと思います。実際、様々な、弱者に対してのサービスがある事を全く知りませんでした。ただ”特別支援学級に入れる”のみでなく、もっと子供自身も、何かしら引け目を感じて、勉強しに行くのではなく、その子なりに応じて、もっと輝く接してほしかったです。一年一年で担当の先生が変わるのは、短すぎます。何一つ子供の心に響くものがありませんでした。そういった事も、もっと真剣に町や県も考えてほしいです。
- ・買物とか病院とか銀行とかに、行くばあい、自分は目がわるいので、おくり、むかえをしてくれるサービスが出ればよいと思う
- ・わかりません
- ・今、現在の自分は、月に1～2回精神科通院して。B型支援由菜の野で、1週間に、月、水、木、3日練れんとして働いています。しかし、人間カン系に弱いので、止めたいと言ったり。母親に休みたい、行きたくないと言っても、父親は自分に何も話さなくなった。母とは、話をしている。人間カンケイが、とてもつらくて、福士果、保健士さん、又しんせきのそれも女のおばちゃんに電話で相談をしていたが、電話をしてくれるなど言われたり。自分の電話やこう動で間代がおきたりが、色々な人にめいわくをしている。友人、弟、妹に電話をしても、同じで。これは、国や県、町に相談をしても、なおらない。もっと自分で病気や人間関係をなをさなくてはと思いつつ、そんなに人生は甘くないと思う。好きな人は好き。きらいな人はきらい。自分が人にたよっているためにと考える。おとうとの奥さんに家に帰ってもらい、お墓や家を守ってほしい。が、父と母が死んでしまったら、どう考えても、お金のこともあるが、1人ではどうやらムリだと考える。自分はケアホーム、グループファームなどでもいいから。長くいることは気まぐれな自分では、やはりムリではないかなと思う。字部ンの家がほんとうは。生活できるならば一番いいかな。しりめつれつですみません。
- ・今のところ何ものぞむ事はありませんが、20才30才の障がい者が外にでて働ける場があればいいのになと思います。おとしよりのしせつやグループホームは四万十町にたくさんありますが障がい者のしせつはオイコニーだけです。もう少し若い人達の事もかんがえてほしいといつもねがっています。
- ・親が元気である時、障がい者（本人）が入所施設で元気で仕事できる時は、今はいいのですが、この先、親も年を取り、いつか死んでしまった後の事が心配でなりません。障がいのある子供が守られ、何の心配もなく一生を終える事が出来ると約束があるのであれば、安心なのですが。
- ・障害者の医療補助（病院代）。国民保険料の補助。補聴器購入でも補聴器を指定するのではなく本人の希望する物の何割かを補助する制度。結局は希望する物を最終的に全額負担で購入し、指定されて購入した物は使われなくなる。
- ・自分もそうですが他の障害がある方が、これから先、不自由がないように。その方がお年寄りになられた時の支援をたくさんしてほしい。普通の人も障害の方も支え合えるようにしてほしいです。老人ホームも障害者用を作してほしい。障害者が一人になったときに安心して住めるアパートのようなものがほしい（訪問販売など見張り、見守りができるもの）。

- ・金がない
- ・病院ことですが、私は耳が聞こえないですが、人の口で見て名前、呼ぶ時、言いにくいけど近く来て呼んでももらいたいです
- ・障がい者本人はどんなサービスを受けられるか受けているかなど問い合わせたりせず、本人に合ったサービスは、これとこれとか具体的に知らせてほしい事です。受けられるサービスを知らなすぎる事が多いです。
- ・私は5年ほど前に変形性股関節症で手術をしました。手術後、一番にこまった事は、トイレでした。我が家は洋式にしていますが、外出先が和式だった事、イベント先でのトイレがまだまだ和の所があります。障がい者になってみて、初めて不便さを感じました。障がい前には考えもしなかった事が多くあります。下津井の温泉前のトイレが今だに和です。区長さんにも役場にもお願いはしていますが・・・、今だ・・・。あの広場でイベントする事も多々あります。高齢者の村です。洋式トイレになる事をお願いします。一日も早く！私の現在は、障がい者と言っても、今は楽しく農作業をし、草が友達の生活をしています。今後どうなるかわかりませんが、その時はお願いに行きます。よろしく！ありがとう。
- ・補助金の枠をふやしてほしい。
- ・インターネットを利用して出来る（自宅で）支援をしてほしい。たとえば、自宅におりながら収入がえられる様な仕事など。少し主旨が違うかもしれませんが、数年前から「栗園」を「再生事業社」にお願いしていますが、色々な事で悩みがあります。「町長」にコンタクトをお願いできませんでしょうか？ 私達の老後の事や、いなくなった時の事を考えると、グループホームなど、支援してくれる場所への入所がいいとは思いますが、町内では仕事もかぎられているし、ホームがあるのかも分かりません。町内でそういった場所がほしいです。もっと障害者が皆から理解を得られ、一緒に仕事ができ、生活する場所を考えてもらいたいです。お願いします。
- ・心臓にペースメーカーが付いていますが、普通に生活できますので、介護は又は支援は必要ないです。
- ・自立支援のこの制度は障がい者にとって本当に負担が大きいと思います。この制度はぜひ廃止にしてもらいたいと思います。（国に望む）
- ・障害の害をひらがなで書かなければならない程、障害者は不快を感じているのでしょうが、私はそんな気遣いは必要ないと考えます。自分なりに一生懸命行きていますから。
- ・障害者でも利用出来るこうきょうしせつを作してほしい。工賃をもっと上げてほしい。障害者が住みやすい町にしてほしい。障害者でも利用出来るごらくしせつを作してほしい。障害者が利用しやすい電車やバス・タクシーをふやしてほしい。
- ・はたらける所をつくってほしい
- ・高齢者、障害者、皆んなで助け合って、地域の中で暮らせたら最高と思います。宅老所は最高だと思います。今後も皆んなで助け合って、「楽しみ」と思えるよう、頑張りたいと思います。どうぞ今後もいろいろ教えて下さったり、助けて下さったり、お願いします。
- ・料理（3食のごはん）にこまっている。料理をおしえてもらいたい。このことをケースワーカーさんに相談したい。
- ・やさしい先生になってもらいたいです。
- ・病気で障がい者になり、毎月通院、薬をもらってますが、治療代、薬代が高くて、障がいの級によって治療費ちがってくるようですが、障がいの級が低くても病院代等、安くできないのでしょうか？生活に治療費、薬代が毎月たてこんできて困っています。
- ・四万十町には障がい児を受け入れる施設・学校が無い。学童も無い。普通学校の中に支援学級があっても、中学・高校生になった時に入学する養護学校が無い。また放課後を支援する所も無い。また町外の養護学校へ行かざるをえず、又、寄宿舎生活も始まり、週末の送迎が負担にもなり、バスも出ず。せめて毎週（月）の早朝だけでも町のスクー

ルバスが出ないものか、と。働く親にとれば、遠方（学校）への早朝の往復とその後の出勤がきつい。長期休暇の中高生を見守る所が無い。働く親にとれば、どうすれば良いのか悩むところ。成人していない大人でない若い者を受け入れてくれる施設が充実しておらず、大変に困っています。①せめて毎週（月）早朝だけでもバスを ②春・夏・冬休み中の障がい児の居場所を

- ・ 障害福祉サービスは色々ありますが、当事者がどのサービスを受けられるのか、わからない。高齢者は、ケアマネージャーという方がいるのに対して、若年者には決まった相談する方がいないので、改善して欲しい。高知リハビリテーションセンターのような、自立訓練を受けれる場所を県下何ヶ所か作って欲しい。当事者ひとりひとりに向かって、1年に1度くらいは面接して、何を必要としているのか、生活状況はどうなのかとか、もっとサポートして欲しい。
- ・ 望む事あれどなにもしない。障害者のトイレが少ない。
- ・ 精神のグループホームを作してほしい。
- ・ ぼくわいまかのじょがほしい れんあいきんしになってるのじゃないかな
- ・ 障がい児のいる家族の働ける環境をもっと広げてほしい
- ・ 子供（障がい児）をみないといけないのでパートでしか働く事ができない
- ・ もっと働く時間をふやしたい
- ・ 走ることは出来ないけれどまだ歩くことは出来ますが町内の道は「ガタガタ」で歩きづらいです。※先日私所の家の前も（水道）のくだの所だけ（50 cm）だけ舗装してましたが！大事な皆さんが歩く所はガタガタに古くなり、とても歩きづらいです。小さい子供さんやお年寄りがシルバーカーや車イスで行くのに危ないと思います。つまづいて転倒する事も有ると思います。道のまん中はきれいでも（ふちがわ）を見て頂きたいと思います。よろしくお願い致します。
- ・ 就職支援について、職安やオイコニア須崎のキリマなどの職員の方にとってもよくしてもらっているが、希望する就労の場がなかなかみつからない。障害のある方の職種についてもっと考えてもらいたいと思う。
- ・ 障がい者に対する税の免除、たとえば自分は会社に勤めているので所得税、住民税等の免除、持ち家にかかる固定資産税の免除など障がいをもちながらも働いている者への税の免除、または減免などをもっと充実してもらいたい。はっきり言って今の行政は税金を取れる所からしぼり取るといった事しか考えていない。社会的弱者である障がい者に対してもようしゃなく税金を取っている血もなみだもないこのような行政のやり方にはとうていなっとくできない。今の行政のあり方をかえてもらいたい。
- ・ わからないところは、（○）つけていない。もう少しわかるやすいように、書いてほしいと、おもいました。
- ・ 現在はまだ介護を受けていませんが先はどうなるか不安でもあります。その時にはサービスも受けざるをえないと思いますので相談したいと思います
- ・ いつも思う事はこんなアンケートをとって何かなるのか。他にもいろいろなアンケートが来るけど四万十町は全くいい暮らしになっていない。アンケートをとるならそれなりにみんながいい暮らしができるようにしたらどうかと思う。それが出来ないならこんなアンケートなんて書く意味がない。もっと真剣に色々な事を考えるべきだと思う。
- ・ 私は透析患者です。今現在くぼかわ病院で透析を受けている人は50名ほどだと思います。気がかりなのは災害の時、透析ができなくなると困ることです。週に3回透析を受けていますが、もしもの時はどこかの病院へ行かなければならないようですので心配です。今回の台風で町が停電になりました。水が透析には必要ですので町役場の人達のおかげで夜中にも寝ないで水を運んでいただき無事に透析することができ感謝しています。スタッフの方々も今回のことはいろいろ勉強になったと言っていました。自分達の力ではどうすることもできません。その方の対策をよろしくお願いします。

高 幡 圏 域

須 崎 市 四 万 十 町
 檮 原 町 津 野 町
 中 土 佐 町



◆ 圏域内の障害のある人の状況（H26.3.31 現在）

	人 数		うち、65 歳以上	
		率		率
圏域内の人口	57,907		22,271	38.5%
身体障害者手帳所持者	4,224	7.29%	3,343	79.1%
療育手帳所持者	530	0.92%	72	13.6%
精神障害者 保健福祉手帳所持者	295	0.51%	52	17.6%
（参考）自立支援医療（精神通院）受給者証所持者 717 人				

※ 人口は、H26.3.1 現在（高知県人口推計調査より）

1 現 状 等

(1) 圏域の現状と課題

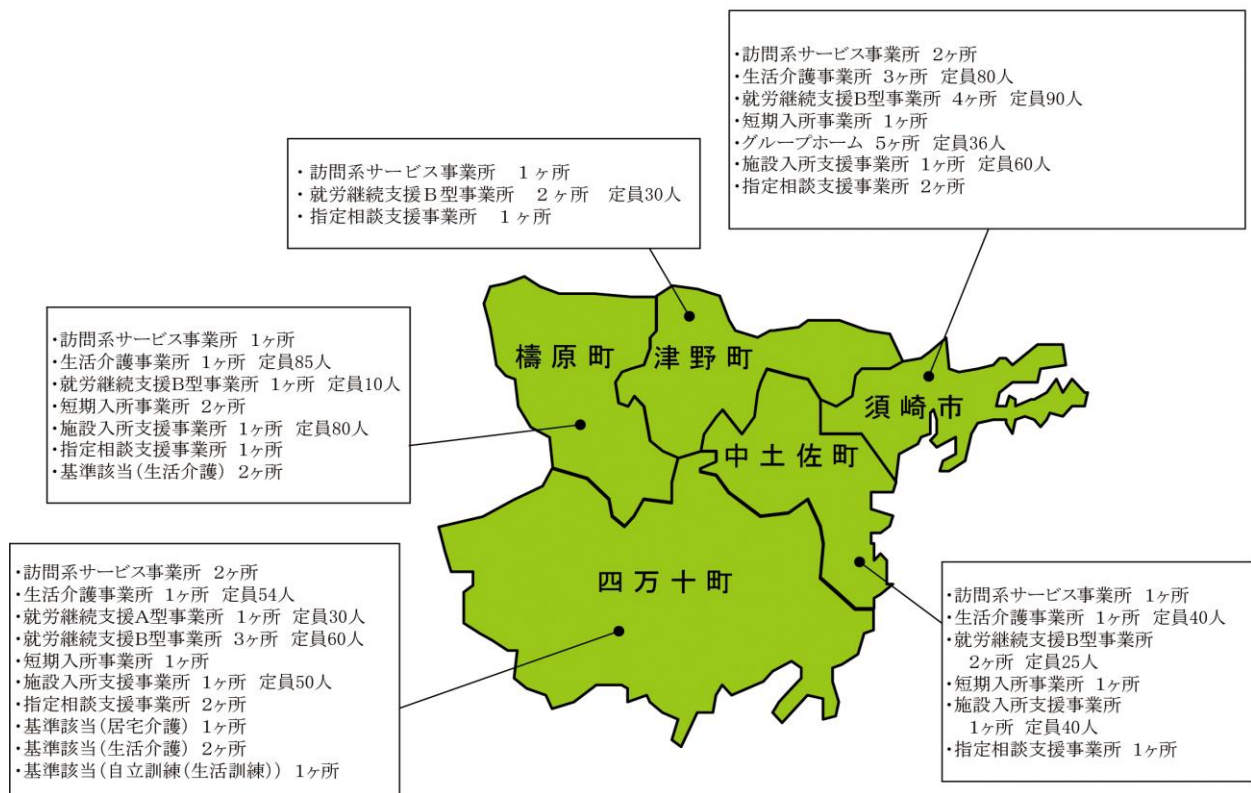
- 当圏域は、他の圏域と比べて事業所が少なく、圏域内の事業所ではサービスの確保が難しいため、他の圏域の事業所も利用しながら、必要なサービスを確保しています。

また、事業所が偏在し、地域によっては、利用できるサービスが限られることから、介護保険の施設を基準該当事業所として利用することなどでサービスを確保している状況です。

- グループホームについては、他の圏域に比べると整備が進んでいません。希望する人が入所施設や病院から円滑に移行するためには、グループホームの整備は欠かせないため、事業者をはじめ関係機関と連携を図りながら、必要数を確保していく必要があります。

(2) 圏域内の指定障害福祉サービス等の提供基盤の状況

【平成26年7月31日現在】



(3) 圏域内の在宅生活等への移行等の目標

① 福祉施設入所者の在宅生活等への移行

項 目	目 標 値	備 考
【目標値】 在宅生活等への移行者数	13 人	第3期計画の目標値：43 人 26 年 7 月末時点の実績：1 人
【目標値】 平成 29 年度末入所者数	163 人	第3期計画の目標値：162 人 H25 年度末時点の実績：167 人

② 福祉施設利用者の一般就労への移行

項 目	目 標 値	備 考
【目標値】 29 年度における福祉施設から一般 就労へ移行する人の数	7 人	第3期計画の目標値：14 人 24 年度の実績：5 人

③ 地域生活支援拠点等の整備

項 目	目 標 値	備 考
【目標値】 29 年度までに整備する地域生活支 援拠点等の数	1 箇所	※圏域単位

(4) 圏域内市町村の障害福祉サービスの見込量等

① 訪問系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	24 年度 (25 年 3 月)	25 年度 (26 年 3 月)	26 年度 (26 年 7 月)	27 年度 見込量	28 年度 見込量	29 年度 見込量
居宅介護、重度訪 問介護、行動援護、 同行援護	691 時間/月	721 時間/月	720 時間/月	937 時間/月	976 時間/月	1,023 時間/月
	46 人	49 人	44 人	59 人	59 人	63 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

② 日中活動系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	24 年度 (25 年 3 月)	25 年度 (26 年 3 月)	26 年度 (26 年 7 月)	27 年度 見込量	28 年度 見込量	29 年度 見込量
生 活 介 護	3,974 人日/月	3,923 人日/月	4,143 人日/月	4,357 人日/月	4,445 人日/月	4,451 人日/月
	197 人	197 人	197 人	214 人	214 人	214 人
自 立 訓 練 (機能訓練)	61 人日/月	89 人日/月	110 人日/月	88 人日/月	45 人日/月	22 人日/月
	3 人	5 人	5 人	4 人	2 人	1 人
自 立 訓 練 (生活訓練)	25 人日/月	87 人日/月	28 人日/月	22 人日/月	37 人日/月	22 人日/月
	2 人	5 人	2 人	1 人	1 人	1 人
就労移行支援	49 人日/月	87 人日/月	116 人日/月	101 人日/月	45 人日/月	45 人日/月
	3 人	5 人	6 人	5 人	2 人	2 人
就労継続支援 (A 型)	634 人日/月	759 人日/月	839 人日/月	902 人日/月	991 人日/月	917 人日/月
	33 人	40 人	41 人	43 人	47 人	43 人
就労継続支援 (B 型)	3,623 人日/月	3,495 人日/月	3,719 人日/月	4,174 人日/月	4,379 人日/月	4,354 人日/月
	225 人	223 人	217 人	237 人	248 人	248 人
療 養 介 護	17 人	17 人	17 人	17 人	17 人	18 人
短 期 入 所	156 人日/月	139 人日/月	118 人日/月	212 人日/月	207 人日/月	207 人日/月
	15 人	17 人	15 人	25 人	24 人	24 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

③ 居住系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	24 年度 (25 年 3 月)	25 年度 (26 年 3 月)	26 年度 (26 年 7 月)	27 年度 見込量	28 年度 見込量	29 年度 見込量
共同生活援助	111 人	105 人	104 人	111 人	125 人	127 人
施設入所支援	165 人	169 人	168 人	166 人	166 人	164 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

④ 指定相談支援サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	24 年度 (25 年 3 月)	25 年度 (26 年 3 月)	26 年度 (26 年 7 月)	27 年度 見込量	28 年度 見込量	29 年度 見込量
計画相談支援	19 人/月	36 人/月	51 人/月	93 人/月	94 人/月	96 人/月
地域移行支援	— 人/月	— 人/月	1 人/月	5 人/月	4 人/月	4 人/月
地域定着支援	— 人/月	— 人/月	— 人/月	3 人/月	4 人/月	2 人/月

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

2 必要なサービスの供給体制の整備

(1) 日中活動系サービス

サービス 種 別	圏域内定員 (26 年 7 月末現在)	項 目	27 年度	28 年度	29 年度
生 活 介 護	259 人	圏域内事業所利用見込者数	225 人	173 人	174 人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—
自 立 訓 練 (機能訓練)	—	圏域内事業所利用見込者数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる数	(4 人)	(2 人)	(1 人)
		整備が必要と見込まれる事業所数	(1 ヶ所)	—	—
自 立 訓 練 (生活訓練)	—	圏域内事業所利用見込者数	—	1 人	—
		整備が必要と見込まれる数	—	1 人	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	—	—	—
就労移行支援	—	圏域内事業所利用見込者数	—	—	—
		整備が必要と見込まれる数	(5 人)	(2 人)	(2 人)
		整備が必要と見込まれる事業所数	(1 ヶ所)	—	—
就労継続支援 (A 型)	30 人	圏域内事業所利用見込者数	35 人	37 人	34 人
		整備が必要と見込まれる数	5 人	2 人	—
		整備が必要と見込まれる事業所数	1 ヶ所	—	—

サービス 種 別	圏域内定員 (26年7月末現在)	項 目	27 年度	28 年度	29 年度
就労継続支援 (B 型)	215 人	圏域内事業所利用見込者数	208 人	215 人	216 人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	1 人
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	—	—	—

※「整備が必要と見込まれる数」の（ ）は、圏域内市町村のサービス利用見込者数

サービス 種 別	圏域内定員 (26年7月末現在)	項 目	27 年度	28 年度	29 年度
短 期 入 所	5 ケ所	圏域内事業所利用見込者数	17 人	16 人	17 人
		整備が必要と見込まれる数	(17 人)	(16 人)	(17 人)

※「整備が必要と見込まれる数」の（ ）は、「圏域内事業所利用見込者数」が見込まれる場合には、その見込者数を、見込みがない場合には、圏域内市町村のサービス利用見込者数

(2) 居住系サービス

サービス 種 別	圏域内定員 (26年7月末現在)	項 目	27 年度	28 年度	29 年度
共同生活援助	36 人	圏域内事業所利用見込者数	43 人	52 人	55 人
		整備が必要と見込まれる数	7 人	9 人	3 人
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	2 ケ所	2 ケ所	1 ケ所

3 今後の取組み

(1) サービス提供体制の充実

- 特別支援学校の卒業生など、新たに利用する人が圏域内で必要なサービスを利用できるよう、事業者など関係機関との連携を図りながら、サービスの提供体制の整備を進めます。
- 中山間地域においても、障害のある人が身近なところでニーズに応じたサービスが受けられるよう、新たに送迎付きの通所事業所を開設する事業者への助成や、あったかふれあいセンターの利用の促進などにより、サービス提供体制の充実を図ります。

(2) 住まいの場の確保

- 他の圏域と比べて整備が進んでいないグループホームについては、施設整備などに対する助成を行うことなどにより、必要量を確保します。

(3) 地域における支援体制の充実

- 新たな相談支援事業所の整備に向けて市町との協議を進めていきます。また、相談支援専門員の研修体制の充実強化を図ります。
- 各市町の地域自立支援協議会の運営の活性化に向けた支援を行います。また、官民協働の「高幡圏域の障害者が地域で暮らすためのネットワーク会議」を継続して開催し、関係者や住民の参加を得ながら圏域の課題を検討していきます。
- 市町や医療機関、関係機関と連携を図りながら、精神科病院に入院中の精神障害者の退院支援や地域生活の支援体制の整備を進めていきます。
- 就労支援については、就労支援事業所や公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターなどと連携して、圏域内での就労を促進していきます。

四万十町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に基づく、四万十町障害者計画及び障害福祉計画の策定に関する事項を協議するため、四万十町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

一部改正〔平成25年告示16号〕

(事業)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) その他、計画の策定に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員27名以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 須崎公共職業安定所 1人
- (2) 高知県須崎福祉保健所 1人
- (3) しまんと町社会福祉協議会 1人
- (4) 四万十町民生児童委員協議会 1人
- (5) 身体・知的障害者相談員 2人以内
- (6) くぼかわボランティア連絡協議会 1人
- (7) 障害福祉サービス事業者 5人以内
- (8) 障害者又は障害児・者の家族代表 3人以内
- (9) 教育委員会 1人
- (10) 健康福祉課長 1人
- (11) 地域包括支援センター 1人
- (12) 町民から公募した者 9人以内

一部改正〔平成26年告示50号〕

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、障害者計画及び障害福祉計画策定までとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、委員の互選による会長1名、副会長1名をおく。

2 会長は会務を統括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は会長が招集し、会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、並びに資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の運営上必要な事務は、健康福祉課において行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成23年11月4日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日告示第16号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年5月29日告示第50号)

この告示は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

四万十町障害者計画及び障害福祉計画策定委員会委員名簿

役職名等	氏名
須崎公共職業安定所 所長	大山 哲也
須崎福祉保健所 所長	細木 邦郎
しまんと町社会福祉協議会 事務局長	長谷部 恵美
民生児童委員 会長	生田 操
身体障害者相談員	嶋岡 敏
知的障害者相談員	戸田 利丕
くぼかわボランティア連絡協議会 会長	牧野 利恵子
障害者支援施設 オイコニア 支援課課長	大崎 和正
就労継続支援 B 型事業所 やまびこ 施設長	佐々木 香代
就労継続支援 B 型事業所 由菜の里 副所長	田井 智子
就労継続支援 A 型事業所 しまんと創庫 管理者	中平 多貴子
身体障害者代表	弘瀬 佳和
知的障害者保護者代表	友永 篁子
障害者家族代表	西岡 利枝
四万十町教育委員会 教育次長兼学校教育課長	岡 澄子
四万十町健康福祉課 課長	市川 敏英
四万十町地域包括支援センター 所長	三本 明子